

**平成25年度
外部評価結果報告書
(案)**

平成25年8月16日

江東区外部評価委員会

平成25年度外部評価について

江東区外部評価委員会委員長

安念 潤司

本委員会は、基本構想の実現を目指して平成22年度に策定された新たな長期計画の進行管理をその使命としております。進行管理にあたっては、評価の客観性、透明性を確保するため、専門家と区民という両視点から、長期計画に掲げる各施策について、その課題と今後の方向性等に関する評価を行っております。

外部評価は、全37施策を半数ずつ2年間で実施しており、今年度は23年度に評価を行った19施策について、この2年間における施策の改善状況、東日本大震災をはじめとする区政に影響を及ぼした社会経済事情の施策への反映状況等について、改めて関係所管とのヒアリングを実施いたしました。評価の実施にあたっては、より多くの区民の方にご参加いただくため、2年間務められた区民委員の交代を行い、公募により2名の新たな区民の方にご参加いただきました。

前期計画における外部評価は、今回で一応の区切りとなります。4年前の開始当初は、区側出席者も一種の警戒感を持って臨まれたようで、官僚的答弁に終始する場面もありました。しかし、回を重ねるにつれて距離感も縮まって、施策の方向性や課題について活発な議論も行われるようになり、外部評価の趣旨が徐々に浸透してきたことを感じております。

さて、江東区には、超高齢社会への対応など全国的な課題に加えて、他の自治体にはない児童人口の急増に伴う小・中学校の収容対策など区独自の課題が山積しております。今後とも行政評価制度を適切に機能させ、限られた財源を有効に活用しつつ、これらの課題に的確、迅速に対応していただくことを期待しております。

最後に、ご協力いただいた外部評価委員各位、各委員からの様々な質疑に対して真摯にご答弁いただいた区側出席者各位に対して感謝申し上げます。

目 次

I	外部評価委員会について	1
II	総評	7
III	施策評価	11
	【施策2】身近な緑の育成	12
	【施策3】地域からの環境保全	17
	【施策7】子育て家庭への支援	22
	【施策10】地域や教育関係機関との連携による教育力の向上	27
	【施策12】健全で安全な社会環境づくり	32
	【施策13】地域の人材を活用した青少年の健全育成	37
	【施策15】環境変化に対応した商店街振興	42
	【施策16】安心できる消費者生活の実現	47
	【施策17】コミュニティの活性化	52
	【施策20】文化の彩り豊かな地域づくり	57
	【施策22】健康づくりの推進	62
	【施策23】感染症対策と生活環境衛生の確保	67
	【施策25】総合的な福祉の推進	72
	【施策29】住みよい住宅・住環境の形成	77
	【施策31】便利で快適な道路・交通網の整備	82
	【施策32】災害に強い都市の形成	87
	【施策33】地域防災力の強化	92
	【計画の実現に向けて2】スリムで区民ニーズに的確に対応した行財政運営	98
	【計画の実現に向けて3】自律的な区政基盤の確立	103
IV	資料	108

I 外部評価委員会 について

1 設置の目的

江東区長期計画における施策の行政評価の実施にあたり、区民の視点に立った評価を行うことを目的とする。

2 評価結果の取扱い

外部評価委員会での評価を踏まえ、区長は各施策に対する評価を行う。この評価結果に基づき、施策の実施のあり方の見直しを図り、必要に応じて予算等への反映を図る。

3 外部評価委員会の構成

学識経験者 3名 評価経験者 4名 公募区民 6名 計13名

※は25年度新委員

外部評価委員会委員名簿		
安 念 潤 司	評価経験者	中央大学法科大学院 教授
木 村 乃	評価経験者	明治大学 特任准教授
藤 枝 聡	評価経験者	立教大学総長室教学連携課・職員
大 塚 敬	評価経験者	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 主任研究員
桑 田 仁	学識経験者	芝浦工業大学 准教授
牧 瀬 穂	学識経験者	法政大学大学院 兼任講師
山 本 かの子	学識経験者	元大正大学 准教授
梅 村 小百合	公募区民	
坂 井 優 子	公募区民	
田 中 真 司	公募区民	
吉 田 正 子	公募区民	
※浦 田 清 美	公募区民	
※澁 谷 勝 彦	公募区民	

4 評価対象

- ・ 江東区長期計画に定める施策を評価対象とする。
- ・ 2年で全施策の評価を行う。25年度は23年度に外部評価を実施した施策を対象とする。

水と緑豊かな地球環境にやさしいまち	2	身近な緑の育成
	3	地域からの環境保全
未来を担う子どもを育むまち	7	子育て家庭への支援
	10	地域や教育関係機関との連携による教育力の向上
	12	健全で安全な社会環境づくり
	13	地域の人材を活用した青少年の健全育成
区民の力で築く元気に輝くまち	15	環境変化に対応した商店街振興
	16	安心できる消費者生活の実現
	17	コミュニティの活性化
	20	文化の彩り豊かな地域づくり
ともに支えあい、健康に生き生きと暮らせるまち	22	健康づくりの推進
	23	感染症対策と生活環境衛生の確保
	25	総合的な福祉の推進
住みよさを実感できる世界に誇れるまち	29	住みよい住宅・住環境の形成
	31	便利で快適な道路・交通網の整備
	32	災害に強い都市の形成
	33	地域防災力の強化
計画の実現に向けて	㊸	スリムで区民ニーズに的確に対応した行財政運営
計画の実現に向けて	㊹	自律的な区政基盤の確立

5 評価方法

一次評価として施策の主管部が事前に作成する施策評価シート、行政評価（二次評価）結果への取り組み状況説明シート及び事業概要一覧等に基づき、今後5年間の施策の方向性等について評価を行う。

6 実施方法

(1) スケジュール

- ・ 第1回（6月28日） ガイダンス
- ・ 第2回～第4回（7月3日～7月27日） 班別に、区職員からのヒアリングを実施
※スケジュールの詳細は、巻末に掲載
- ・ 第5回（7月25日） 評価経験者委員により、区職員からのヒアリングを実施
- ・ 第6回（8月16日） 評価結果のまとめ

(2) ヒアリングの実施方法

委員長を除く委員12名を3班に分け、担当する施策の評価を行う。班分け及び担当施策は次の通り。また、「計画の実現に向けて㊸・㊹」は全評価経験者委員で担当する。

なお、委員長は、全評価経験者委員による班での班長を務めるとともに、他の施策の評価についても最終的な調整・取りまとめを行う。

1班	※ 大塚 敬 桑田 仁 吉田 正子 浦田 清美	2 身近な緑の育成 3 地域からの環境保全 29 住みよい住宅・住環境の形成 31 便利で快適な道路・交通網の整備 32 災害に強い都市の形成 33 地域防災力の強化
2班	※ 藤枝 聡 牧瀬 穂 坂井 優子 田中 真司	7 子育て家庭への支援 10 地域や教育関係機関との連携による教育力の向上 15 環境変化に対応した商店街振興 16 安心できる消費者生活の実現 17 コミュニティの活性化 20 文化の彩り豊かな地域づくり
3班	※ 木村 乃 山本 かの子 梅村 小百合 渋谷 勝彦	12 健全で安全な社会環境づくり 13 地域の人材を活用した青少年の健全育成 22 健康づくりの推進 23 感染症対策と生活環境衛生の確保 25 総合的な福祉の推進
全 評 価 委 員 経 験 者	※ 安念 潤司 木村 乃 藤枝 聡 大塚 敬	計画の実現に向けて② スリムで区民ニーズに的確に対応した行財政運営 計画の実現に向けて③ 自律的な区政基盤の確立

※は班長

- ・ ヒアリングは、1回あたり概ね2時間とし、公開で行う。
- ・ 外部評価委員は、基本的に以下の視点に基づき評価を行う。

《外部評価委員の視点》

- 施策の目標に対して、成果は上がっているか
- 区民ニーズ・社会状況に対応した取り組みを展開しているか
- 区民との協働、国・都・民間団体等との役割分担は適切か
- 施策の総合評価（今後の方向性）

(3) 評価のとりまとめ

各委員から提出された外部評価シート及びヒアリング内容をもとに、委員長及び各班の班長で構成する小委員会にて評価案（原案）を作成の上、各委員に提示する。最終案は、第6回外部評価委員会において決定する。

Ⅱ 総 評

平成25年度江東区外部評価委員会 総評

【行政評価の目的と役割】

行政評価の究極の目的は、区民福祉の向上のための長期計画の着実な推進、確実な区政運営であって、評価そのものが目的ではない。評価を踏まえた事業の検証・見直し、予算編成、事業の実施を一つのサイクルとし、時代の変化に常に適切に対応できる区政運営の実現を図ることが重要である。

また、区民等も参画した評価作業の過程を通して、長期計画の施策を推進させるにあたって自らの仕事にどのような意義があり、どのような目的をもって取り組んでいくべきなのかについて、全ての区職員が共通の理解を持てるようにすることも、行政評価の重要な役割である。その際、評価結果は、単に施策の実績に対する成績として捉えるのではなく、効果的に仕事を行うための手がかりとして捉えられなければならない。

【コストと負担のあり方】

施策の推進にあたっては、それに要するコスト、とりわけ後年度負担を生じせしめるライフサイクルコストを誰がどのように負担すべきかについて、十分に検討しなければならない。区が提供している事業に関しては、区民・事業者・行政の適切な『役割分担』の観点からどこまで公費で支援すべきかについて十分な議論を行いつつ、施策の取り組みを検証していただきたい。

【成果指標と目標値の設定】

施策の成果を検証するにあたって、長期計画に掲げている指標だけでは必ずしも十分に施策の成果を検証できない事例が散見される。「施策が目指す江東区の姿」の意図をしっかりと踏まえ、必要に応じて実態を的確に現し、施策の達成状況をより端的に示すアウトカム指標を設定する必要がある。

また、緑被率や防災訓練参加者数など、既に現段階で平成26年度の目標値を達成し、超過している指標も少なからず見受けられた。そのこと自体は評価すべきであるが、今後、区として改めて目標値を見直す中で、現行の指標の妥当性や新たな指標の必要性など、各施策の成果が区民に理解できるよう、適切な指標の設定について検討していただきたい。

【区民ニーズの適切な把握】

各施策において、区民ニーズの把握が適切に行われていないと思われる事例が多く見られた。居住地域、年齢層や世帯構成によるニーズの違いはもとより、新興の高層マンションが多い本区の特長として、それぞれの住環境により異なるニーズが存在することが容易に推定され、きめ細かい区民ニーズの把握が求められている。

また併せて、ニーズを把握するためのアンケート調査等についても、調査対象の設定や質問方法が、施策における取り組みにおいて最適なのかどうか、いま一度検証を行っていただきたい。

【他部署との積極的な連携】

施策管理や施策実現に向けた取り組みについては、主管部課と関係部課が協力・連携して実施しているが、施策実現のため多数の組織による総合的な関与が必要な施策も存在する。例えば、生涯学習、まちづくり、教育及びコミュニティの活性化といった分野である。全ての施策は、ともすると個々の施策内のみで完結するものと認識されてしまいがちであるが、特にこのような分野においては、当該施策の主管部課が、関与組織との調整やそれらへの助言を行うなど、司令塔としての役割も担いながら、お互いに積極的に他部署と連携し施策を推進しなければならない。そうすることにより、それぞれの施策目標の達成に近づいていくものとする。

【4年間の外部評価を終えて】

平成22年からの4年間ですべての施策に対して2回の外部評価を実施したところである。施策によって進捗状況に差異があるものの、成果指標から見ると現時点では概ね長期計画に沿った施策が実施されているものと判断できる。

しかしながら、リーマンショック後の長引く税収難、東日本大震災の発生、生活保護受給世帯の急増など、この4年間に区政を取り巻く環境は激変している。さらに、人口が急増している本区でも、いずれ人口減少社会に転ずることは必至であり、遠からず現在の計画策定手法を大きく変更せざるを得ない時代が到来すると考えられる。

厳しい社会経済状況を背景に、限られた財源の中で多様化する区民ニーズを実現していくためには、現在の施策全般を徹底的に見直し、もう一段厳しい姿勢で効率的な行財政運営を目指していただきたい。併せて、その取り組みの進捗状況を客観的に評価、公表するシステムづくりも必要であろう。

Ⅲ 施策評価

※ 施策評価シートの下線部は、2年前のヒアリング時からの状況変化が分かるよう、2年前の記載と比較して修正・追加等が行われた部分を示します。

区民の緑に対する愛着と、緑を守り育てる心が生まれ、緑の中の都市「CITY IN THE GREEN」が実現されています。

①公共施設の緑化	地域が一体となって、公園や、小学校にある校庭の芝生化を推進します。また、公共施設での屋上緑化や壁面緑化を進めます。
②歩行者が快適さを感じる道路緑化	街路樹を増やすとともに、シンボリックな並木道等を整備します。また、地域と連携して街路樹の維持管理を行います。
③区民・事業者・区による緑化推進	区民・事業者に対する緑化指導を推進するとともに、屋上(壁面)緑化と生垣に対する助成制度の充実と普及を図ります。さらに、歴史・文化を伝える緑の保全・再生を行います。

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 公園や小学校の芝生化が始まる。 H21.10「江東区みどりの条例施行規則」改正 H18.12「10年後の東京の姿」で街路樹倍増を掲げる。 H19.6「緑の東京10年プロジェクト」策定。(東京都) H20年度東京都第五建設事務所と本区で街路樹充実連絡会設置 H22.7「江東区内における街路樹充実計画」策定 H24.4「江東区みどりのまちなみ緑化助成要綱」改正 H24.7「江東区CIG(※)ビジョン」策定 ※CIG：CITY IN THE GREENの略	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設における緑や緑化指導、助成制度による緑が増加し、街路樹や土地の歴史・文化を伝える緑が連携して緑の街並が形成される。 沿線の土地利用や区民生活と調和した緑の増量 植栽水準のレベルアップ 都と連携し都区道「みどりのネットワーク」の形成 様々な主体が参画・協働するみどりづくりが進む。

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 生活に身近な緑や大きな樹木、学校の緑の増加を望む声が多い。 道路に、ふれあい・やすらぎを求める区民ニーズが広がる。 道路に木陰や緑花を求める声の増加 環境、エコへのライフスタイルの変化 	<ul style="list-style-type: none"> 道路沿いや公共施設などの緑が育ち、区民自らが身近な緑に主体的に関わり、緑の維持管理に協働して取り組んでいく。 街路樹に対する関心の高まり、適切な街路樹の維持管理が求められる。 江東区長期計画に基づく区全体における緑化施策の横断的・総合的展開と住民主体の新たな緑化施策を実施する。

6	緑被率	%	16.68 (17年度)	—	—	19.93			18.77	管理課
7	区立施設における新たな緑化面積	m ²	—	2,341	8,830	2,585			—	管理課
8	街路樹本数	本	8,998 (17年度)	9,683	10,579	12,276			13,500	道路課
9	区民・事業者による新たな緑化面積	m ²	—	38,801	63,213	194,378			—	管理課

	24年度予算	24年度決算(速報値)	25年度予算	26年度予算
トータルコスト	321,187千円	299,050千円	293,314千円	0千円
事業費	236,721千円	220,357千円	219,344千円	
人件費	84,466千円	78,693千円	73,970千円	

◆平成23年度より順次施行している公共施設緑化事業(道路の除雪、河川護岸)では、植栽した植物の順調な生育が確認できるが、繁茂するまでにはまだまだ年数がかかるため維持管理レベルを保つ必要がある。◆平成23年度より開始したみどりのコミュニティ講座は平成24年度までで計7地区で開催した。平成24年度より開始したベランダ緑化運営委託と併せ、現地での成果を把握するとともに参加者間の連携を強化して、区民が主体的に緑化を進める仕組みへと誘導する必要がある。◆校庭の芝生化は、小学校15校、中学校1校で実施している。芝生の維持管理は、養生期間中の校庭の使用制限や定期的な芝刈りなど、学校側の協力が必要である。また、専門的知識も要するため、行政・学校・業者との連携を図りながら維持管理しなければならない。芝刈りは、学校と地域のコミュニティの醸成を図ることを目的に、保護者や地域への働きかけも求められる。

◆江東区長期計画に基づき、民有地・公有地緑化の新たな制度や仕組みを作る。既存の緑化事業に加え、C I G関連事業を推進し、みどりを介したコミュニティの形成や区民が参画したみどりのまちづくりができるように様々な誘導策を実施する。その中で、民有地緑化を推進するための新たな助成制度や顕彰制度の導入を検討し、民有地緑化の推進にインセンティブを与える。◆校庭の芝生化については、各学校の諸条件を勘案し、芝生の生育に適した範囲等において整備を推進していく。また、新築・改築する校舎等については、屋上・壁面緑化も検討し進めていく。

行政評価(二次評価)結果への取り組み状況

施策 2 身近な緑の育成

主管部長(課) 土木部長(管理課)
関係部長(課) 土木部長(道路課、河川公園課、施設保全課)、教育委員会事務局次長(学校施設課)

・公共施設の緑化及び街路樹の整備については、長期計画に掲げた整備計画の着実な実施を図るとともに、企画、設計、工事、改修、修繕、維持管理にわたるライフサイクルコストを十分検討し、コストの縮減に取り組む。【土木部・教育委員会事務局】

・緑化の推進にあたっては、長期的視点に立った施策の構築に取り組むとともに、目的・効果を精査した上で既存事業の整理・見直しを検討する。【土木部・教育委員会事務局】

・緑化の推進にあたっては、緑の量のみならず質にも配慮し、また、目指すべき目標を明確にする。【土木部・教育委員会事務局】

・今後一層の緑化を推進するため、区民等が所有する建築物や敷地における緑化推進の有効な方策について検討する。【土木部】

・公共施設の緑化及び街路樹の整備については、長期計画に掲げた整備計画の着実な実施を図るとともに、企画、設計、工事、改修、修繕、維持管理にわたるライフサイクルコストを十分検討し、コストの縮減に取り組む。【土木部・教育委員会事務局】

・24年7月に策定したOIGビジョンの実現に向けて、長期的視点に立った施策の構築に取り組むとともに、目的・効果を精査した上で既存事業の整理・見直しを検討する。【土木部・教育委員会事務局】

・さらなる緑化の推進のため、区民等が所有する建築物や敷地における緑化推進の有効な方策について検討する。【土木部】

・緑化の推進にあたっては、緑の量のみならず質にも配慮し、また、目指すべき目標を明確にする。【土木部・教育委員会事務局】

①	<p>公共施設の緑化及び街路樹の整備について</p> <p>校庭の芝生化については、基本的に大規模改修工事に合わせて芝生化を実施し、学校や業者と連携をとり維持管理している。芝の質や面積については、学校の特性や使用頻度を考慮し設計している。</p> <p>街路樹については、道路の新設や改修、街路樹充実計画により整備する。樹木の特性も考慮に入れた樹種の選定を行うことや、計画的な剪定等により、維持管理コストの減少を図っている。</p> <p>長期計画に掲げる「道路隙間緑化」や「河川護岸緑化」は、計画に基づき段階的に取り組んでいる。</p>
②	<p>CIGビジョンの実現に向けた施策の構築と既存事業の整理・見直しについて</p> <p>「長期計画」及び「みどりと自然の基本計画」をもとに、「緑被率」と「緑視率」の定期的な調査を行い、目標を管理しながら取り組んでいる。「緑被率」については、平成24年度に調査を実施した。「緑視率」については、平成25年度に調査結果がまとまる予定である。</p> <p>駅前花壇維持管理事業(平成24年度末廃止)</p>
③	<p>緑化推進のための有効な方策の検討について</p> <p>平成24年4月に「みどりのまちなみ緑化助成要綱」を改正した。助成を受けられる間口を広げ、助成制度の利用の拡大を図っている。</p> <p>緑のコミュニティづくり講座やCIGビジョン推進キャンペーンを開催し、民有地(ベランダ等)の緑化推進を図っている。また区民が主体的に緑化を進めるよう誘導する。</p>
④	<p>緑化の推進にあたり、目指すべき目標の明確化について</p> <p>目指すべき目標を明確にするため、CIGビジョンを策定した。緑被率と緑視率の目標数値だけでなく、江東区ならではの「緑を育む文化」の創造、「緑に親しむライフスタイル」の定着、区民・事業者・行政が一体となった推進によりCIGを実現するための取り組みの一つとして、平成25年度よりオンラインフォトコンテストを実施している。</p> <p>CITY IN THE GREEN 民間緑化推進事業</p>
⑤	<p></p>

平成25年度 江東区外部評価委員会による評価

身近な緑の育成

1

・平成23年度評価の際に実態把握ができていなかった緑被率を、新たな資料である緑視率と併せ独自に把握し実態を明確にしている点は評価できる。

・公共施設や街路樹の緑化は着実に進展しており、指標値が順調に向上している。今回実態把握した緑被率は計画期間終了時の目標値を既に達成しているなど、全般に高い成果があげられている。

・みどりへのニーズは区民、社会的な要請とも高く、実施内容も適切でニーズに対応した取組と評価できるが、一部指標で目標水準を既に超過している状況を踏まえると、どの程度の水準までを区民が求めているか検討が必要と思われる。

・平成23年度評価の指摘に対し、区民主体の緑の創出について取組の拡充がなされており、評価できる。今後、その効果を見極め、必要に応じた取組の改善を図ることでより大きな成果を挙げることが期待される。

・「江東区αGビジョン」の成功のためにも、区内の都立公園等の緑の管理など、都との円滑な連携を望む。

・施策の内容は概ね適切であり、成果も順調にあがっていると評価できる。

・全般に平成26年の目標水準の達成が可能と見込まれる状況にあることから、今後の新たな目標水準のあり方について、区民ニーズも踏まえた検討が必要と考えられる。

・江東区は、区民の80%がマンション等の共同住宅に居住しており、建ぺい率、容積率を最大利用する建物が多く、空き地が少ない現状である。緑化施策についても壁面や屋上の利用が今後の課題である。

小学校の校庭芝生化は保護者と学校との協力、コミュニティ醸成を促し、顔の見えるコミュニケーション効果が期待できる。また、地震発生時、小学校などは避難場所にもなり、より絆を強める布石のひとつにもなると考えられる。

区民一人一人が環境保全を意識した取り組みを行っています。また、区民・事業者・区が連携し、地域が一体となって、快適な環境を実現しています。

①環境意識の向上	区民に対し、環境問題に関する啓発や情報発信を行います。また、区独自のエコポイント制度の導入や環境家計簿の普及に取り組みます。
②計画的な環境保全の推進	二酸化炭素(CO ₂)削減量の具体的な数値目標を掲げる等、地球温暖化対策に重点を置いた環境基本計画を策定します。また、計画の実現に向けて、区民・事業者・区がともに二酸化炭素(CO ₂)の削減に取り組みます。
③公害等環境汚染の防止	区民・事業者に対して公害防止のための必要な調査・指導・助成を行います。

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> ・H21年4月「改正省エネ法」及び「改正温対法」が施行。同年4月都条例が改正され「キャップ&トレード」を導入。 ・H22年3月「江東区環境基本計画」及び「KOTO低炭素プラン」策定 ・H22年4月から土壌汚染対策法が改正施行され、土壌汚染対策が強化された。 ・微小粒子状物質(PM2.5)に関する大気環境基準及び注意喚起の暫定指針値が示された。 ・H19に批准された京都議定書の第一約束期間がH24末で終了。日本は第二約束期間について不参加を表明し、CO₂排出量削減については、自主的な削減努力を継続することとなった。 ・H21に国際的に公約された「2020年までに1990年比温室効果ガス25%削減」目標を、ゼロペースで見直す方針がH25年1月に表明された。 	<ul style="list-style-type: none"> ・IPCC(気候変動に関する政府間パネル)の科学的知見などによれば、地球温暖化は現に進行しており、このまま放置した場合には、私たちの生活に深刻な影響を及ぼすことが予測される。 ・大気、水質、土壌汚染等の環境保全対策がますます重要課題となり、環境保全行政を行ううえで区の役割が増大する。 ・東日本大震災に伴う原子力発電所の事故の影響により、エネルギー政策は、大幅な方向転換を迫られており、再生可能エネルギーの普及促進施策が急速に推進されている。 ・国の施策について、新たなCO₂削減目標とそれを実現するための施策の方向性が検討される。

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> ・半数以上の区民が、環境に配慮した行動に取り組んでいる(H24年度区民アンケート調査)。 ・本区人口の増加や生活様式の多様化に伴い、快適な大気、水環境等を求める区民要望が増加している。そのため都市における良好な環境保全の取組みが求められている。 ・東日本大震災以後、放射線レベルや被災地の災害がれき受け入れ、節電等、環境対策に対する区民意識が高まってきている。 ・震災後の電力不足を契機として、電力に依存した生活の見直しや交通手段の省エネルギー化、再生可能エネルギーの活用等、これまでのライフスタイルの転換を図る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・江東地域のCO₂排出量は、産業部門からの排出量が減少する一方で、業務(オフィスビル等)・家庭・運輸部門では増加傾向にある。今後も人口・世帯数の増加、商業施設・オフィスビル等の増加が見込まれることから、CO₂排出量の大幅な増加が予想される。 ・安心・安全と快適環境への対応を求める区民意識が増大するとともに、区民や事業者への環境情報の提供が、これまで以上に求められてくる。 ・震災後、区民・事業者に省エネ意識が根づいており、節電について継続的な運用改善が実施されているため、今後は設備更新について更なるインセンティブを働かせる必要がある。

10	環境に配慮した行動に取り組む区民の割合	%	51.7	49.1	55.1	53.7		60	温暖化対策課
11	環境学習情報館「えこっくる江東」利用者数	人	22,404 (20年)	31,385	33,373	32,155		27,000	温暖化対策課
12	江東区の二酸化炭素(CO ₂)削減量の目標値を知っている区民の割合	%	—	15.7	16.0	14.4		50	温暖化対策課
13	大気環境基準達成割合(二酸化窒素(NO ₂))	%	100 (20年)	100	100	100		100	環境保全課
	大気環境基準達成割合(浮遊粒子状物質(SPM))	%	100 (20年)	100	100	100		100	環境保全課
14	河川水質(BOD)の環境基準達成割合	%	100 (20年)	100	100	100		100	環境保全課
15	道路交通騒音の環境基準達成割合(昼間)	%	65 (20年)	68	70	69		80	環境保全課
	道路交通騒音の環境基準達成割合(夜間)	%	40 (20年)	42	45	38		60	環境保全課

	24年度予算	24年度決算(速報値)	25年度予算	26年度予算
トータルコスト	230,054千円	208,494千円	238,410千円	
事業費	70,064千円	59,640千円	72,122千円	
人件費	159,990千円	148,854千円	166,288千円	

◆区民や事業者が、環境問題に関する情報の共有化を図るためには、区民各層を対象とした環境教育プログラムを実施していくことが必要である。◆区民や事業者の環境保全活動の促進には、各主体がそれぞれの立場で活動に取り組むことはもとより、区民、事業者、区の三者が連携した取り組みを行うことがより効果的である。◆区民や事業者とのパートナーシップをさらに強化するため、地域協議会などの組織づくりも含めて、環境保全活動の促進を図る必要がある。◆環境への関心が高まる中で、環境に配慮した持続的な区民等の行動を担保するため、環境情報の提供と環境学習の充実が求められている。◆平成24年度から環境学習情報館管理運営見直し検討会を設置し、事業の見直しを行っている。◆大気環境については、光化学オキシダントの環境基準の早期達成、21年度に環境基準が設定された微小浮遊粒子状物質への対応が課題である。水環境については、快適な河川環境を求める要望が大きく、要望を実現することが課題である。道路交通騒音については、騒音の要因が多様なため、道路管理者や警察等との連携が必要であり、区の対応に限られることが課題である。◆東日本大震災後、火力発電による供給依存度の高まりにより、CO₂排出量の大幅な増加が危惧されるため、区民・事業者のさらなる環境意識の向上や、区民・事業者・行政が協力して環境保全の活動を進展させる必要がある。◆東日本大震災後の電力需給状況の変化を踏まえ、中長期的な温暖化対策を視野に入れた施策の検討が必要である。◆国のCO₂削減目標撤回後の新たな設定について、国・都の動きを注視するとともに、区の地域特性に応じた区独自の目標設定について検討する必要がある。また、発電源の供給依存度の変化により、CO₂排出係数が大きく上昇しているため、目標値の設定にあたっては留意する必要がある。

◆区民がより簡易に環境情報を入手できる仕組みをつくり、環境情報提供の充実を図ることで、区民・事業者の自発的な活動につなげられるようにする。◆多様化、複雑化する環境問題について、限られた予算と人員の中で効率的に対応する。区民、都、関係機関との連携を重視する。◆環境学習情報館「えこっくる江東」を拠点に、次世代層を対象とした体験型の環境学習の場・機会の提供などをはじめ、積極的に環境活動に取り組める人材の育成などに重点を置いて、一層の環境教育の拡充を進める。◆環境施策の目標達成に向けた具体的な行動を企画、立案、実行する場として、区民・事業者・区による「江東エコライフ協議会」を運営する。◆再生可能エネルギー設備や高効率な設備機器の導入、設備機器の効率的運用等、節電対策の促進や新たな交通手段の推進等、区民・事業者のライフスタイルの転換に向けた支援を行う必要がある。◆平成27年度の「環境基本計画」の改訂にあたっては、新たな目標値の設定や、区の地域特性や区民・事業者のニーズに応じた区独自の施策について検討する必要がある。◆環境学習情報館の管理・運営にあたっては、事業の目的・目標・評価指標を明確化し、より効率的で効果的な事業運営を実施する。

行政評価(二次評価)結果への取り組み状況

施策 3 地域からの環境保全

主管部長(課) 環境清掃部長(温暖化対策課)
関係部長(課) 環境清掃部長(環境保全課)

・環境問題に関する区民・事業者への啓発について、目的・効果・対象を精査した上で既存事業の整理・見直しを検討するとともに、より効果的・効率的な方策を検討する。また、その取り組みによる成果を客観的に把握する仕組みづくりに取り組む。【環境清掃部】

・「江東エコライフ協議会」を活用し、環境施策の目標達成に向け区民・事業者・区が一体となって行う取り組みを着実に実施する。【環境清掃部】

・環境問題に関する区民・事業者への啓発について、目的・効果・対象を精査した上で既存事業の整理・見直しを検討するとともに、より効果的・効率的な方策を検討する。また、その取り組みによる成果を客観的に把握する仕組みづくりに取り組む。【環境清掃部】

・「江東エコライフ協議会」を活用し、環境施策の目標達成に向け区民・事業者・区が一体となって行う取り組みを着実に実施する。【環境清掃部】

①	区民・事業者への啓発における、既存事業の見直しとより効率的な施策の検討について	
	家庭でのCO2排出量の見える化を行う「環境家計簿運営事業」を見直し、具体的な設備更新等の取り組みを財政的に支援し、より実効性のある「(仮称)江東区エコポイント制度事業」を平成25年度から試行実施することとした。	
	(仮称)江東区エコポイント制度事業	江東区環境家計簿運営事業
②	区民・事業者への啓発における、既存事業の見直しとより効率的な施策の検討について	
	都の省エネ無料診断制度が中小事業者を対象として加えたため、「省エネ無料診断事業」を廃止し、より実効性のある「(仮称)江東区エコポイント制度事業」の試行実施を行う。	
	(仮称)江東区エコポイント制度事業	省エネ無料診断事業
③	区民・事業者への啓発における、既存事業の見直しとより効率的な施策の検討について	
	再生可能エネルギーについての区民への啓発施設として、マイクロ水力発電設備の設置可能性を検証する。	
	マイクロ水力発電設備設置調査事業	
④	区民・事業者への啓発における、既存事業の見直しとより効率的な施策の検討について	
	平成24年度から環境学習情報館管理運営見直し検討会を設置し、現在事業の見直しを行っている。	
		環境学習情報館管理運営事業
⑤	啓発事業の取組成果を客観的に把握する仕組みづくりについて	
	「(仮称)江東区エコポイント制度事業」の試行実施において、区民・事業者の取り組みによるCO2削減量を算出し、事業成果を検証する。	
	(仮称)江東区エコポイント制度事業	
⑥	「江東エコライフ協議会」を活用した区民・事業者・区が一体となって行う取り組みの実施について	
	「江東区エコポイント制度」について、エコライフ協議会を運用主体として、制度の運用・改善を行っていく。	
	(仮称)江東区エコポイント制度事業	

平成25年度 江東区外部評価委員会による評価

地域からの環境保全

1

・環境意識の向上、公害等環境汚染の防止に係る一部指標は目標達成が困難と思われる状況にあるが、他は全般に順調に成果があがっている。目標達成が困難な指標のうち、公害等環境汚染防止は区の取組により指標値を向上することに一定の限界があるが、環境意識の向上に係る指標については取組みに工夫の余地があると考えられる。

・環境問題への取組は社会的意義やニーズが高く、取組内容も適切と考えられる。

・マイクロ水力発電の取組みは、江東区の地域特性にマッチしており、再生可能エネルギーへの関心が高まるなか、区民の環境保全への意識向上を図る上で効果的な取組みと評価される。

・道路交通騒音については、区のみでの取組では目標達成は困難であり、国、都等関係団体への働きかけを一層強化することが必要である。

・区民等への啓発及びその成果の客観的把握のための取組については、従前の取組を改め、本年度試行するエコポイント制度を中心的な取組とすることとされている。このため、重点的な取組が求められる一方、試行結果次第で代替的な取組に転換するといった機動的な対応も必要と考えられる。

・えこっく江東のボランティア活用を評価する。高齢社会の中で、シニア世代が、若い人々への環境学習支援を行い、これを通して持続的に学習をし、関心を呼び覚ます活動が必要である。

・啓発事業の中核をなすエコポイント制度について、区の積極的な取組みを評価する。今後、着実に成果があげられるよう、さまざまな工夫をし重点的に取り組むことが期待される。

・道路交通騒音について、平成23年度評価の際には若干の改善傾向が見られたが、平成24年度には悪化に転じているなど改善の目処が立たない状況にあり、国や都との連携についてこれまで以上に取組を強化することが必要と考えられる。

特になし

主幹部長(課) 子育て支援部長(子育て支援課)
 関係部長(課) 総務部長(総務課)、子育て支援部長(子育て支援課)、生活支援部長(保護第一課、保護第二課)、教育委員会事務局次長(庶務課、学務課、放課後支援課)

子育て家庭がさまざまな場面でサポートを受けることができ、楽しく子育てをしています。

①子育て支援機能の充実	子ども家庭支援センターにおいて、子育て相談・ひろばの実施、各種講座の開催等の子育て支援策の充実に努めます。また、児童館や保育園等、地域に密着した施設における子育て支援機能の拡充等に取り組みます。
②多様なメディアによる子育て情報の発信	「子育て便利帳」などの子育て情報冊子の作成に加え、区内の各種施設における乳幼児向け設備の情報など、区民が必要とする育児情報を、紙媒体やケーブルテレビ、インターネット、携帯電話等さまざまなメディアを活用しながら、子育て家庭のニーズに合わせ発信していきます。
③子育て家庭への経済的支援	児童手当等の支給や子ども医療費助成等により、子育て家庭の生活面における経済的支援を行います。また、認可外保育施設等に子どもを預ける家庭の育児費用負担の軽減を図ります。さらに、小・中学校児童・生徒の就学を支援します。

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<p>南部地域等の急速な発展に伴い、人口の増加が続いている。特に豊洲地区では急激に人口が増加しており、平成20年に73,588人だった人口が平成25年には99,912人となり、35.8%増加している。18歳未満の児童人口については、平成20年の58,468人が平成25年には68,939人となり17.9%の増加となっている。全国的な少子化傾向の中にあって江東区では「多子化」ともいえる傾向がみられる。子育て家庭への経済的支援では、平成22年4月より「平成22年度等に於ける子ども手当の支給に関する法律」及び「平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法」が施行され、児童手当に替わって子ども手当の支給が開始されたが、平成24年4月より子ども手当と支給対象を変えずに児童手当の支給に戻った。「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」が施行され、高等学校の授業料について公立は無償、私立は一部助成されることとなった。</p>	<p>平成21年に実施した将来人口推計では、マンション等大量の住宅供給の影響を反映して、平成26年の総人口は約49万人となる見通しとなっている。このうち年少人口(0歳～14歳)は、平成26年には63,382人となり、年少人口構成比は平成26年に12.9%になると推計されている。</p> <p>また、子育て家庭を取り巻く経済状況は引き続き厳しいものが見込まれるため、高等学校等への進学にあたり、授業料については負担が軽減されているものの、奨学金を必要とする家庭も一定数見込まれる。</p>

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<p>平成21年3月に実施した「江東区民子育てニーズ調査」では、子育てに「非常に不安や負担を感じる」、「なんとなく不安や負担を感じる」という回答を合わせると、就学前児童のいる家庭では51.7%、小学校児童のいる家庭では46.7%が、子育てに不安や負担を感じていると回答している。また、仕事と家庭生活のバランスについては、就学前児童の保護者で出産前後に離職した人は38.7%となっている。このうち42.0%の人が、「仕事と家庭の両立を支援できる環境が整っていたら継続して就労していた」と回答している。</p> <p>子ども家庭支援センターの子育て相談の件数は、平成20年度には4,154件であったが、平成24年度には4,250件に増加した。</p>	<p>核家族化の進展や、急速な人口の増加による子育て家庭と地域社会のつながりの希薄化などが、子育て家庭に様々な影響を与えており、子育てに不安感・負担感を感じる保護者の増加が予想される。家庭、地域社会、企業、行政の連携を推進し、地域としての子育て対応力の向上を図る取り組みが必要である。また、ワークライフバランスを推進し、誰もが子育ての楽しさや喜びを実感できる社会の実現が求められている。</p> <p>保育サービスでは、認可外保育施設利用者も多く、負担軽減補助金受給者についても増加している。</p>

「児童手当支給事業」、「児童扶養手当支給事業」は法律〔「児童手当法」、「児童扶養手当法」〕に基づき実施するため、区の権限が限定的である。

27	子育てがしやすいと思う保護者の割合	%	46.6	47.7	54.5	53.0			75	子育て支援課
28	子育てひろば利用者数	人	285,444 (10年度)	275,621	224,272	263,429			263,800	子育て支援課
29	区内の子育て情報が入手しやすいと思う保護者の割合	%	46.4	52.3	50.0	48.7			75	子育て支援課
30	認可外保育施設保護者負担軽減事業の助成件数	件	14,913 (10年度)	20,722	21,845	24,811			32,800	保育課

	24年度予算	24年度決算(速報値)	25年度予算	26年度予算
トータルコスト	16,289,796千円	15,287,088千円	15,525,035千円	
事業費	15,614,355千円	14,659,691千円	14,958,232千円	
人件費	675,441千円	627,397千円	666,803千円	

◆核家族化や地域コミュニティにおける人間関係の希薄化が進むなか、家族形成期を迎えてマンションを購入した転入世帯の増加などにより、子育てに不安感を持つ家庭や地域社会において孤立感を抱く家庭が増えている。また、景気動向を反映して、経済的不安を抱える子育て家庭も少なくない。子育て家庭の不安感・負担感増大の背景には、保護者の就業形態の問題も要因として存在している。

◆経済・雇用情勢は政府が施策を講じているものの、先行きは不透明であり、経済的自立を図るための母子家庭自立支援事業の給付金利用者は増加傾向にある。被保護世帯数のうち母子家庭の割合は5%台で推移しており、DV・精神的不安・経済的不安など様々な問題が複雑に絡み合い自立の阻害要因となっている。このような世帯を支援するため、母子緊急一時保護事業による適時適切な対応、母子生活支援施設の活用、母子・児童関連施設との円滑な連携、就労支援の強化が重要になっている。

◆子育て家庭の不安感・孤立感解消のため、子育てひろばの充実や子育てグループに活動の場を提供することにより、親子の交流や情報交換、仲間づくりの機会を増やすとともに、子育て家庭への相談支援体制の一層の充実を図る。◆子育て情報ポータルサイトなどのITメディア、地域情報誌など多様な媒体による情報提供を行うことにより、子育て家庭の利便性向上を図る。◆子育て講座など子育て中の保護者が子育てについて学べる機会を提供する。◆区独自の子育てボランティア「子ども家庭支援士」など地域の人材育成に取り組むとともに、子ども家庭支援センターを拠点として、NPO、子育てグループ活動など地域活動との連携を推進し、地域における子育て対応力の向上を図る。◆男性の育児参加推進のため、区民や企業への啓発を行い、誰もが職業生活と家庭・地域生活を両立できる環境づくりを促進する。◆児童手当など各種手当の支給、子ども医療費の助成のほか、認可外保育施設利用家庭への育児費用負担軽減などの経済的支援を行っていく。◆被保護世帯の経済的自立を支援するため就労意欲を高め、就労能力を強化・活用できるよう、就労支援員を引き続き配置し、就労支援プログラムによる計画的支援を強化する。ハローワークとの連携を強化し組織的な支援体制の構築を図る。

◆母子世帯に対する指導援助にあたっては、児童相談所、職業安定所、民生・児童委員、母子自立支援員、婦人相談員等との連携に努める。また、母子生活支援施設の活用、母子世帯就労促進給付、母子自立支援プログラムを用いて、母子世帯の経済的自立を支援する。なお、DV相談等の増加に対し、配偶者暴力支援センターと連携し、支援をより強化する。

◆高等学校の授業料については、国により公立校の授業料無償化や国立・私立校等の家庭への負担軽減策が図られているものの、今後も厳しい経済状況が続くことが見込まれることから、引き続き奨学金の貸付を行い、就学の機会を渡すことのないよう支援する。◆私立高等学校等入学資金融資事業については、実績の低下等により平成26年度をもって新規あっせんを終了し、今後は他制度の紹介により対応する。

行政評価(二次評価)結果への取り組み状況

施策 7 子育て家庭への支援

主管部長(課) 子育て支援課
 関係部長(課) 子育て支援課、子ども未来部(子育て支援課)
 総務部長(総務課)、子ども未来部長(子ども政策課、保育課)、生活支援部長(保護第一課、保護第二課)、教育委員会事務局次長(庶務課、学務課、放課後支援課)

- ・子育て支援機能の充実について、引き続きNPOや子育てグループ等との協働の強化を図る。【子ども未来部】
- ・ひろば事業等、子ども家庭支援センター、保育園、幼稚園、児童館等で実施している子育て支援の取り組み等の情報を、区民ニーズを十分に分析し、効果的・効率的に周知するしくみを検討する。【子ども未来部・教育委員会事務局】
- ・子育て家庭への経済的支援について、目的・効果を精査した上で既存事業の整理・見直しを検討する。【子ども未来部、生活支援部】
- ・子育て支援施策の実施にあたっては、地域特性や区民ニーズの違いを踏まえた事業展開を検討する。【子ども未来部】

- ・子育て支援機能の充実について、引き続きNPOや子育てグループ等との協働の強化を図る。【子ども未来部】
- ・子ども家庭支援センター、保育園、幼稚園、児童館等で実施している子育て支援の取り組み等の情報を、子育て情報ポータルサイトの活用等により、効果的・効率的に発信していく。【子ども未来部・教育委員会事務局】
- ・子育て支援施策の実施にあたっては、地域特性や区民ニーズの違いを踏まえた事業展開を検討する。【子ども未来部】

①	子育て支援機能の充実(NPOや子育てグループ等との協働の強化)
	子育て情報連絡会と名づけて、子育て支援に関わる活動グループとの定期的な連絡会を24年8月から毎月1回開催し、情報交換、意見交換を行いながら、民間自主活動と行政の効果的な連携を図っている。
②	子育て支援機能の充実(NPOや子育てグループ等との協働の強化)
	平成23年度に行った協働事業「プレーパーク事業」の実施のあり方について、実施団体だけでなく、類似の活動を行っているグループとも意見交換を行いながら、継続的に持続性があり効果的な「外遊び」の普及を目指す取り組みを行っている。
③	子育て支援機能の充実(NPOや子育てグループ等との協働の強化)
	区内の子育て支援自主活動グループである“こうとう親子センター”が自主的に活動を続け、平成24年度協働事業提案制度で採択された「家庭訪問型子育て支援事業」の協働実施を通じて、新たに孤立した子育て防止に向け、保健所、子ども家庭支援センター、子育て支援課との連携のあり方について、実践的な検討及び協働事業後の連携の基礎づくりを行うとともに、地域における子育て支援活動グループの中核的存在である“こうとう親子センター”の運営体制の強化を支援する。
④	子育て支援機能の充実(子育てひろば)
	子ども家庭支援センターにおける拠点型の「子育てひろば」のほか、各センター2か所の出張ひろば事業を展開している。また、児童館、児童会館において「子育てひろば事業」を定期的実施しており、実施回数を増やしたり、父親を対象とした事業も実施している。こうした情報について、地域別にまとめたチラシを区関係機関に配布するとともに、児童館、児童会館のホームページや「子育て情報ポータルサイト」に掲載することで情報発信している。
⑤	子育て情報ポータルサイトの活用等による子育て支援情報の効果的・効率的な発信
	平成24年7月より、PC、携帯電話、スマートフォンに対応する「江東区子育て情報ポータルサイト」を開設し、子ども家庭支援センター、保育園、幼稚園、児童館等の情報のほか、赤ちゃんマップ、電子版の「子育てハンドブック」、民間の子育て支援活動情報などの一元的な情報提供・発信を開始した。
	子育て情報ポータルサイト構築事業
⑥	地域特性や区民ニーズの違いを踏まえた事業展開
	子育て情報連絡会の参加メンバーや自主イベントの区後援名義使用申請者(団体)など、現に子育て支援活動を行っている様々な地域・立場の区民から情報を得て意見交換を行うなかで、地域特性や区民ニーズの違いを踏まえた施策の計画、事業実施に努めている。

平成25年度 江東区外部評価委員会による評価

・施策の評価指標値(特に27「子育てがしやすいと思う保護者の割合」)が改善する兆しがみられない。したがって、外部評価として「成果があがっている」と評価することはできない。

・本施策については、本施策の成果が指標値に必ずしも反映されないという、指標設定の問題が明らかである。区には、そのことも含め、設定した指標に常に向き合い、指標値の動きで施策成果を説明するという基本姿勢を強く求めたい。

・施策実現に関する4指標のうち、2項目(27、29)の目標値と現状の数値とのかい離が大きいなか、今後、区外から新たに南部地域に転入してくる世帯が「子育てしやすい」あるいは「子育て情報が入手しやすい」と思うかが、成果向上に大きく影響すると考えられる。

・概ね、子育て家庭に対する支援ニーズ、社会状況に即した事業展開になっていると理解できる。子育て情報ポータルサイトについては、内容の更新が図られており社会状況に対応した取り組みがなされている。今後は、多様なメディアによる育児情報の発信によって、子育てへの不安感及び孤立感の解消や、ワークライフバランスの実現にも寄与するような支援が必要である。

・「こうどう親子くらぶ」など、区民の自発的な取り組みを支えようとする「協働」の発想が、具体的な事業・取組として出現してきていることは望ましい。

・区民との連携の際に、区民の活力を引き出す(エンパワメント)、区民間の意思や取り組みをつなぐ(ネットワークング)といった視点で、何をどこまで区が狙っているのかを明らかにすることを、今後の課題として認識いただきたい。

・本施策下で展開されている事業・取組は、施策目標である子育て支援の観点からは、網羅的で量的に十分なものであることが資料・説明からうかがえる。一方、「今後の方向性」については、まず区側で政策の方向を明らかにすることをお願いしたい。

・この施策の政策的位置付け(施策6との関係等)、「施策が目指す江東区の姿」で掲げられている「サポート」の意味(主体、内容、方法)が曖昧であり、区の意図が分かりにくくなってしまっている(これが指標設定の曖昧さにも現れている)。評価シートによると区として「不安感の解消」「子育て対応力強化」「子育ての喜び実感度向上」という課題認識が示されているので、こうしたところから現行の事業・取組がどのように位置づけられるのが整理していただきたい。

ヒアリングにおける区側の説明は丁寧で大変ありがたいが、委員はシートを事前に読み込んできていることを前提にポイントを絞った説明にいただきたい、時間管理にご協力いただきたい。

地域や、教育にかかわる機関と連携・協力することにより、開かれた学校が実現しています。

①地域に根ざした教育の推進	地域が学校を支援するシステムを構築するとともに、地域に根ざした開かれた学校運営のあり方を検討するなど、地域の教育力を取り入れた学校づくりに取り組めます。
②開かれた学校（園）づくり	広報誌の発行や、学校公開の実施などにより開かれた学校（園）づくりを推進するとともに、学校評価制度の結果の公表等により、学校運営の透明性を確保します。
③教育関係機関との協力体制の構築	大学・各種企業・研究施設等と学校が連携・協力し、役割分担することにより、豊かで多様な学びの機会を提供します

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 平成19年に改正された教育基本法に学校、家庭、地域の連携協力に関する規定が新たに盛り込まれる中で、保護者のみならず、地域の方々にも教育に関する情報を発信し、理解してもらうことが必要となった。 学校を取り巻く様々な環境変化に対応するため、地域や大学等との連携を行い、多様な教育を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者や地域住民などが学校運営に参画している学校づくりが求められる。 地域社会全体での教育を図るため、教育情報の共有化がますます求められる。
5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 幼稚園、小学校、中学校との連携の充実・拡大が必要との意見がある。 学校教育の現状や教育に関する取り組み等、教育情報発信の充実に関する要望が地域の方々からも寄せられるようになった。 	<ul style="list-style-type: none"> 教育に関する情報が広く行き届くよう情報提供の充実が求められる。 教育広報誌の全戸配布により学校教育の現状や教育に関する取り組み等の教育情報発信が充実する

39	地域が学校を支援する新たなシステムを構築している学校数〔小学校〕	校	1	1	1	3	5		10	学校支援課
	地域が学校を支援する新たなシステムを構築している学校数〔中学校〕	校	0	0	1	1	2		5	学校支援課
40	学校とのコミュニケーションがよく取れていると思う保護者の割合	%	48.7	51.3	44.0	43.9			55	指導室
41	大学、企業等と連携した教育活動を独自に行っている学校数〔小学校〕	校	16	16	14	41			44	学校支援課
	大学、企業等と連携した教育活動を独自に行っている学校数〔中学校〕	校	4	4	5	10			23	学校支援課

	24年度予算	24年度決算(速報値)	25年度予算	26年度予算
トータルコスト	64,042千円	60,093千円	70,041千円	0千円
事業費	11,591千円	11,330千円	17,151千円	
人件費	52,451千円	48,763千円	52,890千円	

◆教育への関心が高まるなか、学校・家庭・地域の連携協力を充実させるため、保護者や地域の方々への多様な教育情報の発信が求められる。
◆長引く不況による保護者の就業の不安定化等がPTA活動の低迷を招いている。父親やPTA活動に無関心な層への啓発が必要である。

◆教育委員会広報を始めとする各種メディアを活用し、学校を含む行政からのきめ細やかな情報提供や、地域・保護者の活動紹介等により地域社会が一体となった教育を推進できるよう、情報発信の充実に努めていく。
◆開かれた学校づくりの推進に資するよう地域の教育力の主体であるPTAの活動を支援し、活性化を図る。
◆学校・家庭・地域が一体となって子どもを育てていく学校支援地域本部事業を拡大していく。
◆大学、企業等との連携については、学校の教育活動の充実に向け、積極的に情報提供を行うなど、推進に努めていく。

行政評価(二次評価)結果への取り組み状況

施策 10

地域や教育関係機関との連携による
教育力の向上

主幹部長(課) 教育委員会事務局次長(学校支援課)
関係部長(課) 教育委員会事務局次長(庶務課、学務課、指導室)

・地域が学校を支援する新たなシステムについては、有効に活用できる体制となるよう、その構築に取り組む。【教育委員会事務局】

・開かれた学校づくりに向け、多様な取り組みが行われているが、施策目標が多義的かつ多様な主体が関与しているため、個々の取り組みのねらいが分かりにくくなっている。したがって、保護者・地域住民との協働による学校運営や多様な学校開放のあり方等について、目指すべき全体像を整理した上で、各事業の役割と関係性の整理、他部署との連携などによる実効性のある取り組みを検討する。【教育委員会事務局】

・地域の教育力を高めるため、地域の実態を踏まえた上で、ある程度区がイニシアチブを取りながら学校や他部署などと連携して取り組む。【教育委員会事務局】

・学校支援地域本部が有効に活用される体制となるよう、その構築に取り組む。【教育委員会事務局】

・開かれた学校づくりに向け、多様な取り組みが行われているが、個々の取り組みのねらいが分かりにくくなっている。保護者・地域住民との協働による学校運営や多様な学校開放のあり方等について、目指すべき全体像を整理した上で、各事業の役割と関係性の整理、他部署との連携などによる実効性のある取り組みを検討する。【教育委員会事務局】

・地域の教育力を高めるため、地域の実態を踏まえた上で、ある程度区がイニシアチブを取りながら学校や他部署などと連携して取り組む。【教育委員会事務局】

① 学校支援地域本部事業について	
<p>学校支援地域本部事業とは、地域や保護者が学校支援地域本部を組織し学校を支援する仕組みである。</p> <p>学校支援地域本部事業は、平成24年度までは、小学校3校、中学校1校の実施であったが、平成25年度から、新たに小学校2校、中学校1校の3校が加わり、小学校5校、中学校2校の7校で実施している。</p>	
学校支援地域本部事業	
② 保護者・地域住民との協働による学校運営について	
<p>学校支援地域本部事業を基本に、学校評議員会やPTA活動等により協働した学校運営を実施している。</p>	
③ 各事業の役割と関係性の整理、他部署との連携について	
<p>教育委員会事務局、校園長会による教育連絡会を設け、各事業の役割が明確になるよう、他部署、学校と連携を図っている。</p>	
④ 開かれた学校づくりに向けて	
<p>学校の情報を広く区民に提供するため、これまで年2回発行している教育広報誌「こうとうの教育」を、平成25年度からタブロイド版に拡大し、全戸配布する。</p>	
教育委員会広報事業	
⑤ 地域の教育力について	
<p>学校支援地域本部事業を活用し、地域のもつ教育力を積極的に学校に取り入れていく。</p>	
⑥	

平成25年度 江東区外部評価委員会による評価

地域や教育関係機関との連携による教育力の向上

2

・設定されている指標値は順調に改善している。

・実際の取組状況についても、地域の関係主体の状況や意図をくんで展開されており、施策としての成果は上がっていると考ええる。

・学校教育の地域連携は、社会的状況・ニーズからみて重要性が高まっている分野であり、そうした動きに対応した取組みといえる。また、学校現場にも目を配りながら、教職員の理解や要望を確かめながら施策展開されていると理解できる。

・より多くの区民に教育広報誌「こうとうの教育」を読んでもらうため、「こうとう区報」との併配により全戸配布していることを評価する。

・本施策は、特に地域住民(PTA、保護者、町会等)、企業、大学との具体的連携について、区内各地域の実情に合わせて体制化していくことがきわめて重要である。区の学校支援地域本部事業や産学連携教育の取組は、現在のところ、そうした体制作りには十分かつ適切に配慮されている。

・大学、企業等との連携についてはさらなる連携強化を推進するとともに、その成果の検証を求める。

・区民との協働の観点から、PTA活動に無関心な層への啓発は大きな課題である。課題解決に向けた具体的な取組み・役割分担が見えない。

・学校の「教育力」は、教員自身の力量を上げることに加え、学校を取り巻く主体を学校現場に呼び込みながら教育資源化していくことによっても向上できる。「開かれた学校」というスローガンのもと、区では学校支援地域本部事業や産学連携教育を中心に、この点を踏まえた施策を着実に展開していると評価できる。

・今後、学校支援地域本部事業については、地域毎の特徴を踏まえ、南部地域における体制づくりを進めていくことになるが、地域実情を踏まえつつも、区として学校・地域連携の江東モデルづくりを目指してさらに施策を推進していただきたい。

特になし

施策 12 健全で安全な社会環境づくり

主 管 部 長 (課) 教 育 委 員 会 専 務 局 次 長 (放 課 後 支 援 課)
 関 係 部 長 (課) 地 域 振 興 部 長 (青 少 年 課)、教 育 委 員 会 専 務 局 次 長 (庶 務 課)

地域住民・団体と区が一体となって、こどもの成長を支え、見守るシステムをつくることにより、こどもたちがのびのびと成長しています。

①こどもが安全で健やかに過ごすことができる場の確保	放課後子ども教室〔げんきっず〕と学童クラブの連携・一体化をはじめとした各種の放課後支援事業を推進し、共働き家庭のこどもも含め、すべてのこどもたちが安心して過ごすことができる場を確保します。また、こどもまつりなどの実施により、地域とこどもたちの交流を促進します。
②こどもの安全を確保する地域環境の創出	こども110番の家事業の実施や、登下校時の地域住民による見守りを行うなど、地域の人材・団体を活用した事業を推進します。また、こどもの安全にかかわる不審者情報を区のホームページに掲載するなど、必要な情報提供を行います。

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 江東区の人口は、急激に増加しており、それに伴い年少人口も増えている。 平成19年に創設された国の「放課後子どもプラン」を受け、平成21年度に「江東区版・放課後子どもプラン」を策定し、江東きっずクラブ(放課後子ども教室と学童クラブとの連携・一体化事業)の全小学校区展開を計画した。 平成22年4月に「子ども・若者育成支援推進法」が施行され、同年7月に同法に基づく子ども・若者育成支援推進大綱として「子ども・若者ビジョン」が策定された。 	<ul style="list-style-type: none"> 江東区は、今後もマンション等宅地開発に伴い、年少人口も引き続き増える。 区内において、こどもたちが安全で安心して過ごすことのできる居場所・生活の場の確保に関する区民要望が強くなるが、平成31年度までに「江東きっずクラブ」を全小学校区で展開するほか、児童館事業等関連する事業を推進して対応する。 こども・若者を取り巻く環境の悪化が進み、こども・若者が抱える問題はさらに複雑化する。

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 区内において、こどもたちが安全で安心して過ごすことのできる居場所・生活の場の確保に関する区民要望が強くなった。 集合住宅が増加する中、建物の構造上、こども110番の家事業への協力が得にくい状況が発生している。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後一層、こどもたちが安全で安心して過ごすことのできる居場所・生活の場の確保に関する区民要望が強くなる。特に「江東きっずクラブ」を実施していない小学校区の保護者からの要望が増すと思われる。 新住民の地域活動への不参加により、こどもを見守るネットワークが形不成されず、事件がおきやすい環境となるおそれがあるため、新住民の地域活動への参加が求められる。

45	放課後子どもプランを実施している小学校数	校	0	4	11	16	21		24	放課後支援課
46	子どもにとって地域環境が安全であると思う区民の割合	%	26.8	30.3	30.7	30.8			50	青少年課

	24年度予算	24年度決算(速報値)	25年度予算	26年度予算
トータルコスト	3,535,249千円	3,266,410千円	3,615,802千円	0千円
事業費	1,959,542千円	1,800,423千円	2,071,677千円	
人件費	1,575,707千円	1,465,987千円	1,544,125千円	

◆「子どもが安全で健やかに過ごすことができる場の確保」について、25年度に「江東きっずクラブ」を5箇所開設、21校での実施となった。就労している家庭等の児童小学（1～3年生）については江東きっずクラブB登録、就労していない家庭等の児童や小学4～6年生については江東きっずクラブA登録を整備し、放課後を安全に過ごすことのできる場「放課後の居場所の確保」に取り組んでいる。一方、地域状況の変化や「江東きっずクラブ」の開設に伴い、登録児童数が減少している学童クラブが見られるため、これらの学童クラブへの対応が課題となっている。

◆平成25年2月に「児童館に関する運営方針」を定めた。その中で、小学校高学年を対象としたプログラムや居場所作りの充実、乳幼児及び保護者に対する事業の充実、中学生（高校生）支援の充実、異世代交流の支援などに取り組むことを決定し、児童館事業をより充実することを決定した。

◆「子ども110番の家事業」や登下校時の区民の見守り活動の充実は、集合住宅が増加する中、建物の構造上、子ども110番の家事業への協力が得にくい状況が発生している。また、集合住宅の偏在もあり人口に比較し協力が少ない地区が発生している。協力者を増やし区内全域にまんべんなく浸透させていくことが課題となる。

◆他の自治体で児童の列に車が入るといった事故が発生している。こうした事故を未然に防ぐため平成24年度に江東区・警察・道路管理者による三者合同通学路安全点検を実施した。この結果を踏まえ、三者により通学路の安全対策の強化に努めている。

◆「江東きっずクラブ」や学童クラブは放課後の小学生の居場所・生活の場の確保を目的としている。学童クラブの需要の高い地域や学校の改築・改修工事、学校・保護者の要望等を考慮して、「江東きっずクラブ」の開設を進めていく。また地域状況の変化や「江東きっずクラブ」の開設等に伴い、登録児童数が減少している学童クラブについては、一定の基準を定め、休室や廃止を含めた対応を検討していく。

◆児童の健全な育成を図ることを目的としている児童館は、「児童館に関する運営方針」に基づき、児童館事業をより一層充実させていく。

◆「放課後子どもプラン事業」や「児童館管理運営事業」等の様々な事業に取り組み、子どもたちの安全で健やかに過ごすことのできる場の確保に取り組んでいく。

◆「子ども110番の家事業」に協力者が少ない地区に積極的に働きかけるとともに、業界団体等にも協力の呼びかけを継続していく。また、地域の各種団体による自主的なパトロール活動にも支援を行い、子ども110番の家事業の拡充を図っていく。区及び地域等が一体となって「健全で安全な社会環境づくり」を実現していく。

◆児童の登下校時等に配置している児童通学路案内等業務従事者については、児童の安全確保のため、学校・地域からの配置要望が強い。今後、各学校の通学路の状況に合わせた適正な配置に努め、児童の安全確保を行っていく。

行政評価(二次評価)結果への取り組み状況

施策 12 健全で安全な社会環境づくり

主管部長(課) 教育委員会事務局次長(放課後支援課)
関係部長(課) 地域振興部長(青少年課)、教育委員会事務局次長(庶務課)

・江東まっずクラブについて、10年間で全ての小学校で実施するという計画を着実に実施する。【教育委員会事務局】

・共働き家庭の子どもも含めた全児童の居場所を確保し、安心・安全、健全育成を目指すとした施策目標に沿った事業の整理統合が不十分であるので、事業内容の整理を行うとともに、事業の効果や課題、必要性の分析などを行い、社会状況に応じた事業の展開や見直しに取り組む。【教育委員会事務局】

・江東まっずクラブの展開を踏まえ、既存事業の目的・効果を精査し、整理・見直しを検討する。【教育委員会事務局】

・こどもの安全を確保する地域環境づくりに関し、関係機関・団体や地域との協働による効果的な施策展開のあり方について検討する。【地域振興部・教育委員会事務局】

・江東まっずクラブについて、10年間で全ての小学校で実施するという計画を着実に実施する。【教育委員会事務局】

・共働き家庭のこどもも含めた全児童の居場所を確保し、安心・安全、健全育成を目指すとした施策目標に沿った事業の整理統合が不十分であるので、事業内容の整理を行うとともに、事業の効果や課題、必要性の分析などを行い、社会状況に応じた事業の展開や見直しに取り組む。【教育委員会事務局】

・江東まっずクラブの展開を踏まえ、既存事業の目的・効果を精査し、整理・見直しを検討する。【教育委員会事務局】

・こどもの安全を確保する地域環境づくりに関し、関係機関・団体や地域との協働による効果的な施策展開のあり方について検討する。【地域振興部・教育委員会事務局】

①	江東きッズクラブについて
	平成25年4月に新たに5校で実施し、現在21校で実施しており、計画を着実に進めている。
②	施策目標に沿った事業内容の整理、見直しについて
	平成25年2月に「児童館に関する運営方針」を定めた。その中で、小学校高学年を対象としたプログラムや居場所作りの充実、乳幼児及び保護者に対する事業の充実、中学生(高校生)支援の充実、異世代交流の支援などに取り組むこととし、児童館事業をより充実することを決定した。今後は、この運営方針に基づいた事業を展開していく。
③	学童クラブについて
	地域状況の変化や「江東きッズクラブ」の開設等に伴い、登録児童数が減少している学童クラブについては、一定の基準を定め、休室や廃止を含めた対応を検討していく。
④	既存事業の整理、見直しについて
	学校開放事業、ウィークエンドスクール事業、合宿通学事業については「教育推進プラン・江東」と合わせて実施方法について検討していく。
⑤	こどもの安全を確保する地域環境づくりに関する効果的な施策展開のあり方
	各種団体の会合の際、こども110番の家事業について説明し協力を求めてきた。こども110番の家が少ない地区に積極的に働きかけていくとともに、地域の各種団体による自主的なパトロール活動に支援を行い、こども110番の家事業の補完を図っていく。
⑥	児童の登下校時の安全確保について
	24年度に江東区・警察・道路管理者による三者合同の通学路安全点検を実施した。この点検において児童通学案内等業務従事者の配置が必要と位置づけられた地点について検討を行い、25年度より配置を行った。

平成25年度 江東区外部評価委員会による評価

健全で安全な社会環境づくり	3
<ul style="list-style-type: none"> ・区民へのアンケート調査結果の数値も増加しており「江東こども未来プラン」による7つの基本目標は着実に実行されていることから、施策の目標に対して成果が上がっているものと評価できる。ただし、「安心」のとりえ方については地区別の特性を詳細に分析した、よりきめ細かい対応が求められる。 ・江東きッズクラブについては、計画的かつ体系的に事業が進捗しているものとみられる。目標に対しても順調でありまた客観的事実を踏まえた今後の目標変更も視野に入っていることが確認された。 ・こども110番の家事業については抑止力が認められる。また、「こども110番の家」を増やす方策として、今までの個人への依頼から、地域の中にある商店街、企業への働きかけを試みていることは評価できるが、協力が得られにくいマンション地帯における新しい事業方法の検討があまり進んでいないことが課題である。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・江東きッズクラブは、保護者アンケートによっても、高い評価や実施要望を得ており 概ね区民ニーズに合った取り組みを実施していると考えられる。 ・地区ごとに、不安を感じさせる状況の違いがあるものとみられ、アンケートを詳細に分析したうえで、よりきめ細かい対応を施す余地があるものとみられる。住民を巻き込んだ新たな発想による新規事業に着手することを期待したい。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・区・警察署・学校が連携し、通学路に誘導員を配置する、必要に応じてガードレールを設置する等、区内全小学校の児童の通学路のチェックを実施し、児童の安全性を確保している取り組みを行っている。それぞれが連携し、協力する体制ができていることから役割分担は適切に行われているものと考えられる。 ・「地域住民、団体と区が一体となって」きッズクラブの運営に取り組んでいることが評価できる。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・施策としては総合的によい評価ができる。ただし、本区の場合、幼児・児童の増加する新しい住民層の多い地域と既存市街地との違いなど地区毎に異なる特性を持っているため、安全な社会環境として何を前面に打ち出すのか(例えば「事件・事故に遭わない」「自分で自分を守る」など)、地区別の特性を踏まえた安心感づくりが課題である。 	
特になし	

地域の住民や団体の有する経験や能力の活用により、青少年が健全に育つことができる地域社会が創出されています。

① 青少年の健全育成における関係機関・団体の連携の強化	青少年問題協議会で策定した「江東区青少年健全育成基本方針」のもと、青少年対策地区委員会・保護司会・更生保護女性会・警察署・保健所・PTA等とともに、薬物問題や非行問題などに対応できるネットワークづくりを進めます。
② 青少年団体の育成や青少年指導者の養成	青少年の主体性や社会性を育むボランティア活動や職業体験、自然体験、芸術文化活動、スポーツ・レクリエーション活動などを促進するために、青少年団体の育成と青少年指導者の養成を行います。

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<p>・平成20年度より法務省の主導により「更生保護サポートセンター」の設置が進んでいる。</p> <p>・平成21年4月、「青少年インターネット環境整備法」が施行された。</p> <p>・平成22年4月、「子ども・若者育成支援推進法」が施行され、同年7月に同法に基づく子ども・若者育成支援推進大綱として「子ども・若者ビジョン」が策定された。困難を抱える若者に対し、国・自治体の縦割り行政の弊害を踏まえ、調整機能を持つ相談事業や支援ネットワークの構築が求められている。若者を取り巻く不安定な就労環境の中、フリーターやニートの数は全国的に高水準で推移し、悩みを抱える親も増加傾向にある。</p> <p>・平成25年1月に中央教育審議会より「今後の青少年の体験活動の推進について」の答申が出され、変化が激しい社会において、青少年が多くの体験活動を実践することにより「社会を生き抜く力」を獲得することが重要であり、そのための環境整備等が行政等関係者の責務であるとされた。</p>	<p>・地域での更生活動が充実しなければ、再犯の防止や、青少年の非行行動の防止が図られず、安全な地域づくりを阻害する。</p> <p>・インターネットを介しての有害情報にさらされること、若者が増加する可能性がある。</p> <p>・不安定な就労環境が継続すれば、若者に必要な職業能力が身につかず、今以上に就労需給のミスマッチが発生する。また、社会全体に閉塞感が漂う中では青少年のひきこもりや自殺者数も増加する可能性がある。</p> <p>・様々な青少年が抱える問題を、区・地域が連携して解決するネットワークがなければ、ひきこもりやニート等困難を抱える若者の数は増加していく。</p> <p>・青少年期に必要な体験活動に参加する機会が減少していく。</p>

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<p>・進学実績等直接的効果が期待できる学習塾や習い事に子どもたちの生活時間の多くが割かれ、且つ低年齢化し、様々な体験活動やボランティア活動に参加することの数が減少している。学校や家庭に安らげる居場所がないと感じる子どもや、人とのコミュニケーションを通じて規範意識を育むべき思春期を生きる子どもたちのために、適切な支援が得られる居場所が求められている。</p> <p>・現在、青少年の規範意識や社会性、自立心を高めるための育成者たちの意識は非常に高く、区と地域育成者たちの協働による各種取り組みが地域で活性化している。</p>	<p>・規範意識や社会性などを青少年が獲得できないまま成長した場合、問題行動が増加することが予測される。</p> <p>・ボランティア活動やジュニアリーダー活動等への参加児童減少は、地域人材の育成に影響を及ぼし、地域を支える人材の枯渇につながる。</p> <p>・青少年を適切に支援する体験活動や居場所を確保しなければ、豊かな人間性を育める機会を逃し、情報の氾濫するインターネットやゲーム等への依存が進み、自立性が阻害されたり犯罪に巻き込まれる恐れがある。</p>

47	地域との連携により実施した青少年健全育成事業数	件	140 (20年度)	150	167	166			150	青少年課
48	青少年育成指導者養成講習会への参加者数	人	776 (20年度)	842	838	729			930	青少年課

	24年度予算	24年度決算(速報値)	25年度予算	26年度予算
トータルコスト	312,094千円	291,091千円	313,793千円	0千円
事業費	120,698千円	113,118千円	121,362千円	
人件費	191,396千円	177,973千円	192,431千円	

◆青少年健全育成施策は、区と各団体の連携した取り組みが進み、ネットワークもできつつある。現在、区が担う連絡調整や各団体が必要とする情報提供および助言等の支援に対する評価が高く、これに応える形で各団体や関係機関の活動も活発になっており、この状況を継続していく必要がある。◆施策のテーマとして薬物乱用防止や非行等に加え、ニート・ひきこもり等困難を抱える青少年への支援策が喫緊の課題であり、実務者レベルでの情報交流、行動連携が必要と思われる。◆中・高校生の居場所づくりを青少年センターにて取り組んでいるが、さらなる充実が求められる。◆青少年指導者、とりわけジュニアリーダーの人数が減少しており、次世代育成の取り組みに困難さが増している。背景には受験勉強や習い事の低年齢化、子どもたちの自由な時間の減少があり、指導者育成事業に対する保護者の理解をいかに得るかが課題である。

◆これまで築き上げてきた信頼関係をもとに、青少年課（青少年係・青少年センター）と地域団体との協働による普遍的、継続的な取り組みを進めていく。◆課題ごとに実務者レベルでの情報交流、行動連携に取り組み、課題解決の実効性を図っていく。◆ひきこもりやニートなど困難を抱える若者に対しての支援を専門知識と実績を有する民間事業者と協働して進めていく。◆中・高校生の居場所づくりをアウトリーチや中・高校生自身の参画を図ることで、より充実させていく。◆青少年指導者（ジュニアリーダー）の育成は、対象となる児童や保護者の理解が得られるよう、講習のあり方やPRなどをより工夫するとともに、講習会終了後のレベルアップや活動の場の確保を地域連携のもとで取り組んでいく。

行政評価(二次評価)結果への取り組み状況

施策 13 地域の人材を活用した青少年の健全育成

主管部長(課) 地域振興部長(青少年課)

・青少年の健全育成に関係する機関・団体等との連携を強化し、非行問題や薬物問題等に的確かつ効率的に対応できるネットワークづくりに取り組む。【地域振興部】

・現行の事業を実施するだけでなく、その成果を明らかにした上で、施策の目標を達成するための方策を検討する。【地域振興部】

・広い視野で若者をとらえ、子ども・若者育成支援推進法の趣旨を踏まえた上で、新たな区民ニーズへの対応策を検討する。【地域振興部】

・青少年の健全育成に関係する機関・団体等との連携を強化し、非行問題や薬物問題等に的確かつ効率的に対応できるネットワークづくりに取り組む。【地域振興部】

・現行の事業を実施するだけでなく、その成果を明らかにした上で、施策の目標を達成するための方策を検討する。【地域振興部】

・広い視野で若者をとらえ、子ども・若者育成支援推進法の趣旨を踏まえた上で、新たな区民ニーズへの対応策を検討する。【地域振興部】

・講座事業については、他部署との連携を図り講座内容に重複のないよう取り組む。【地域振興部】

①	青少年の健全育成に係る機関・団体等との連携強化について
	非行問題や薬物問題等については、警察・教育委員会・保護司会・薬物乱用防止推進江東地区協議会等の団体と今まで以上に連絡を密にし、その他青少年が抱える諸問題についても関係機関・団体等と実務者レベルでの情報交流、行動連携に取り組む。昨年は警察主催の少年のいじめ問題連絡会議や子育て支援課主催の江東区要保護児童対策地域協議会で連携を図った。
②	事業成果の明確化と目標達成について
	事業実施に当たっては、事前に課内で成果目標を明確にし、目標達成のための方法・内容を検討していく。PDCAのサイクルを確実に遂行する。
③	子ども・若者育成支援推進法の趣旨を踏まえた、新たな区民ニーズへの対応策について
	ひきこもりやニートなどの困難を抱える若者に対しては、専門知識と実績を有する民間事業者との協働によって相談や支援体制づくりに取り組む。子ども・若者の被害防止対策として、保護者・育成者等を対象とした「インターネット犯罪防止ー子どもを被害者にも加害者にもしないためにー」という講演会を実施した。
④	講座事業の他部署との連携について
	食育講座を保健相談所と共催で開催したり、自立支援講座を経済課の就労事業の状況に応じ企画するなど他部署と連絡・調整を図りながら実施している。
⑤	
⑥	

平成25年度 江東区外部評価委員会による評価

	地域の人材を活用した青少年の健全育成	1
<p>・施策実現に関する指標、担当者の説明、『データブック2013』のいずれからも本施策に対応した区の実態が見えてこないため、いかんとも評価しがたい。この施策の趣旨・目標は総論としては理解できるが成果の確認・検証が困難である。</p>		
<p>・実態が掴めていないということは、ニーズが把握できていないということである。</p> <p>・ボランティア活動やジュニアリーダー活動への参加者の減少の意味を分析し、現状のやり方に問題はないか、何のための活動なのか改めて検討する必要があるのではないか。</p>		
<p>・「地域の人材を活用した」施策であるにも関わらず、従前からの青少年問題協議会が存在するという点以外に協働の様子が見えてこない。</p> <p>・国の機関が行うべき分野、他の専門機関が前面に立って取り組むべき内容、地域全体に広汎に広報・啓蒙すべき行政機関の役割など問題解決方策の棲み分けが必要と感じる。国がやるべきこと、都がやるべきことが多い中であっても、基礎自治体である区でなければできないような施策が描けていない。</p>		
<p>・国、都との役割分担、区民ニーズを十分に踏まえた施策内容の抜本的見直しが必要と思われる。実態把握ができないなかで今までの施策をそのまま受け継いでいるだけでは課題が増えるだけではないだろうか。ネット犯罪、薬物、非行、引きこもりうつ、ニートなどの問題は、その実態が表面化したときにはかなり深刻な状況になっていることが少なくない。またそれらは青少年個人の問題ではなく、家族全体の問題であることも少なくない。有効な施策とは未然に歯止めをかけるためのものである。状況を把握し、予防策と対応策の早急な検討に取り組まれることを期待したい。</p> <p>・青少年をめぐる事件がある中で、今後起きうるであろう青少年への危険に対し、行政としてどのように対処すればよいか、試行錯誤ながらも実施することは重要である。</p>		
	特になし	

特色あるまちづくりの中心となる、魅力ある商店街が形成されています。

①利用しやすい商店街の拡充	商店街が取り組む空き店舗の有効利用や、独自サービスに対する支援を充実させ、楽しんで買い物ができる快適な商店街を目指します。
②商店街イメージの改革	シンボルマーク・キャッチフレーズの策定や、特色ある外観の創出など商店街が行うPRに対し、積極的な支援を行います。

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<p>大型店の進出またはインターネット販売などによる購買機会の多様化による影響に併せて、集客の核となる店舗及び後継者の不足など、一連の問題が複合的に商店街を疲弊させ、店舗の廃業や休業につながり、空き店舗が増加し活気が失われつつある。一方で、平成21年に地域商店街活性化法が施行され、地域コミュニティの担い手としての役割が期待されている。</p>	<p>会員数の減少や役員の高齢化とともに、商店街数の減少傾向が続き、商店街機能を維持することや、地域コミュニティの担い手として、まちの賑わいの創出や地域ぐるみの安全・安心への取組み等の機能を備えることが困難となる。</p>
5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<p>コンビニエンスストア等の品ぞろえの多様化やネット販売の普及で、買い物のあり方が変化している一方で、以前のような商店街の賑わいの復活を求める声もある。地域からは、従来の機能に加え安全・安心、子育て、エコ活動およびまちづくりへの寄与や住民交流のためのスペースの提供のほか、少子高齢化に備えた街としての機能強化など、商店街に対するニーズは多様化している。</p>	<p>廃業・休業する店舗の増加により、商店街では業種構成が不足し、身近な商品・サービスの提供が限定され、高齢者を中心に、近隣住民の徒歩による買い物の場が減少する。また、商店街の組織力低下により、多様化する区民や時代のニーズに応えることが困難となる。</p>

54	1週間のうち、商店街を利用した買い物の日数	日	2.0	2.1	2.1	1.9			3.5	経済課
55	賑わいが増したと回答した商店街の割合	%	11.1	14.9		15.1			20	経済課
56	魅力ある商店街が身近にあると思う区民の割合	%	39.2	41.8	40.2	39.2			50	経済課

	24年度予算	24年度決算(速報値)	25年度予算	26年度予算
トータルコスト	193,041千円	147,328千円	190,679千円	0千円
事業費	149,755千円	106,160千円	136,154千円	
人件費	44,286千円	41,168千円	44,524千円	

◆消費者ニーズの多様化や大型店舗の出店、他業態小売業との競争激化、インターネット等による商取引の増加などの環境の変化に加え、個店経営者の高齢化、後継者難による基礎体力の低下など、商店街をとりまく状況は非常に厳しいものとなり、廃業等による空き店舗も目立っている。さらに、新規出店では、チェーン店など商店街組織に加入しない店舗も増えている。

商店街組織を維持していくためには、個店の商店街組織加入促進や、商店街連合会への支援を強化し、組織の安定化を図る必要がある。

また、商店街は、身近な商品・サービスを提供するだけでなく、まちの賑わいを創り出し、生活にうるおいと豊かさを提供するコミュニティの核としての役割を担うことも期待されている。多様化する区民や時代のニーズに応えることのできる機能を商店街が備えるためにも、様々な角度から商店街を支援していかなければならない。

◆個人商店ならではの、大型店舗にはない個性的な品揃えや、消費者ひとり一人に合わせた細やかなサービスの提供ができる商店の創出を支援する。

◆空き店舗の積極活用により、やさしいおもてなしなど特徴ある商店街の実現を目指す。

◆商店会が自ら企画し実施するイベント事業への助成や、商店街連合会が行う区内共通商品券発行事業を補助することにより、地域に根ざした商店街機能の活性化を図る。

◆商店街が設置している装飾灯及びアーケードの補修等に係る費用や電気料金の一部を補助することにより、道路交通の安全、犯罪の防止及び都市美化を図り商店街振興に寄与する。

◆商店街が設置している装飾灯のLED化に係る費用を補助することにより、地球にやさしい環境対応型商店街への移行を推進し、環境に配慮する商店街をアピールすることにより一層の集客を図る。

◆産業実態調査により得た商店街を取り巻く環境等の基礎資料や、整備している各商店街が取り組んでいる事業や個店の活性化策などを基に、区民および商店街のニーズを踏まえたきめ細かな支援策等、魅力ある商店街の形成に向けた新たな施策を推進する。

行政評価(二次評価)結果への取り組み状況

施策 15 環境変化に対応した商店街振興

主管部長(課) 地域振興部長(経済課)
関係部長(課) 福祉部長(福祉課)

・区内商店街のニーズを十分に把握し、商店街支援の目的・スタンスを明確にした上で、商店街活性化に向けた新たな施策展開を検討する。【地域振興部】

・区内商店街が求めるニーズ等の情報が不足しているため、事業展開の基礎となるような情報の収集を行う。その上で、区内商店街のニーズを十分に把握し、商店街支援の目的・スタンスを明確にして、商店街活性化に向けた新たな施策展開を検討する。【地域振興部】

・観光事業と連携した商店街の活性化方策について検討する。【地域振興部】

① 商店街活性化に向けた新たな施策展開の検討について	
各商店街の特徴を生かした支援策の検討に向け、繁盛している商店街や個店を調査するとともに、平成25年度には、商店街を取り巻く環境等および消費者ニーズを把握するための産業実態調査を実施している。	
産業実態調査事業	
② 観光事業と連携した商店街活性化方策の検討について	
観光事業を活用した商店街活性化方策検討のため、亀戸梅屋敷および旧中川川の駅オープニングイベントへの商店街参加や青森県むつ市が本区香取大門通り会と連携して実施している観光イベントへの協力にあわせ、近隣区の観光事業を活用した活性化策を調査している。	
③	
④	
⑤	
⑥	

平成25年度 江東区外部評価委員会による評価

環境変化に対応した商店街振興

2

・施策目的や目標設定がまだ曖昧であり、現時点で目に見える成果はあがっていない。今後の成果が上がる見通しについても明らかでない。

・大型店舗の出店やインターネットの普及による商取引の環境変化など、商店街振興にマイナスとなる要因が減少するとは考えられないため極めて成果の上がりにくい施策の1つといえる。

・本施策が目指す姿として、誰にとって魅力ある商店街なのか。「区民にとって」魅力ある・・・とした時点で総花的になり、結局、何もしていないのと同じになる。「商店街自身が考える、自分たちにとって魅力ある」商店街を形成することが必要である。区は、商店街が自己満足するような後方支援をしていく必要があると考える。

・53商店街の支援ニーズ・意向は、いまだ分析途上であり、利用者・購買者側のニーズも明らかになっているとはいえない。まずは「産業実態調査」の結果を十分に分析し、施策に取り組んでほしい。

・区民ニーズは多様であり、社会状況も刻一刻と変化するものであるため、これらに対応することは難しいと考える。区民ニーズに対応するのは、各商店街(の各商店)の努力である。各商店街が自発的に取り組めるよう、江東区は後方支援するのが役目と考える。

・この施策は、当事者たる商店街との「協働」なくして成り立たない。区は、各商店街が自らどのようなになりたいかを明らかにさせるための材料を適切に与えるとともに、商店街が行動を起こすことに寄り添うことでは、実効性は期待できないと考える。この点から、区が自らの役割をどう考えているか整理しきれていない。また、商店街も江東区に依存してしまっていないか疑問である。

・区は、規模も特性も異なる53の商店街を振興するという極めて難しい課題に取り組んでいる。商店街振興は、当事者たる商店街が自ら将来像を描き、行動することが前提と考える。いま行っている設備補助・イベント補助は重要であるが、個店・商店街の自主性や組織化を高めることについて区がどのように取り組もうとしているのか、その工夫や仕掛けが見えない。

・江東区は人口が増加している。その意味では、商店街は市場が拡大しているため、その気になれば、商店街の活性化は可能と考える。江東区の役割を再度考え、今後のまちづくりにおいて、商店街の機能をどう位置付けたいのかについても発信していく必要がある。

・いま進めている産業実態調査等をしっかりと完了させ、区民ニーズ等について客観的な情報を商店街に提供するとともに、それをもとに商店街自身が考え行動するプロセスに区がどう寄り添っていくのかを明らかにして、具体的に取られることを期待したい。

・個人商店の個性的な品揃えから、商店街の賑わいが生まれれば、都市美化や犯罪の防止につながるという期待もある。都市の希薄になりがちな人間関係も、コミュニティの場があることで改善が期待ができる。商店街とスーパーの役割は異なると思う。

・商店街を利用する消費者の通行量調査を提案する。従来指標としている数値はアンケート結果によるものゆえ、データの消費者が減少しているのか否かを把握してはどうか。

消費者情報の適切な発信や相談体制の充実により、安心できる消費者生活が実現しています。

①消費者情報の提供の充実	将来の消費者である高校生や中学生についても総合学習等の時間等を活用し消費者教育を行います。また、安全な消費生活を送れるよう区のホームページ等を通じてタイムリーな消費者情報を発信します。
②消費者保護体制の充実	日々複雑多様化する区民からの相談に適宜適切な解決策の提示を行います。また、困難な事案に対しては、関係機関と協力して対応し、迅速な解決を図ります。

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年12月 改正特定商取引法の電子メール広告規制(オプトイン規制)施行 ・平成21年5月 消費者庁関連3法が成立、同年9月1日消費者庁創設 ・改正貸金業法(総量規制)平成22年6月完全施行 ・平成23年9月 金融商品取引法改正 ・平成23年10月 宅地建物取引業法施行規則改正(悪質勧誘禁止) ・平成24年8月 特定商取引法改正(訪問購入の追加) ・平成24年8月 消費者教育の推進に関する法律公布 ・平成24年9月 消費者安全法改正(消費者安全調査委員会の設置) 	<ul style="list-style-type: none"> ・悪質商法の手口は年々巧妙かつ複雑化していくので、<u>関連法の整備や厳正な執行による対応が追い付いていない。</u> ・通信網の発達や情報通信機器の利便性向上及び小型化等により端末機器等の普及が拡大することに伴い、金融経済知識や社会的経験に乏しい学生や未成年等の若者を狙う悪質商法が巧妙かつ多様化し消費者被害が増加していく。 ・高齢者の増加に伴い、高齢者を狙う悪質商法が巧妙かつ多様化して消費者被害が増加していく。 ・食と放射能の問題により、今後も食物に対する消費者の不安心理や不信感が継続する。

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> ・製品や食品に対するリスク・事故等に対し消費者の不安要素が高まっているなか、被害の拡大防止、風評被害の防止等のため、安全対策や問題解決へ向けた迅速で適切な情報提供や助言・指導が求められている。 ・高齢者や若者を対象とした悪質商法に対する未然防止のための取組みや被害者の相談に対する迅速で的確な助言、解決が求められる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・身の回りの製品や食品の安全性、個人情報不正使用、消費者被害の発生・拡大等、消費者を取り巻く社会環境に対する不安要素が増大していく。 ・食の安全・安心に対する取組や動向に対する消費者の関心は高く正確で迅速な情報の提供が求められる。 ・消費者心理を利用した悪質かつ巧妙な手口が増加し、高齢者や若者など特定の世代を対象とした被害がさらに増えると考えられる。

57	消費者相談窓口を知っている区民の割合	%	35.0	34.0	32.7	33.8			65	経済課
58	消費者相談の解決割合	%	13.26 (101件)	12.8	11.3	13.4			20	経済課

	24年度予算	24年度決算(速報値)	25年度予算	26年度予算
トータルコスト	62,910千円	59,740千円	54,915千円	0千円
事業費	26,800千円	26,044千円	28,325千円	
人件費	36,110千円	33,704千円	26,590千円	

生活基盤の一つである食に対する消費者の信頼を揺るがす事件や、個人の財産を狙った悪質商法の横行等、消費者の不安要素を増大させる事象に対しては報道等にも取り上げられる中、消費者の関心が高まっている。そのような中、消費者相談窓口の存在や役割・機能等が多くの区民に認知されていないという現状は否めない。また、若者や高齢者など特定の世代を対象とした消費者被害に遭遇してしまった際に、自分の家族や周辺の人々に知られることを懸念し消費者相談窓口を認知しているにも関わらず、自己責任で対処した結果、更なる被害拡大に繋がるケースが少なくない。

◆区民に対する消費者情報の迅速で的確な提供の実現を図るために、消費者向けのホームページを作成しタイムリーで正しい情報発信を行うとともに、相談案件が多い事例の紹介や被害の未然防止に向けた対処法の紹介を行っていく。また、国や都道府県が発信している消費者事故等の情報も区民に向けて発信していく。

◆区民が消費者センターや相談窓口を容易に活用できるように、相談事例や相談方法を明確で分かりやすく紹介した広報紙を年1回作成し、江東区報とともに全戸配布を行うことで消費者行政の浸透を図り、その上でタイムリーな話題を発信していくために区報への定期的なコラム等の掲載を行っていく。

◆消費者センターの周知と相談窓口利用活性化を図るべく、ホームページ作成や広報紙での周知と併せて、若年層や高齢層などの世代別に特化した消費者問題や相談事例、出前講座事業の宣伝等を紹介するガイドブック的役割を担う冊子を作成し、教育施設や高齢者施設等に配備する。

◆食と放射能の問題等から端を発した、食の安全・安心に対する不安から信頼を確保するための取り組みや、悪質商法の横行による被害拡大防止や未然防止のための活動を強化するために、国や他行政機関との連携を密にして、迅速で正確な情報提供に努める。

◆消費者教育の推進に関する法律の公布を受け、各世代を対象とした金融教育や消費者教育に積極的に取り組んでいく。主として、消費生活相談員と共に各施設等へ出向き、各世代にそれぞれ特化した消費者被害事例を報告し、区民や関係職員に対して消費者教育の啓発活動を充実させていくことや、区関係機関との連携構築を図り、消費者被害の未然防止・拡大防止に努める。

◆複雑化・多様化する消費者相談に対し迅速かつ適切な解決方法を提示するために、必要な専門知識・技能の取得を向上させるとともに他都道府県の相談員等と積極的な情報交換及び交流ができる研修に参加することにより、消費者相談員の資質向上に繋げていく。

行政評価(二次評価)結果への取り組み状況

施策 16 安心できる消費者生活の実現

主管部長(課) 地域振興部長(経済課)

- ・消費者情報の発信については、正確かつ迅速な媒体・内容を十分検討し、取り組む。【地域振興部】
- ・消費者相談体制に関する啓発に引き続き取り組むとともに、関係機関との連携を強化し、常に区民へ適切な解決策を提示できるよう努める。【地域振興部】
- ・課題に的確に対応し、効果的な事業展開を図るため、現行事業の内容・規模・体制の精査に取り組む。【地域振興部】

- ・消費者相談体制に関する啓発に引き続き取り組むとともに、関係機関との連携を強化し、常に区民へ適切な解決策を提示できるよう努める。【地域振興部】
- ・消費者情報の提供については、各事業の必要性・有効性について検討する。【地域振興部】
- ・講座事業については、他部署との連携を図り講座内容に重複のないよう取り組む。【地域振興部】

① 消費者情報の発信に際した的確な方法の検討に対する取組について

消費者向けホームページを作成し迅速で正確な情報発信を行うとともに、広報紙の作成を年1回とし、配布方法を区報との併配による全戸配布に改める。また、世代別にガイド誌を作成し教育部門や高齢者福祉部門の関係施設への配備を実施する。

消費者情報提供事業

② 消費者相談体制の周知啓発に対する取組と、連携強化による区民への適切な回答提示について

周知啓発のため相談員の積極的派遣による出前講座の充実化を図り、高齢者施設や学校に対する講座開催の打診を積極的に行っていく。また、消費者問題に造詣の深い弁護士と連携し、複雑多岐な相談案件に対する助言を得る体制を構築した上で、適切な相談解決提示を図っていく。

消費者相談事業

③ 効果的的事业展開を図るための現行事業に対する取組について

消費者情報の提供の在り方を精査し、効果的な発信への取り組み強化に努めるほか、消費者教育に効果的な出前講座の充実化を図る等、消費者行政に対する周知に重点を置いた施策を積極的に展開していく。

消費者情報提供事業

④ 独自性を持つ内容を重視した講座事業への取組について

各世代に特化した消費者問題を取り上げ、ターゲットとする世代を明確にするとともに、土曜日や夜間など参加が容易な環境整備を行うとともに、回数を削減して質の向上を図る。

消費者講座事業

⑤

⑥

平成25年度 江東区外部評価委員会による評価

安心できる消費者生活の実現

2

・施策の目的・目標設定は明確であるが、現時点で目に見える成果はあがっているとはいえない。

・目指す江東区の姿のうち「消費者情報の適切な発信や相談体制の充実」は、江東区の施策・事業であり着実に実施されているようであるが、目標の「安心できる消費者生活の実現」は、数値を見る限りでは達成できていない。

・消費者センター（消費者相談窓口）の存在を知っている区民の割合が30%台前半では評価のしようがない。

・指標58『消費者相談の解決割合』については、消費者センターが単独で引き受けた相談件数のうち解決した割合はほぼ100%であるとのことであり、その点は評価できる。しかし、現在の指標からはそのことを読み取ることが出来ない。

・悪質商法の増加や食品安全問題等の深刻化という社会全体の状況に対応しようとしている点は理解できる。また、江東区独自のニーズがあるというより、まず相談窓口に対する認知度が絶対的に低いとの問題意識から取組を展開しており、これらの方向性は適正である。

・消費者相談に対して江東区だけで対応するのは不可能であり、関係機関（特に警察）との連絡・調整及びあっせんが、より求められると考える。

・法律、条例等によって、区は国・都との適切な役割分担がなされているといえる。

・消費者相談窓口での相談に対し関係機関を紹介（あっせん）したら、その後の経過はフォローしていないようである。定期的に関係機関と連絡・調整をとりつつ、消費者苦情が解決するまでの一連を把握する必要があると考える。

・本施策は、①認知度向上、②相談の質、インテークの質の向上、③教育など、やるべきことは明確であり、それは他都市と比べて変わるものではない。特に、認知度向上については、未認知層の分析を踏まえて一定の取組を展開しつつある。この点では、施策の方向は適正といえると思う。

・この施策は、成果を上げるまで中・長期間を必要とする。また「安心」を目指していることから、住民個人の主観に働きかけているため、実現はなかなか難しい状況でもある。その意味で今後の取り組みに期待したい。

・区が自ら指標として重視する消費者センターの認知度については依然として低調であることから、特にこの点に関する重点的な対応を検討してほしい。

特になし

施策 17 コミュニティの活性化

主管部長(課) 地域振興部長(地域振興課)
 関係部長(課) 政策経営部長(広報広聴課)、
 地域振興部長(文化コミュニティ
 財団)、区民部長(区民課)、
 子ども未来部長(子育て支援課)

世代や国籍を超えた、誰もが参加しやすいコミュニティ活動の活性化により、まちの安心と活力を得ることのできる地域社会が実現されています。

①コミュニティ活動への参加の促進	すべての区民が地域における町会・自治会活動や、NPOやボランティア活動に参加しやすい環境を整えます。
②コミュニティ活動の情報発信	町会・自治会、NPOやボランティアなどのコミュニティ活動に関する情報を発信するとともに、情報の一元化を図り、参加・利用のマッチングができる仕組みを構築します。
③コミュニティ活動の環境整備	既存の区民館等公的施設のバリアフリー化を徹底するとともに、自由に区民が集い、活動できる場を整備します。
④世代、国籍を超えた交流の促進	区民まつりや花火大会などの地域に根ざしたイベントや、外国人居住者が地域に溶け込むきっかけづくりとなるイベントを実施します。また、区外団体との交流を推進します。

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> ・人口の推移(外国人登録、外国人住民含む) 446,307人(H20.1.1)→480,271人(H25.1.1) ・町会・自治会加入率推移 65.1%(H20.4)→60.0%(H25.4) ・外国人登録、外国人住民者数の推移 18,013人(H20.1.1)→20,889人(H25.1.1) ・NPO法人数 137団体(H20.3)→182団体(H25.3) ・ボランティア数(登録) 〔団体〕76団体〔個人〕3,056人(H20.1) →〔団体〕〔団体〕92団体〔個人〕5,082人(H25.1) 	<ul style="list-style-type: none"> ・集合住宅やワンルームマンションの増加に合わせて町会自治会離れが進み、加入率の低下により、新住民と従来からの住民、または新住民同士のコミュニティの希薄化が進み、地域活動の低迷と共助力が弱まり、災害時の地域における救援活動等は一層難しくなる。 ・区内のNPO法人数が増加する。 ・地域に住む外国人の増大が見込まれるとともに、生活情報の多言語化や言語・習慣の相互理解、災害時の地域連携が必要になる。

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災や所在不明高齢者、孤独死問題を契機に地域でのコミュニティのあり方が改めて注目されており、防災、防犯、高齢者見守り等地域コミュニティに求められる役割が重要になっている。 ・人口増加により、新住民が地域を知る機会や従来からの住民との交流の機会や場が必要とされている。 ・外国人の急増から日本語や生活習慣を学ぶ機会、情報の多言語化や相談窓口の一層の充実が求められている。 ・在留状況の長期化や多様化から、日常生活上での問題や悩みを相談できる体制の整備が求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・通常のコミュニティ活動への支援に加え、災害時の自助共助活動を組織化するための支援や活動情報の提供、場の確保、リーダーの育成等が求められる。 ・地域交流の場となるイベントの継続的な開催が求められる。 ・地域に住む外国人と地域住民との間の生活習慣・文化の相互理解を深める機会の創出が必要になる。 ・外国人登録者数の増加により、相談内容が多様多様になり、他の行政機関や公共機関を紹介するケースが増加すると予想される。

59	町会・自治会・NPO・ボランティアなどコミュニティ活動に参加する区民の割合	%	21.4	20.8	22.2	23.2			26	地域振興課
60	区が提供するコミュニティ活動情報を使ったことがある区民の割合	%	19.3	20.6	23.3	22.6			24	地域振興課
61	区民館・地区集会所・文化センターの利用率(区民館)	%	56.4 (10年増)	53.7	53.3	52.7			60	区民課
	区民館・地区集会所・文化センターの利用率(地区集会所)	%	19.2 (10年増)	17.7	18.5				20	地域振興課
	区民館・地区集会所・文化センターの利用率(文化センター)	%	63.8 (10年増)	62.0	60.8	63.0			65	地域振興課
62	地域に根ざしたイベントへの参加者数	千人	896 (10年増)	929	543	881			920	地域振興課

	24年度予算	24年度決算(速報値)	25年度予算	26年度予算
トータルコスト	1,049,772千円	872,263千円	660,177千円	0千円
事業費	795,309千円	635,592千円	434,593千円	
人件費	254,463千円	236,671千円	225,584千円	

◆集合住宅を中心とした急激な人口増加は、地域における新旧住民の意識の違いを浮き彫りにしている。今後、円滑なコミュニティを形成していくうえで新旧住民及び新住民同士、特に集合住宅(マンション)における融合は必須の課題であり、新住民が地域を知る機会や住民相互の交流の機会と場が必要とされている。◆新旧住民の地域コミュニティに対する意識の差は町会・自治会加入率の低下という形で現れている。その一方で防災意識等の高まりから、改めて町会・自治会活動による地域力の回復と増進が注目されている。今後円滑な地域コミュニティを結成していく上で新旧住民、ならびに新住民同士の繋がりが強く求められている。また、町会自治会では役員の高齢化、後継者不足という課題がある。◆コミュニティ活動の場となる町会・自治会館には、現在の耐震基準を満たしていない建物がある。◆コミュニティ活動を活性化するため、誰もが参加しやすい環境の整備、活動情報の発信支援が求められている(「江東区民意識意向調査」より)。また、区民が主体的にコミュニティの発展や課題解決に取り組むまちづくりを推進するためには、町会・自治会等地域団体と、NPO・ボランティア等専門的に活動している団体の連携強化が課題である。◆急増する外国人と地域住民との言葉や生活習慣の違いによるコミュニケーション不足から誤解やトラブルが増加する可能性があるため、相互理解を深める機会の創出が必要である。区内外国人のニーズ把握が十分でないため、外国人の実態調査を行い、外国人がコミュニティ活動に参加しやすい環境を整備していく必要がある。

◆住民同士のコミュニティ形成の一環として、町会への加入、または自治会の結成をより促進させる必要がある。その一環として、①マンション建設事業者との事前協議の強化、②大規模マンションを対象とした自治会設立等促進支援事業、③区、町会自治会及び不動産業関係2団体との4者連携による加入促進事業、④町会電子マップによる地域の見える化事業、⑤マンションフォーラム等での講演等を加入促進事業の軸に推進することにより、加入又は設立への働きかけと支援を強化していく。◆自治会等未結成のマンション管理組合を対象とした自治会設立に向けたマニュアルの作成等、新たな支援策の検討を進める。◆区民がコミュニティ活動へ積極的に参加し、自らコミュニティの発展や課題解決に取り組む仕組みづくりと環境整備を図るため、平成22年度から導入した「協働事業提案制度」を引き続き実施するとともに、平成23年9月に開設したコミュニティ活動支援サイト「ことこみゅネット」により地域で活動する市民活動団体等の積極的な情報発信を支援し、これらを活用して、団体活動の活性化や区民のコミュニティ活動に対する関心を高めていく。また、平成23年度から開始した、区民、市民活動団体及び区の仲介役として中立的な立場で各々の活動を支援する中間支援組織についての検討を引き続き行っていく。◆町会・自治会が町会・自治会会館の耐震改修工事に取り組みやすくなるよう、耐震改修工事に伴い実施した耐震診断についても費用を助成していく。◆今後も、引き続き区民館・地区集会所・文化センター等の改修工事を計画的に実施し、自由に区民が集い、活動できる場の整備を図っていく。◆区民まつりをはじめとした地域イベントの継続的な開催により、区内外を知る機会や世代、地域を超えた交流の場を提供する。◆外国人と地域住民との異なる習慣、文化の相互理解が得られるよう国際交流・ボランティア団体等と連携した国際理解教育や交流イベントを推進する。また、継続して外国人の生活実態の把握に努め、交流イベントでは実態調査(アンケート)を実施するなど、さらなる外国人のニーズや実態にあったコミュニティ活動の支援方法を検討していく。

行政評価(二次評価)結果への取り組み状況

施策 17 コミュニティの活性化

主管部長(農) 地域振興部長(地域振興課)
 関係部長(農) 政策経営部長(広聴広報課)、
 地域振興部長(文化コミュニティ
 財団)、区民部長(区民課)、
 ことども幸福部長(子育て支援課)

・コミュニティ活動への参加ニーズを具体的に分析し、新築マンション等の自治会設立への支援及び新旧住民の交流の促進について、効果的な方策を検討する。【地域振興部】

・協働事業を積極的に推進し、団体活動を活性化させるとともに区民のコミュニティ活動に対する関心を高めるなど、地域の特性を踏まえ、区民自らコミュニティの発展や課題解決に取り組むことができる環境の整備を図る。【地域振興部】

・外国人のニーズを把握し、コミュニティ活動に参加できる仕組みづくりに取り組む。【地域振興部】

・コミュニティ活動への参加ニーズを具体的に分析し、新築マンション等の自治会設立への支援及び新旧住民の交流の促進について、効果的な方策を検討する。【地域振興部】

・協働事業を積極的に推進し、団体活動を活性化させるとともに区民のコミュニティ活動に対する関心を高めるなど、地域の特性を踏まえ、区民自らコミュニティの発展や課題解決に取り組むことができる環境の整備を図る。【地域振興部】

・外国人のニーズを把握し、コミュニティ活動に参加できる仕組みづくりに取り組む。【地域振興部】

・23年度開設の「ことこみゅネット」を有効に活用し、認知度を高め、コミュニティの活性化を積極的に支援する。【地域振興部】

① コミュニティ活動への参加ニーズの分析と、新築マンション等の自治会設立への支援及び新旧住民の交流の促進にかかる効果的な方策の検討について

23年区政世論調査による新旧住民の交流と参加に関する調査結果及び設立等の相談のあったマンション居住者への聞き取り等を行い、ニーズの把握に努めている。そうした中で改めて地域での自治を確立するためには、町会等の組織に参加することが重要であることを確認し、加入促進に向けた計画を策定し実施している。

① 自治会等設立の課題となっている世帯要件(全世帯の過半数以上)を改めて周知するとともに、地域住民の意思を代表する重要な組織としての町会・自治会の加入率の低下を防ぎ、加入を促進するため、次を主軸とする加入促進事業に取り組んでいる。

・100世帯以上の分譲マンションで、町会未加入・自治会未設立の集合住宅各世帯に促進チラシをポストイングして設立促進支援事業を開始した。・不動産関係2団体、区町会連合会と協定を締結し、店舗窓口に啓発ポスタ掲示、加入促進チラシを備え付け、新規契約者に加入の働きかけを連携して開始した。・地域の町会自治会マップを区ホームページに掲載し、未加入者に各地域活動団体情報を提供することにより、加入・参加へのきっかけづくりを進めている。・区主催マンション交流会で地域自治活動への参加の重要性と理解を深めるための講演を実施した。・マンション建設事業者が区に提出する事前協議書をもとに、状況に応じてヒヤリングを求め協議の強化を図っている。・地域自治活動の基礎や運営の方法等を紹介した自治会設立に向けたマニュアルの整備を進める。

②被災避難者の避難生活の長期化に伴い、地域コミュニティ活動の指導や調整を担う区町会連合会、各連合町会と連携し、被災者を支援することを通して、地域コミュニティ回復の機運となる事業を実施している。

・被災者が本区を第2のふるさととして、また地域の一員として安心して生活できるよう、江東花火大会や演芸ショー、地域の夏まつりなどに招待するなどして、地域イベントへの参加を促すことにより地域との交流を促進している。

② 区民自らがコミュニティの発展や課題解決に取り組むことのできる環境の整備について

・区民のコミュニティ活動を活性化するために市民活動団体等と協働事業を推進している。協働を推進するための環境の整備として、平成22年度から導入した協働事業提案制度を継続して実施しており、平成24年度は「児童虐待の未然防止等を目的としたボランティア(ホームビジター)による家庭訪問型子育て支援事業」を採択した。また、平成23年9月に開設したコミュニティ活動支援サイト「ことこみゅネット」により、市民活動団体等による情報発信と区民の地域活動への参加機会を支援している。平成23年度からは区民、市民活動団体及び区の仲介役として中立的な立場で各々の活動を支援する中間支援組織の検討を開始した。

・自主グループの活動案内掲示板の設置、自主グループパンフレットの発行、広報誌への自主グループ特集面掲載、成果発表会の開催などを行い、文化活動団体やサークルの育成・支援に努めている。

・文化センターのコピーサービスや印刷サービスの提供、有料貸出ロッカーの整備や、Wi-Fiアンテナ(携帯3社)の設置を行い、施設利用者の活動を支援している。

③ 外国人のニーズを把握し、コミュニティ活動に参加できる仕組みづくりの取り組みについて

毎年10月に木場公園で江東区民まつりの中で「国際交流の広場」、平成25年度3月には深川ギャザリアで「国際交流のつどい」を実施し、外国人と地域住民との交流イベントを開催した。

また、区内在住外国人について、生活実態を把握するため、外国人の住民数や年齢構成、居住地域、在留期間等の基礎調査を実施した。今後は交流イベント等でアンケートを実施するなど、さらなる外国人のニーズや実態に即したコミュニティ活動の支援方法を検討していく。

④ 「ことこみゅネット」の有効活用および周知によるコミュニティ活性化支援について

コミュニティ活動支援サイト「ことこみゅネット」のリーフレットやチラシを作成し市民活動団体や公共施設等に配布するとともに、区報等にもPR記事を掲載しサイトの周知を図った。また「ことこみゅネット」登録団体の相互理解や地域活動への参加促進の契機にするため登録団体同士の交流の機会を設け、「ことこみゅネット」の活用方法や情報発信についての意見交換会等を開催した。

平成25年度 江東区外部評価委員会による評価

コミュニティの活性化

2

・現時点で顕著な成果が出ているとはいえないが、施策目標の実現に向けた取り組みの方向性は概ね適正である。

・区は、南部を中心とする居住歴の浅い、若年世代の区民の間にも「共助」に対するニーズがあると把握している。このこと自体は良いが、そのニーズの中身を細分化してコミュニティに関する欲求の内容を把握していくことを検討していただきたい。

・外国人をひとくくりせず、例えば増加する中国人を意識した多言語表記など、きめ細かいニーズに応じた取り組みが必要ではないかと考える。

・区民の中にも世代間交流のニーズがあるので、例えば地域のコミュニティスペースの活用など、具体的に検討を進めていただきたい。

・区民との協働に関する基本的姿勢はよい。しかし、区民との間に機能的な関係を作っていくことが狙いなのであれば、本施策の対象である自治会・町会、NPO等に対して、区政運営の点からどのような具体的役割を期待しているのか、防災や教育といったテーマや分野ごとに機能的に整理すべきと考える。

・新旧住民および新住民同士における融合は短期的に非常に困難と思われるが、豊洲カーニバルのように住民が自発的に催事を主催したことは、区にとっての起爆剤になり得る可能性を感じる。

・区が「コミュニティの活性化」として地縁コミュニティの強化に取り組む意義は理解できる。またそのための具体的な努力を積み重ねていることも十分にうかがえる。しかし、地縁コミュニティといえども、限られた土地の範囲で形成される強固な人間関係を前提とする従来型のタイプばかりでは捉えきれなくなっているため、区が進める自治会・町会加入促進という現在の手段が、こうした環境変化に沿っているかどうかしっかり検証しながら進めていただきたい。

・市民自治組織(NPO等)との連携・協働については、協働事業提案制度の対象事業の検証にもとづいて効果が上がる条件・環境を整理していただきたい。また、協働を巡る全庁的議論をもっと深めてほしい。

・コミュニティの活性化は、すぐに結果がでるものではない。それゆえに、今までとおりあるいは今まで以上に、着実な継続性のある行政支援を望みたい。

・「ことこみゅネット」が活用されているのか判断できなかった。これからさらに分かりやすく市民活動につながるようにしてほしい。

特になし

区民が、さまざまな文化に触れ楽しむ機会が確保され、日常生活を心豊かに送ることができる地域社会が実現されています。

①伝統文化の保存と継承	文化財や伝統文化を保護・保存するとともに、講習会の開催や小中学校の授業に取り入れるなど、伝統文化の継承に取り組みます。さらに、文化財ガイドの育成や伝統文化を伝える施設の改善などを行い、区民が伝統文化に親しむ環境を整備します。
②芸術文化活動への支援と啓発	芸術文化団体の活動を支援するとともに、区民ニーズに合った芸術文化事業を企画、誘致します。また、プロによるアマチュア指導の機会を設けるなど、区民が芸術文化活動に親しめるさまざまな取り組みを行います。
③新しい地域文化の創造と参加促進	さまざまなアーティストの活動を支援することにより、個性豊かな地域文化の創出を支援します。また、新しい地域文化の発信を支援し、区民の参加を促進します。

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> ・社会の成熟にともない伝統文化や芸術文化を享受したいといった欲求が高まっている。 ・ゆとりの時間を利用し、地域の伝統文化や芸術文化活動などに参加したいという要望が高まっている。 ・文化的景観や民俗技術が文化財保護法の改正〔平成17年4月施行〕により文化財保護の対象に加えられた。 ・「伝統の継承」「伝統文化の尊重」「郷土を愛すること」が教育基本法の改正〔平成18年12月施行〕により盛り込まれた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術振興基本法制定〔平成13年2月〕を機に区民の文化芸術に対する関心が高まっており、伝統文化や芸術文化を知ることや参加する機会を一層求める。 ・人口構成の割合が高い団塊世代を中心に、ライフスタイルの選択肢として、こころの豊かさやゆとりのある生活をより求めるようになる。
5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> ・「区に長く住んでいるが地元のことをよく知らない」、「引越してきたばかりで江東区を知りたい」と高い定住意向とともに身近な区の歴史や文化に関心が向けられている。 ・質の高い芸術鑑賞を求める区民の需要は根強くあり、また、自ら演じる参加型の文化芸術活動を求める機運も徐々に起きている。 ・多様なジャンルの芸術鑑賞の機会の提供が求められてきている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・伝統文化や芸術文化を知る機会や親しむ機会の提供と支援が求められるようになる。 ・区民が自らの世界を広げ、自らの人生を豊かにするため、ゆとりの時間を地域の歴史や伝統文化、芸術文化への意識や関心が高まっていく。 ・多様なジャンルの芸術鑑賞の機会の提供とともに、区民が主体的に参加する文化芸術活動の比率が増えていくことが予想される。 ・芸術文化を楽しむ機会の充実や新しい地域文化を生み出す環境づくりが求められている。

71	文化財や伝統文化が保存・活用されていると思う区民の割合	%	41.5	40.2	39.7	42.5			50	文化観光課
72	この1年間に美術・音楽・演劇等に接した区民の割合	%	57.9	52.1	53.0	57.9			65	文化観光課
73	芸術文化活動団体の施設利用件数	件	63,534 (20年増)	69,413	67,691	59,896			66,000	文化観光課

	24年度予算	24年度決算(速報値)	25年度予算	26年度予算
トータルコスト	665,191千円	620,004千円	659,527千円	0千円
事業費	627,409千円	594,949千円	621,217千円	
人件費	37,782千円	35,056千円	37,310千円	

◆本区は震災、戦災により壊滅的被害を受け貴重な文化財を数多く失った。昭和55年に文化財保護条例を制定し、文化財をできる限り広範囲に捉え、それを台帳に登録する制度を採用し、平成24年度末現在登録件数は、1051件である。これらの文化財を6名の文化財専門員を中心に保存、保護活動を進めているが、専門家だけでは一定の限界が見られる。また、初期の登録では広く捕捉したことによる登録台帳の不備も散見されており、台帳の整備とともに次世代への文化財の継承方策が早急の課題となっている。◆年間約100本に及ぶバレエ、クラシック、ジャズ、ポップス、落語など多彩なジャンルの公演を提供し、区民の多様なジャンルの芸術鑑賞の要望に応えるとともに、事業協力という形で区内アマチュア芸術文化団体の活動支援を行っている。経費的にも、共催の運営形態をとることにより実質的な経費の支出を抑えている。新たな地域文化の創造については、「江東のくるみ」と称され27回目を迎えた「くるみ割り人形」のような、区芸術提携団体との連携による取り組みに力を入れている。今後の課題としては、「江東の」と称されるような区民参加型の質の高い文化芸術を芸術提携団体に限らず区内アーティスト等との連携も含めて創造していく必要がある。また、江東区の芸術文化の殿堂としての江東公会堂の対外的な認知度を高める取り組みを行う必要がある。◆平成24年度に新たにオープンした亀戸梅屋敷等の施設と連携し、対外的に認知度を高める取り組みを行う必要がある。

◆文化財の次世代への継承は、現在の保護・保存活動にかかっているが、これらの活動を行政のみで行うことには大きな制約がある。今までの文化財行政では文化財講習会を通じて数多くの区民と協力関係を築き保護活動を進めてきた経緯がある。他区と比べて格段に多い文化財を継承していくためには、講習会の持続とさらに多くの区民と強固な信頼関係を持ち続け協働体制を強化していくことが必要である。その中で特に文化財保護に関し、地域のリーダーとして啓発活動をすすめる民間協力員として位置づけられている文化財保護推進協力員を40名以内から49名以内に増員し、地域に根ざした文化財保護活動の充実を図っていく。◆多彩なジャンルの芸術文化を提供するとともに、区内アーティスト及び芸術提携団体等との連携を強化し、江東区ならではの新たな地域文化として、例えば「江東ユースジャズフェスティバル、江東真夏の第九、ジュニアバレエ団、ジュニアオーケストラ、少年少女合唱団」等区民参加型の芸術文化を育成していく。また、バレエとオーケストラという他にはない芸術提携の強みを活かして、「オーケストラwithバレエ」のような質の高いユニークな取り組みや、プロアーティストとの協働・連携による質の高い区民参加型の芸術文化をアピールし、江東公会堂の存在価値を高めていく。◆新しい地域文化の発信という観点から、24年度に新たにオープンした亀戸梅屋敷、旧中川・川の駅、三代豊国五濠亭園と連携し、事業展開していくことにより、地域の活性化を図っていく。

行政評価(二次評価)結果への取り組み状況

施策 20 文化の彩り豊かな地域づくり

主管部長(課) 地域振興部長(文化観光課)
関係部長(課) 地域振興部長(文化コミュニ
ティ財団)

・文化財や伝統文化、区の特徴ある芸術文化活動の保存・支援に取り組み、一層PR・活用に努めるとともに、観光振興・福祉・教育・産業など他の施策との連携についても検討する。【地域振興部】

・本区で活動する様々な団体・アーティスト等と協働・連携することで新たな地域文化の育成に取り組みとともに、その積極的なPRに取り組み、多くの区民の参加を促す方策を検討する。【地域振興部】

・歴史文化関連施設について、更なる効率性・採算性の検証に取り組む。【地域振興部】

・文化財や伝統文化、区の特徴ある芸術文化活動の保存・支援に取り組み、一層PR・活用に努めるとともに、観光振興・福祉・教育・産業など他の施策との連携についても検討する。【地域振興部】

・本区で活動する様々な団体・アーティスト等と協働・連携することで新たな地域文化の育成に取り組みとともに、その積極的なPRに取り組み、多くの区民の参加を促す方策を検討する。【地域振興部】

・歴史文化関連施設について、利用対象者を明確にし、更なる効率性・採算性の検証に取り組む。【地域振興部】

①	文化財や伝統文化等の保存や活用と他施策との連携について
	<p>伝統文化の周知、継承及び伝承者の育成を図るため江東区民俗芸能保存連盟や江東区伝統工芸保存会と連携し、民俗芸能大会、新春民俗芸能の集い、伝統工芸展などで発表の場の確保に努めている。また、多くの区民に本区の歴史や文化財の周知を図るため、地域における文化財保護活動のリーダーである文化財保護推進協力員を増員し、普及・啓発活動の充実を図っている。なお、今後は行政内部や周辺施設、類似施設、近隣の伝統産業、観光業者などと連携を取り、より一層のPRに努め、歴史文化保存の更なる活性化に取り組んでいく。</p>
②	観光振興・福祉・教育・産業など他の施策との連携について
	<p>区立小学校と連携し、地域文化芸術の普及と活動支援の観点から、ティアラこうとうで芸術提携団体である、江東シティ・フィル及び江東シティバレエを希望する学校へ派遣するアウトリーチ活動を実施した。</p>
③	本区で活動する様々な団体・アーティスト等との協働・連携について
	<p>ティアラこうとうと芸術提携団体である、江東シティ・フィル、江東シティバレエと連携し、次世代育成事業として、ジュニアオーケストラ教室、ジュニアバレエ教室を実施し、文化芸術の普及を図っている。</p>
④	新たな地域文化の育成と、多くの区民の参加を促す事業の実施
	<p>新たにオープンした施設と文化コミュニティ財団主催事業で連携し、新たな地域文化を発信するとともに、多くの区民の方が来場していただく機会を構築していく。</p>
⑤	歴史文化関連施設の効率性・採算性について
	<p>各施設とも利用者ニーズの把握に努め、地域との結びつきを重視した事業を展開し、新たな魅力づくりに取り組んでいる。川の駅開業に関連して、水陸両用バス乗車券持参者への団体割引適用や川の駅敷地に解説パネルで周辺の歴史を解説するなど地域との一体感をアピールした。また、地元小学校の児童の俳句作品をエントランスに展示するなど、地元住民の入館者増に向けた取り組みや、オリジナルグッズの充実にも努め、来館者の満足度を高めるような工夫を行った。さらに、新たな取り組みとして、マスコミ等が営利目的で資料データを使用する場合については有料化を図り、収入の確保を図った。</p>

平成25年度 江東区外部評価委員会による評価

	文化の彩り豊かな地域づくり	2
<p>・施策の目標(施策が目指す江東区の姿)と「施策を実現するための取り組み」の関係は明確であり、これらを構成する事業の着実かつ効果的な推進によって本施策目標の実現が期待できる。</p>		
<p>・総じて適正である。なお、文化財の保護については、ニーズによって施策が大きく左右されるべきものではなく、公共財の維持という観点から基本的に行政が責任を負うべきものである。</p> <p>・区民ニーズに対応した取組みを実施していると思われるが、江東区民のどれだけの割合が、文化の彩り豊かな地域づくりを望んでいるのか判断ができなかった。</p> <p>・ジャズ、バレエ、オーケストラが区民ニーズに対応しているかどうか疑問は残る。映画や音楽など大衆向けのニーズがまだあるのではないかと。また、ジュニアバレエ団、ジュニアオーケストラ、少年少女合唱団等、子供対象の団体の活動アピールも子供たちの励みにつながると思われる。このように、芸術・文化活動の分野においては、そのテーマと対象について、区民ニーズを掘り下げて把握する取組みを強化してほしい。</p>		
<p>・総じて適正である。</p>		
<p>・文化財保護については、本区特有の歴史にもとづいて他自治体に先駆ける登録・保存・保護活動が展開されており、この点は高く評価できる。今後は保護対象の網羅性を保ちながらも、国・都との役割分担明確化、区民人材の活用等を通じて、効率性・有効性についても工夫をお願いしたい。</p> <p>・豊富・貴重な文化財は、郷土愛(コミュニティ意識)の醸成にも繋がる。学校教育との連携を意識し、その重要性を若い世代に継承させる仕組みづくりに注力してほしい。</p>		
	<p>地域振興部が所管する施策は、例えば、地縁コミュニティの強化・活性化に、江東区固有の文化財資源を活用するというアイデアもありえる。施策間の横断的取組みが生まれるような部署間連携を期待したい。</p>	

施策 22 健康づくりの推進

主管部長(課) 健康部長(健康推進課)
 関係部長(課) 健康部長(保健予防課、健康保健相談所、深川保健相談所、深川南保健相談所、城東南保健相談所)

区民が健康に関心を持ち、疾病を予防し、自ら健康づくりに取り組める環境が整備されています。

①健康教育、健康相談等の充実	健康プラン21に基づいて、講演会や出前講座などによる健康教育を実施します。また、精神保健相談や難病相談などの各種健康相談を行うとともに、健康に関する情報の整備・発信を行います。
②疾病の早期発見・早期治療	各種がん検診や健康診査の受診率・精度管理の向上に努め、検(健)診の結果、精検を要する人に対しては継続的な支援・指導を行います。また、保健情報システムを充実するなど、効果的な検(健)診実施体制の整備を図ります。
③食育の推進	食育推進計画に基づいた食教育等を実施します。また、関係部課による推進連絡会の設置や関係団体との連携を図るとともに、食育の日・食育月間の普及啓発に取り組めます。

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 国は24年7月に健康日本21(第2次)を、都は25年3月に東京都健康推進プラン21(第2次)を定め、両者ともに、総合的な目標として「健康寿命の延伸」及び「健康格差の縮小」を掲げた。そしてその実現のため、生活習慣病の改善及び発症予防、健康を支える社会環境の整備の推進等が盛り込まれた。 地域保健対策の推進に関する基本的な指針が一部改正(24年7月)され、地域保健対策の推進に当たっては、ソーシャルキャピタルを活用した自助及び共助の支援の推進が示された。 生涯にわたる歯と口の健康づくり推進の基盤として、歯科口腔保健法(23年8月)が施行された。 第2次食育推進計画(24年3月)において、「周知」から「実践」を概念に、生活習慣病の予防につながる食育等の重点課題が掲げられた。 がん対策推進基本計画(24年6月)が閣議決定され、全体目標に「がんになっても安心して暮らせる社会の構築」が加えられた。また、都のがん対策推進計画(25年3月)では、がんの予防として、「がんを遠ざけるための生活習慣の普及」、「がん教育の推進」、「早期発見と早期治療の推進」が示された。 社会経済情勢の好転が見えない中、自殺総合対策に積極的に取り組む必要性が高まった。 	<ul style="list-style-type: none"> 生涯にわたり健康に暮らしていくため、検(健)診による意識啓発及び生活習慣病予防の重要性が、更に増してくる。 特に南部地域では、子育てをする若年世帯の増加が想定され、子育て支援策はますます重要となる。 これまでの個人や家族・家庭のみならず、学校・職場等の生活の場を加えた、地域コミュニティでの健康増進活動への支援が必要となる。 食の情報が氾濫する中、受け手側の正しい判断と選択力が必要となる。 区民一人ひとりが、生活習慣病や精神疾患の知識・情報を十分に理解していることが必要となる。 健康づくり・食育・がん対策の施策の充実等によって区民の健康寿命の延伸が図られ、その結果、健康格差の縮小が期待される。 区民の自殺率は減少傾向を示しているが、今後も取組の継続が必要である。
<ul style="list-style-type: none"> 区政モニターアンケート調査(24年度)の結果、「自分の健康に関心がある」という回答は97%、「メタボリックシンドロームを知っている」という回答は98%とともに高いが、「普段の生活習慣をよいと思う」という回答は5割に満たないことから、意識、知識と行動の間に乖離があることがうかがわれる。 受動喫煙による健康被害への関心が継続している。 精神疾患患者の増加により、精神保健相談の需要が増えている。 食育推進計画推進事業として、地域に出張する健康教育「食育応援講座」の要請が増えている。こども対象には定着してきているが年代に隔りがある。 自殺対策基本法(19年6月)制定後、国・都・区が総合的に自殺対策を進めた結果、自殺率は低下傾向にある。 	<ul style="list-style-type: none"> 健康づくりの効果を向上させるためには、個人や家族単位での支援とともに、家庭・学校・職場のみならず地域コミュニティを含め社会環境の整備が必要となる。 国の「がん対策推進基本計画(24年度～28年度)」に掲げられたがん検診の目標受診率5年以内に50%(胃・肺・大腸は40%)を達成するため、本区においてもさらなる受診率の向上を図る必要がある。 受動喫煙の健康被害についての対策がより一層必要となる。 生活習慣病予防、がんの早期発見・早期治療、こころの健康問題に対し、区民の関心や要望が高まる。 うつ等精神疾患の増加に対し、気づきやストレス対処法などによりこころの健康づくりが重要になってくる。 食に関する知識と理解を深めるための幅広い情報を多様な手段で提供することが必要である。

77	自分は健康だと思う区民の割合	%	66.7	67.0	66.5	68.9			73	保健 予防課
78	運動習慣のある区民の割合	%	56.5	54.9	54.7	55.4			62	健康 推進課
79	ストレス解消法を持たない区民の割合	%	23.4	22.3	22.7	22.5			15.6	保健 予防課
80	この1年間に健康診断を受けた区民の割合	%	82.3	81.7	80.8	80.1			85	健康 推進課
81	バランス良い食生活を心がけている区民の割合	%	73.2	73.4	74.8	73.9			78	健康 推進課

	24年度予算	24年度決算(速報値)	25年度予算	26年度予算
トータルコスト	3,818,169千円	3,324,563千円	3,641,680千円	
事業費	3,291,862千円	2,832,562千円	3,130,405千円	
人件費	526,307千円	492,001千円	511,285千円	

- ◆がんの標準化死亡比が23区内で高く、健康寿命が23区平均より低いなど、区独自の健康課題の解消に向け、積極的な施策の展開を図る必要がある。
- ◆区民の健康づくりへの意識変化や健康づくりの環境変化に対応し、健康関連データの分析により区独自の健康課題を確認した上で、積極的な施策の展開を図る必要がある。
- ◆国民の二人に一人が、一生の間に一度はがんにかかる時代、区民一人ひとりががんを身近に感じ、がんと向き合っていけるよう、がんに関する施策を総合的に推進する必要がある。
- ◆がん検診・健康診査の受診率向上のため、検診体制の整備等一層の充実が求められている。
- ◆区民の自殺率は低下しているが、こころの健康についての環境づくりを含め、総合的な自殺対策の更なる継続が求められている。
- ◆食の多様化が進み、栄養の偏りや食習慣の乱れなどから、肥満や生活習慣病の増加が予想される。一方、思春期女性を中心に若年層のやせ過ぎの傾向が見られ、健全な食生活の維持が難しい。

*標準化死亡比：異なった年齢構成を持つ地域間で死亡率の比較が可能となるように計算された、基準集団を100とした場合の数値

- ◆現行の「健康プラン21」及び「食育推進計画」の次期計画は、国や都の策定指針も参考に、これまでの総括・評価を踏まえ、区民協働の視点で検討を行ない「新計画」として策定する。また、「健康プラン21(後期5ヶ年計画)」に掲げた5つの重点課題に基づく施策の継承も検討する。
- ◆「食育推進計画」の改定では、全ライフステージに応じて自ら取り組める食育の実践に向けた施策を検討する。
- ◆(仮称)江東区がん対策推進計画を策定し、がんに関する施策を総合的に推進していく。
- ◆検(健)診の受診率及び精密検査受診率の向上を図るため、平成24年度には、個別通知、期間の延長と統一化及び通知の統合等具体的取り組みを実施したが、今後も、利便性の向上をめざし、更に検(健)診の充実を図っていく。
- ◆国の女性特有のがん検診推進事業については、23年度よりがん検診推進事業に名称変更された。区では、これまでの乳がん、子宮がん検診に加え、25年度より大腸がん検診を実施する。
- ◆22年度より実施している自殺総合対策・メンタルヘルス事業を引き続き行う。
- ◆食品表示法による加工食品の栄養成分表示の義務化の施行(2015年予定)に伴い、健康づくりに役立つ商品選択の消費者教育や事業者への相談を行う。
- ◆歯科保健事業の見直しを行い、区民ニーズにより合致した効率的・効果的な施策に再構築する。

行政評価(二次評価)結果への取り組み状況

施策 22

健康づくりの推進

主管部長(課) 健康部長(健康推進課)
 関係部長(課) 健康部長(保健予防課、城東保健
 相談所、深川保健相談所、深川南
 部保健相談所、城東南部保健相
 談所)

- ・関係部署及び関係団体等との連携を密にし、健康プラン21の着実な実施を図る。【健康部】
- ・「区民自ら健康づくりに取り組む」という施策が目指す姿を念頭に、「自助」あるいは「共助」を主軸とした取り組みへ転換する。【健康部】
- ・各種検診事業については、自己負担のあり方に関する考え方を整理し、利用者の一部負担の検討を進める。【健康部】
- ・区民の健康に対する意識を高めるために、より一層の啓発活動に取り組む。【健康部】

- ・関係部署及び関係団体等との連携を密にし、健康プラン21の着実な実施を図る。【健康部】
- ・「区民自ら健康づくりに取り組む」という施策が目指す姿を念頭に、「自助」あるいは「共助」を主軸とした取り組みへ転換する。【健康部】
- ・各種検診事業については、自己負担のあり方に関する考え方を整理し、今後とも利用者一部負担の検討を進める。【健康部】
- ・区民の健康に対する意識を高めるために、より一層の啓発活動に取り組む。【健康部】

	<p>① 関係部署及び関係団体等との連携を密にし、健康プラン21の着実な実施を図る。</p> <p>健康プラン21推進事業において、毎年度関係機関と連携・協力しながら重点課題(歯の健康、23年度、メタボリックシンドローム予防、24年度)をテーマに事業を実施しており、引き続き同様の形で事業を実施する(がん予防、25年度)。</p> <p>健康プラン推進事業</p>
<p>②</p>	<p>「区民自ら健康づくりに取り組む」という施策が目指す姿を念頭に、「自助」あるいは「共助」を主軸とした取り組みへ転換する。</p> <p>区民自らが生活習慣病予防に日常的に取り組めるよう、区内のウォーキングコースを掲載したメタボリックシンドローム予防用リーフレットを作成し、健康まつりや区役所窓口で配布している(5,000部作成)</p> <p>健康プラン推進事業(24年度メタボリックシンドロームの予防)</p>
<p>③</p>	<p>各種検診事業については、自己負担のあり方に関する考え方を整理し、利用者の一部負担の検討を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・がん検診事業では、医師会等関係機関と協議を重ね、25年度よりこれまでの乳がん・前立腺がんに加え全てのがん検診で利用者一部負担金を導入した。 ・25年度より歯周疾患検診事業について、利用者一部負担金の導入を歯科医師会との間で検討している。 <p>歯周疾患検診事業</p>
<p>④</p>	<p>区民の健康に対する意識を高めるために、より一層の啓発活動に取り組む。</p> <p>健康プラン21推進事業の重点課題に合わせる形で、印刷物の作成や講演会などを行い、普及啓発に取り組んでいる。</p>
<p>⑤</p>	<p>より効率的・効果的な施策の推進のため、区民のニーズを把握する。</p> <p>健康・医療・子育て支援等に関する区民の意向を調査するため、区政モニターを対象に3回のアンケートを実施した。</p>
<p>⑥</p>	<p>区民の疾病予防に対する意識を高め、健(検)診の利便性を高める工夫に取り組む。</p> <p>健康診査とがん検診の実施期間を統一するとともに、受診券のシール方式化を実施した。また、胃がん検診と肺がん検診に電話申込制を導入するとともに、委託検診機関の拡充(複数化)を実施した。</p> <p>前立腺がん検診事業(23年度) 眼科検診事業(24年度)</p>

平成25年度 江東区外部評価委員会による評価

健康づくりの推進

3

・自ら健康づくりに取り組む環境が整っているかどうかは健診受診者割合によって確認されようが、その数値が横ばいであることから、施策全体として十分な成果があがっているとは言い難い。しかし、食育、健康への関心を喚起する「おいしいメニューづくりコンクール」や、自己負担金の導入など、一部では成果が認められ、健康への関心、その行動面での表れとなる運動習慣の有無についても評価しうる実績が表れている。

・糖尿病や自殺など、現状では成果が見えにくい施策があり、なお一層の工夫を期待したい。

・区民の健康状態等を把握、分析していればこそ必要な対策を講じることができていると言えるが、さらに効果的な啓発や区民ニーズの把握に関する取り組みには課題が残る。

・区民ニーズの把握の仕方が曖昧である。特にメンタルケアに関しては社会状況の変化や生活環境の変化が大きく影響することはすでに知られていることであり、働き盛りの世代の人口増を認める江東区の特徴を鑑み、まずは現状の把握を急ぐべき。そのうえで具体的な対策を講じる必要があるのではないかと。

・自殺予防対策の一つとして講習会やゲートキーパー研修を実施し積極的に取り組んでいる。しかし自殺の前段階としてのうつ傾向にある人はまず自分から外部にSOSを出せないことを考えると、成果の把握が難しい。ゲートキーパーによる対策の効果を知りたい。

・協働は施策の主題であるが、役割分担することに積極的な様子は現時点ではうかがえない。区民や民間団体との協働を活かした取組みを検討していただきたい。

・本施策が一定の成果を上げることができているのは、「公助」による強力な取組みが強く影響している。このことを批判する必要性は低いものの、施策の本旨、過去2か年の二次評価を踏まえると、「自助・共助」の観点からの施策の実施に、よりシフトすることを強く認識すべきである。

・世代間の交流が希薄になっていく中、区として、健康づくりの推進を世代間で行うことも検討する必要があるのではないかと。特に食育に関しては世代間交流をもっと進めて、食生活に関する高齢者の知恵や知識をもっと利用し、社会に還元する仕組みをつくるべきと考える。またそれらの取組みに併せて、民間の力を生かす方法を模索していくことを期待したい。

・自ら健康づくりに取り組む環境が整っているという観点に立てば、施策全体として十分な成果があがっているとは言い難いが、食育、健康への関心や運動習慣の有無については評価しうる実績が表れている。こうした実績を受診者増加につなぐことが今後の課題である。そのためには、「自助・共助」に主軸を置いた「新計画」に、詳細な区民ニーズを踏まえた具体的施策とその優先順位が明記されることが必要である。

ヒアリングにおける区側の説明は丁寧で大変ありがたいが、委員はシートを事前に読み込んできていることを前提にポイントを絞った説明にしていきたい、時間管理にご協力いただきたい。

区民の生命や健康を脅かす健康危機に対して迅速かつ適切に対応し、生活環境衛生の確保を図ることにより、区民が快適で安全・安心に暮らせる環境が実現されています。

①健康危機管理体制の整備	新型インフルエンザ等の健康危機に対応するため、関係機関との連絡体制を強化し、訓練を実施します。また、感染症発生時の体制強化やサーベイランス(流行監視)の確実な実施を図るとともに、日頃より区民及び医療機関などに対する最新情報の提供を行い、感染症に関する正しい知識の普及に取り組みます。
②感染症予防対策の充実	乳幼児や高齢者への予防接種を推進します。また、関係部署との連絡体制のもと、学校や高齢者施設等各種施設を通じた啓発活動を強化するとともに、結核対策やエイズ対策を充実させます。
③生活環境衛生の確保	食品関係営業施設や薬局、理・美容所などの生活環境衛生施設に対する監視や指導を行います。また、講習会等を通じて、区民の生活環境衛生に関する正しい知識の普及を図るとともに、迅速な情報提供を行います。

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年4月に新型インフルエンザ(H1N1)の世界的流行が発生したが、想定していたより病原性が低く平成23年4月には季節性インフルエンザへ移行した。 ・社会福祉施設等でのノロウイルス感染症・食中毒等の発生の増加、学校での麻しんの流行など、集団内での感染症のまん延が問題になっている。 ・結核の罹患率は先進国の中では未だに高水準である。 ・不活化ポリオワクチンの予防接種を開始した。〔平成24年9月〕 ・三種混合にポリオワクチンを加えた四種混合を定期予防接種に導入した。〔平成24年11月〕 ・平成25年4月にヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチンの定期予防接種を開始した。 ・平成25年に入り、成人国しん患者が増加し、先天性国しん症候群予防のため、成人肝炎国しん予防接種事業を開始した。 ・犬の登録件数が増加している。 ・感染症等を媒介する衛生害虫等の生息域が拡大している。 ・医薬品の販売制度に関して薬事法が改正〔平成21年6月〕された。 ・食品・環境営業施設が、南部地域を中心に増加している。 ・食肉の生食による食中毒が社会問題化し、規制が強化された。 ・福島第一原発事故の発生により、農畜水産物が放射性物質に汚染された。 ・新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定により、新型インフルエンザ発生時に区が果たす役割がより明確となった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥インフルエンザから病原性が高い新型インフルエンザへの変異が危惧され、移動手段が発達した現代、新たな感染症が発生した場合、世界的な大流行となる可能性がある。 ・保育施設や高齢者施設等の増加により、様々な感染症の集団発生のリスクが高まる。 ・非正規労働者や社会的弱者の増加により結核発症及び再発のリスクが高まる。 ・衛生害虫等の生息域の拡大により、感染症のまん延が懸念される。 ・医薬品の適正な販売方法・購入方法が定着しないおそれがある。 ・平成28年の豊洲市場開場に伴い、食品営業施設がさらに増加する。 ・福祉施設・大規模飲食店におけるノロウイルス食中毒等の発生が引き続き懸念される。 ・TPPに参加すると、食品添加物や残留農薬の規制が緩和される可能性がある。

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 平成21年の新型インフルエンザの発生時の対応を検証した上での、健康危機管理対策の強化が求められている。 任意の予防接種へのさらなる公費助成や法定化が求められている。 生活環境の変化によりさまざまな区民の要望が出ている。 放射性物質に汚染された食品が流通しないよう対応が求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成21年の新型インフルエンザ(H1N1)対応経験により、手洗い、咳エチケット、うがい、マスク着用等による感染症予防策の必要性への認識が高まってきている。 これまで任意だった予防接種が法定化されたものもあり、区の果たす役割がますます高まっていく。 食生活の安全確保や暮らしの衛生確保など区民生活に密接した分野の安全衛生対策の強化が求められていく。

82	手洗い・うがい・咳エチケットを励行している区民の割合	%	69.1	69.4	72.1	71.1			70	保健 予防課
83	予防接種率(麻しん・風しん1期)	%	94.5 (20年度)	96.0	98.2	97.2			95	保健 予防課
84	結核罹患率(人口10万人当たり)	人	24.9 (20年度)	24.3 (21年度)	22.6 (22年度)	23.2 (23年度)			19.9	保健 予防課
85	環境衛生営業施設への理化学検査の不 適率(※1)	%	3.2 (20年度)	4.1	3.3	4.5			4	生活 衛生課
86	食品検査における指導基準等不適率 (※2)	%	6.8 (20年度)	5.2	6.8	3.3			4	生活 衛生課

※1 区内の環境衛生営業施設(公衆浴場、プール、理・美容所等)に対して実施した、空気環境測定・水質検査の総検査項目数に占める不適項目数の割合を指標とする。

※2 区内の食品営業施設(飲食店、菓子製造業等)から収去した食品等に占める、東京都指導基準等に違反する検体数の割合を指標とする。

	24年度予算	24年度決算(速報値)	25年度予算	26年度予算
トータルコスト	1,560,599千円	1,585,895千円	1,778,427千円	
事業費	1,096,344千円	1,153,644千円	1,296,787千円	
人件費	464,255千円	432,251千円	481,640千円	

◆新たな高病原性新型インフルエンザの発生、麻しんやノロウイルスの集団発生、食の安全等の不安が高まる中、生命と健康を自ら守ることの重要性を区民は気にかけている。マスクの着用、手洗いの徹底など感染予防策に関する正しい知識の普及啓発の必要がある。◆法定外の予防接種については、平成21年度に高齢者肺炎球菌ワクチンの任意接種費用の助成を開始しているが、さらなる助成拡大へのニーズが高まっている。今後も国の動向を注視していくことはもちろんであるが、法定予防接種である麻しんの接種漏れ者への対応等、地域の実情に応じた柔軟な対策が求められている。

◆新型インフルエンザ対策については、平成21年に発生した経験等を踏まえ、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、発生を念頭に置いた対応可能な体制を整備する。◆区民一人ひとりが正しい知識を持ち、自覚と予防の実践が図られるよう、感染症予防に関する区民への一層の知識の普及に努める。◆今後も法定化される予防接種があれば、国の動向を注視しながら、円滑に導入していく。◆飲食店を始めとした生活衛生関係営業施設に対する効率的かつ効果的な監視指導及び消費者への正しい知識の普及を図っていく。

行政評価(二次評価)結果への取り組み状況

施策 23

感染症対策と生活環境衛生の確保

主管部長(課) 健康部長(保健予防課)
関係部長(課) 健康部長(健康推進課、生活衛生課)

- ・新型インフルエンザ等の健康危機への対策について、関係機関との連携を密にし、あらゆる事態に想定できるよう準備を進めるとともに、区民の生命を守ることを第一に適宜の対応を図る。【健康部】
- ・感染症予防に関する区民への啓発について、費用対効果の観点を踏まえつつ効果的・効率的な方策を検討する。【健康部】
- ・法定外の子防接種に関しては、その効果について分析・検討するとともに、自己負担のあり方に関する考え方を整理する。【健康部】

- ・強毒性新型インフルエンザ等の健康危機への対策について、関係機関との連携を密にするなどにより、危機発生時には的確に対応できるよう準備を行う。【健康部】
- ・感染症予防に関する区民への啓発について、費用対効果の観点を踏まえつつ効果的・効率的な方策を検討する。【健康部】
- ・法定外の子防接種に関しては、その効果について分析・検討するとともに、引き続き自己負担の導入を進める。【健康部】

①	<p>強毒性新型インフルエンザ等の健康危機への対策について、関係機関との連携を密にするなどにより、危機発生時には的確に対応できるよう準備を行う。</p>
	<p>平成25年4月に新型インフルエンザ等対策特別措置法が施行され、政府行動計画・ガイドラインが示された。東京都及び江東区においても、それらに対応した行動計画等を準備したところである。</p>
待になし	待になし
②	<p>感染症予防に関する区民への啓発について、費用対効果の観点を踏まえつつ効果的・効率的な方策を検討する。</p>
	<p>法定の予防接種は、接種率向上のため個別通知を実施している。また、一部の感染症発生動向(定点調査)を区のホームページへ毎週更新し掲載している。今後も感染症予防への注意喚起が図られるような情報発信方法の取り組みについては、継続して検討していく。</p>
待になし	待になし
③	<p>法定外の予防接種に関しては、その効果について分析・検討するとともに、引き続き自己負担の導入を進める。</p>
	<p>平成25年4月にヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチンが定期予防接種となった。なお、MR(麻しん・風しん混合ワクチン)については、法定外の年齢(2歳から12歳の一部)であっても、感染症対策及び国の方針を受け、無料で予防接種を実施している。また、先天性風しん症候群の発生防止のための緊急対策として、平成25年4月から、これから妊娠を予定されている方や妊婦の夫を対象に風しん、麻しん・風しん混合(MR)ワクチンの無料予防接種を、助成期間を限定し実施している。</p>
待になし	待になし
④	
⑤	
⑥	

平成25年度 江東区外部評価委員会による評価

感染症対策と生活環境衛生の確保

3

・概ね法定事務であることから、なすべきことはきちんとなされている。

・区民の安心を確保するという点からみると、感染症等の区内における発生情報を即時区民に提供するしくみができておらず、またそうしたしくみを作ることに積極的な姿勢もみられない。情報提供はセンシティブなものであることは承知しているが、先行的な事例もあることも踏まえると、十分に検討の余地はあるものと思われる。

・感染症に関する情報は区のHPに公開しているが、それだけでは区民の安心感または危機感の醸成には不十分である。一方で情報を公開しすぎることで区民の不安を煽ってしまう可能性もある。それらに留意しつつ、より現実的な情報が速やかに提供できる基準とシステムづくりによって、適時・適切な情報公開に取り組んでほしい。

・地球温暖化の影響により 元来その土地に生息していなかった害虫が生息するようになる等、区民の健康を脅かす可能性が高まってきている中で、蚊の駆除に関する区の取り組みは、社会状況に対応したものであり、かつ民間団体の力を活用しているものだと評価できる。

・健康危機管理・感染症予防・環境衛生という社会的に大きな問題は、国の専門機関と行政との即応・連携体制が不可欠であると考えてるので、現在の連携協調体制を堅持していただきたい。一方で、ヒアリングにおける発言から、区として独自に何らかの対策を検討し、打ち出すという姿勢は弱いものとみられる。感染症対策とはいえ、区民の協力を得るべきもの、都と連携して独自に対策をとるべきことなどが皆無であるとは思えない。

・HPへの掲載は見る意思のある人にしか提供できない。デジタル発想だけでなく、アナログ発想での施策および、民間活力を最大限利用した情報収集と情報提供のシステムづくりに期待したい。

・この施策は守備範囲が広く判断しにくい が、法定事務を粛々と執行しており、おおむね良好と評価する。

・区民への情報提供、区民との協働等について検討の余地は多分にあることから、そうした点に課題が残されている。

特になし

総合的な情報の提供や相談窓口の充実、生活支援サービスの拡充等により、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる環境が整っています。

①相談支援体制の充実・手続きの簡素化	総合的な相談窓口機能等を備えた高齢者を対象とした地域包括支援センターや障害者を対象とした地域自立支援協議会の拡充を推進するとともに、保健所や民生委員等必要な機関との連携を強化します。
②在宅支援サービスの拡充	高齢者や障害者ができる限り自宅で生活できるよう、在宅支援サービスを拡充するとともに、介護予防事業に重点的に取り組むなど要介護の重度化の防止策を講じます。
③入所・居住型施設の整備・充実	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画や障害者計画・障害福祉計画に基づき、特別養護老人ホームや障害者入所施設等の整備を着実に進めます。
④質の高い福祉サービスの提供	区報やパンフレット、ホームページ等多様な情報ツールを活用し、積極的な情報提供に努めます。また、福祉サービス第三者評価の受審を推進することにより、福祉事業者のサービスの改善・向上を図ります。

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> - 介護保険の基本理念を一層推進するため、介護従事者の確保と処遇改善を目的に平成21年度と平成24年度に介護報酬の改定が行われた。また、平成24年度には地域包括ケアシステムの実現に向けて介護保険法の一部が改正された。 - 区では、地域包括支援センターを平成24年度までに8か所設置し、ランチである在宅介護支援センターと連携を図り包括的支援を行っている。 - 平成25年度から、厚労省通知において、個別支援の取り組みの中から地域課題を抽出し政策形成等につなげる地域ケア会議の開催が明文化された。 - 平成23年6月に障害者虐待防止法が制定され、平成24年10月に施行された。また、障害者自立支援法が改正され、障害者総合支援法が平成25年4月から施行された。制度の谷間のない支援の提供等を内容としており、対象が難病障害者等にも拡大された。 - 福祉サービスについては、パンフレット、区報やホームページによる情報提供を行うとともに、サービス事業者に対する第三者評価の受審を促進し、質の高い福祉サービスを区民が利用できるよう努めた。 - 保育施設においては、第三者評価制度を積極的に活用し、情報提供を行うことで、区民が保育施設を選択する際の判断基準のひとつになっている。 	<ul style="list-style-type: none"> - 区では、団塊世代が高齢者となる平成26年に高齢者が10万人を超えると予測している。介護予防事業により要支援・要介護状態の重度化の防止を図っているが、高齢者人口の急増に伴い、要支援・要介護認定者及びサービス利用者が増加する。また、認知症高齢者、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯も増加し、地域社会全体で高齢者を支える総合的な支援の仕組みの強化が必要となる。 - 高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの実現に向けた一層の連携・推進が求められる。 - 障害者総合支援法の施行に伴い、事業や組織の対応が求められる。 - インターネット等の情報媒体が、区民の情報ツールとして活用され、また福祉サービス第三者評価の受審の拡大により福祉サービスの質の向上が進む。

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> - 介護保険制度導入時と比べると、施設サービス利用者は約2.3倍、居宅サービス利用者は約5.4倍となっているが、要介護状態の長期化・重度化が進み、区民からの施設サービスの利用希望が高まっている。また、家族介護者の負担の軽減、健康づくり、介護が必要にならないための支援への要望が非常に高く、ひとり暮らし高齢者などを見守る地域づくりへの要望も高まっている。 - 障害者本人とその家族の高齢化が進む中、いつまでも地域で安心して暮らしていけるように、多様な在宅サービスとグループホーム、ケアホーム、多機能型入所施設など入所・居住型施設の整備が求められている。 - 区民の生活環境やライフスタイルに合わせた福祉サービスの提供や各種手続きの簡素化など利便性の向上が求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> - 高齢者人口の急増に伴い、認知症高齢者、ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯も増加し、地域での見守り支援、在宅の高齢者や家族介護者の経済的、精神的負担を軽減する福祉サービスの充実がさらに求められる。 - 障害者本人とその家族の高齢化の進行により、障害者の特性に応じた多様な在宅サービスと通所施設、グループホーム、ケアホーム、多機能型入所施設等の入所・居住型施設の整備の要望がさらに強くなる。地域社会全体で高齢者・障害者を支え、安心して生活できる総合的な支援・仕組みの強化が求められる。 - 長引く景気低迷などの社会情勢によって、共働き世帯の増加等区民の生活環境はさらに大きく変化し、より質の高い福祉サービスの提供が求められる。

89	保健・福祉の相談窓口が身近にあると思う区民の割合	%	30.1	33.5	34.7	34.2		40	高齢者支援課
90	要支援・要介護状態でない高齢者の割合	%	86.3 (21年度)	85.6	85.0	84.5		84.6	介護保険課
91	特別養護老人ホーム、老人保健施設、認知症グループホームの定員数	人	2,001 (20年度)	2,236	2,263	2,290		2,553	福祉課
92	福祉サービス第三者評価受審施設数	施設	102 (20年度)	137 (21年度)	186 (22年度)	246 (23年度)		403	福祉課

	24年度予算	24年度決算(速報値)	25年度予算	26年度予算
トータルコスト	36,477,272千円	30,846,913千円	39,472,338千円	
事業費	35,550,125千円	29,984,678千円	38,588,481千円	
人件費	927,147千円	862,235千円	883,857千円	

※本施策の施策コストは、一般会計及び介護保険会計の合計額である。

- ◆特別養護老人ホームは、区内に13か所整備が完了しているが、平成25年3月末現在で入所待機者が2077人となっている。
- ◆介護老人保健施設は、平成24年11日に新規に1施設開設し、区内に7か所整備が完了した。
- ◆認知症高齢者グループホームは、民間事業者への建設費助成による整備の促進を図り、平成23年度に1か所、平成24年度に3か所開設した。
- ◆高齢者の在宅生活を支援するため、自立生活に不安のある方を対象とした都市型軽費老人ホームを平成23年度に1施設、平成24年5月に1施設開設した。
- ◆要支援・要介護高齢者の在宅生活を支援するため、小規模多機能型居宅介護施設を平成24年度に1か所整備し、区内に4か所となったが、深川南園域が未整備である。
- ◆民生委員は支援を必要とする地域住民と各種相談窓口の橋渡し役を担っているが、大規模マンションの建設等による人口増加で、臨海部を中心に民生委員の欠員が生じている。
- ◆平成25年4月から、地域包括支援センターと在宅介護支援センターに名称「長寿サポートセンター・長寿サポート」を設定し、高齢者の身近な相談窓口であることをPRしている。この長寿サポートセンターを中心とした専門多機種の協働のもと、公的サービス以外の社会資源を積極的に活用する地域ケア会議が求められている。
- ◆二次予防事業対象者の把握方法を変更したことにより、対象者数は大幅に増加したが、事業参加者数は増えていない。
- ◆障害者総合支援法の施行により、難病患者等にも対象が拡大されたが、その取扱いについては、既存の対象者との公平性に配慮する必要がある。

- ◆高齢者が住み慣れた自宅や地域で、日常生活を営むことができるよう、多様な機能や対応が可能な介護基盤等を計画的に整備する必要がある。一方、施設整備は介護保険料の増加に影響するため、計画的に進める必要がある。
- ◆区内14か所目となる特別養護老人ホームを平成25年度中に竣工予定であり、さらに15か所目の整備にも着手するなど引き続き着実な整備を推進する。
- ◆小規模多機能型居宅介護施設についても、平成26年度に1か所の整備を計画している。
- ◆要介護高齢者の在宅生活を支援するため、24年4月に創設された定期巡回・随時対応型訪問介護看護について、平成24年度から区内で3事業所が展開中だが、実態把握・効果等の検証を行っていく。
- ◆地域包括ケアシステムの実現に向けた方策のひとつとして、地域課題の解決策や政策への提言が抽出されるよう、地域ケア会議を開催し、効果的に運営していく。
- ◆介護予防事業の参加者数を増加させるため、効果的な新装方法の確立と、効果的かつ魅力的なプログラムの提案、参加しやすい場所の提供、参加手続きの簡略化に取り組む。
- ◆障害者総合支援法に基づき、難病患者等も含め、より適切な障害福祉サービスを提供していく。
- ◆質の高いサービスを安定して提供できるよう、福祉サービス第三者評価の受審を促し、事業者のサービスの改善・向上を図る。

行政評価(二次評価)結果への取り組み状況

施策 25

総合的な福祉の推進

主管部局(農) 福祉部局(福祉課)
 関係部局(農) 福祉部局(高齢者支援課、介護保
 険課、障害者支援課、福祉福祉
 団)、健康部局(保健予防課)、こども
 未来部局(保育課)

- ・福祉の推進にあたっては、長期的視点に立った施策の構築に取り組むとともに、目的・効果を精査した上で既存事業の整理・見直しを検討する。また、関係部課で連携をとり、施策全体としての事業展開に取り組む。
- ・各種福祉サービスについて、区民ニーズの把握に努め、民間活力の積極的な活用を図る。
- ・各種施設整備について、長期計画に掲げた整備計画の着実な実施を図る。
- ・各種在宅サービスについて、その効果を分析・検討するとともに、自己負担のあり方に関する考え方を整理する。
- ・福祉サービス第三者評価事業について、長期計画に掲げた計画の着実な実施を図り、サービスの質の向上に取り組む。
- ・地域包括支援センターと在宅介護支援センター、福祉会館のあり方を見直し、効果的・効率的に施策を展開することが可能となる体制を構築する。

- ・福祉の推進にあたっては、長期的視点に立った施策の構築に取り組むとともに、目的・効果を精査した上で既存事業の整理・見直しを検討する。また、関係部署で連携をとり、施策全体としての事業展開に取り組む。【福祉部】
- ・各種福祉サービスについて、区民ニーズの把握に努め、民間活力の積極的な活用を図る。【福祉部】
- ・各種施設整備について、長期計画に掲げた整備計画の着実な実施を図る。【福祉部】
- ・各種在宅サービスについて、その効果を分析・検討するとともに、自己負担のあり方に関する考え方を整理する。【福祉部】
- ・福祉サービス第三者評価事業について、長期計画に掲げた計画の着実な実施を図り、サービスの質の向上に取り組む。【福祉部】
- ・地域包括支援センターと在宅介護支援センター、福祉会館のあり方を見直し、効果的・効率的に施策を展開することが可能となる体制を構築する。【福祉部】

①	福祉の推進にあたっては、長期的視点に立った施策の構築に取り組むとともに、目的・効果を精査した上で既存事業の整理・見直しを検討する。また、関係部課で連携をとり、施策全体としての事業展開に取り組む
	高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画が現在進行中であり、引き続き後期高齢者が最も増加する2025年に向け、関係機関が連携して切れ目のない介護サービスを提供することを可能にする地域包括ケアシステムを段階的に確立するため、計画の進捗状況を管理している。
	特になし
②	各種施設整備について、長期計画に掲げた整備計画の着実な実施を図る
	国や都の補助制度を活用した本区の補助制度を用意して、民間事業者の参入を促し、長期計画の整備目標を着実に達成していく。
	特になし
③	各種在宅サービスについて、その効果を分析・検討するとともに、自己負担のあり方に関する考え方を整理する
	<p>食事サービス事業については、対象の高齢者が、食生活の安定を確保しつつも、食事を過度の配食に依存することなく、自立した生活を送れるよう配慮した。また、食事宅配サービス分野に民間事業者の進出が進んだことから、区の食事サービスの役割が食事の配達よりも安否確認サービスの一環となっているため、配食数の上限を一日一食の週七食に改めた。</p> <p>自己負担の無い事業については、受給者数の推移や事業の必要性・緊急度など、各事業をそれぞれ分析し、導入の可否を検討していく。</p> <p>なお、事業によっては所得制限が設定されているものもあり、自己負担のあり方と所得限度額の適正化、これら双方から検討していく必要がある。</p>
	特になし
④	福祉サービス第三者評価事業について、長期計画に掲げた計画の着実な実施を図り、サービスの質の向上に取り組む
	事業者に対し、長期計画に基づき着実に受審を進め、区民への積極的な情報提供を働きかける。また、区民に対し東京都福祉ナビゲーションの周知を進め、併せて区ホームページからも評価検索ページへのリンク設定を行い、利便性の向上を図る。また、平成25年度から、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を評価対象に追加した。
	福祉サービス第三者評価推進事業
⑤	地域包括支援センターと在宅介護支援センター、福祉会館のあり方を見直し、効果的・効率的に施策を展開することが可能となる体制を構築する
	<p>地域包括支援センターと在宅介護支援センターが併設する施設については機能を統合のうえ、25年度から地域包括支援センターは「長寿サポートセンター」、在宅介護支援センターは「長寿サポート」と愛称を設定。総合相談を担う窓口として広く周知を図る。単独に設置されている長寿サポートはランチとして、長寿サポートセンターと連携しつつ窓口機能を担当する。相談業務の効率化を目的としたシステム構築を検討中。</p> <p>福祉会館は、そのあり方を見直した結果、1施設について平成26年4月より指定管理者制度を導入する。</p>
	地域包括支援センター運営事業
	在宅介護支援センター運営事業

平成25年度 江東区外部評価委員会による評価

総合的な福祉の推進

3

・急激に進む高齢化、価値観の変化のなかにおいて、施設整備や体制整備を進め、着実に指標値を上げていることは評価に値するが、対策が後手に回っている感は否めない。

・特養ホーム待機者数が約2100名に対して、区では、14、15箇所目の施設整備を進めており、少しずつ成果が上がってはいるが、到底、待機者が満足できる高齢者福祉とは言えないと考える。

・民生委員制度に執着するのではなく、新しい地域見守りシステムを構想するなど、現状の仕組みを根底から見直すくらいの大胆な発想で江東区独自の施策を実行していただきたい。

・「民生委員なんかやりたくない」、「自治会なんかいない」、「密度の高い近所つきあいは避けたい」といった感覚が区民ニーズであるとすれば、従来型の民生委員制度、自治会制度に依存した取り組みにこだわり続けることは問題解決を先送りすることにならないことを、この際強く認識すべきときではないか。

・ボランティアの養成は重要なことではあるが、高齢者が多い地域と、若い人が多い地域が分かれる江東区の特徴を考えると、その地域に必要とされる施策を細やかに区が作成し、直に積極的に提供していくことも必要ではないだろうか。地域の特性、住民ニーズをまずは的確に把握する努力をすべきである。

・地域包括支援センターと在宅介護支援センターを一体化し、「長寿サポートセンター・長寿サポート」としたことにより、今まで2か所の施設でそれぞれ行われていた手続きが一本化し、区民に利用されやすい施設になったものと思われ、区民ニーズに対応した取り組みができたものと評価する。

・ボランティアの積極的活用、国や都の補助制度を活用した民間事業者の参入促進など、区単独の限界を意識した取り組みが行われており、一定程度は評価できる。

・配食サービス等について、民間の参入状況を踏まえ受益者負担を導入するなど、随時民間との役割分担が意識されている。一方で、民間活力を導入した場合の区の監視体制を的確に実施していくことが望まれる。

・施策が目指す江東区の姿がきわめてハードルの高い設定となっており、これをクリアすることはほとんど不可能とも感じざるを得ないなかで、様々な状況に随時対応する取り組みがみられることは本施策の成果であるとみてよいと考える。しかし、このままでは十分な対応ができるとは考えられず、今後は価値観の変化に対応した未来志向の制度設計、つまり、障害の重度化、要介護高齢者の増加など、目に見えることへの対処で既存の制度を動かしていくことだけでなく、元気な高齢者や障害を持っていても自立生活をしている方々を積極的に社会の中で活用していく施策にも挑戦していく必要がある。将来を担う子供たちの育成や若い親たちのために、柔軟な発想で、様々な分野で積極的に世代間交流を行い、学びの場とする試みを実施していただきたい。

特になし

施策 29 住みよい住宅・住環境の形成

主管部長(課) 都市整備部長(住宅課)
 関係部長(課) 環境清掃部長(環境保全課、清掃事務所)

多様な生活様式に依じて住み続けられる、快適で安心な住まいづくりが広がっており、地域と調和の取れた住環境が実現されています。

①多様なニーズに対応した住まいづくり	高齢者・障害者・子育て世帯などの多様なニーズに対応した住まいの供給を推進するため、大規模開発における誘導や既存物件のコンバージョン、民間賃貸住宅への入居支援等を実施します。
②良質な既存住宅への支援・誘導	区の居住形態の大きなウェイトを占めるマンションをはじめとした、さまざまな既存住宅の良好な維持管理や再生を促進するため、相談事業や啓発を実施するとともに、ユニバーサルデザインの視点に立った計画的な修繕やリフォームを誘導します。
③良好な住環境の推進	積極的な緑化整備や歩道伏空地の確保など、より良い住環境を促進します。

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 平成19年、国は住生活基本法を施行、都は住宅基本条例の全面改正を行った。住宅施策は、豊かな「住生活」の確保のため、量から質へ、住宅から住生活へ等と転換してきた。URや都営住宅も、既存住宅の維持保全や改善・建替えを主要課題とし、新たな住宅の建設供給は行わないことを基本方針としている。 昭和40年代来の民間マンションの老朽化対策のため、所有者の自主的管理の促進を図る「マンション管理適正化法」などの法整備が進められている。 国は、平成19年「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」を施行。民間賃貸住宅への入居支援を打ち出している。 平成20年受入困難地区指定廃止、指導要綱を条例化し、指導基準を強化。このうち、<u>建設計画の事前届出については、公共公益施設の収容対策の重要性を鑑み、24年度以降も継続している。</u> 平成10年1月「江東区みんなでまちをきれいにする条例」施行 平成21年7月「江東区歩行喫煙等の防止に関する条例」施行 平成22年3月「江東区住宅マスタープラン」策定〔改定〕 平成23年10月「高齢者の居住の安定確保に関する法律」改正 <u>地域主権改革一括法公布に伴う公営住宅法改正により、入居収入基準等の要件を、自治体が地域の実情に応じて条例で定めることが可能となる。平成25年4月に「江東区営住宅条例」「江東区営高齢者住宅条例」等を改正施行。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 既存公営住宅の耐震化、バリアフリー化などが求められるなか、<u>東京都は都営住宅の耐震化率を、平成27年度までに90%以上、平成32年度に100%とする新たな目標を設定。</u> 区内には築30年を越すマンションが約220棟、旧耐震基準のマンションが約450棟あるが、<u>計画修繕を実施していない・予定のないマンションが分譲で25%、賃貸では49%となっている(平成20年マンション実態調査)。</u> 集合住宅において、適正な維持管理や、定期的な計画修繕を怠ったり、耐震性の劣った住宅に適切な処置が講じられないこととなれば、安全面や保安上の危険性及び衛生面に於いて都市全体の居住環境に悪影響を及ぼすことになる。 マンション建設に対する行政指導が引き続き求められる。 <u>介護、医療と連携して高齢者の生活を支援するサービス付きの住宅が民間事業者により整備される。</u>

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 高齢者の増加に伴い、エレベーターのない共同住宅や段差等バリアのある戸建て住宅での生活が難しく、また家賃負担軽減のため転居を希望する高齢者が増えているため、高齢小規模世帯に相応しい住宅が求められている。このような状況の中で、高齢者等の住宅確保要配慮者(住宅困窮者)と民間賃貸住宅ストックの需給不一致による供給不足が生じている。 業務ビルの増加等により駅周辺などにおけるポイ捨てが増加する一方、道路等の公的住環境を地域において自主的に清掃する習慣が相対的に劣化している。 	<ul style="list-style-type: none"> 居住者の高齢化に伴い、バリアフリー化されていない自宅に住み続けることができなくなったり、ライフスタイルに合わない住宅で住みづらさを感じる居住者が発生する。また、高齢者層の住宅困窮者が増加し、公的支援を含めた幅広い居住支援の要請が高まる。 民間マンションの老朽化が進行する。 歩きたばこ、吸い殻やごみのポイ捨てが増え、まちが汚くなると、「自分たちの手でまちをきれいにする」という意識が更に希薄化し、住環境の悪化を招く。

103	住宅に満足している区民の割合	%	66.0	66.2	64.5	68.4			70	住宅課
104	集合住宅において適切に定期的な改修を実施していると回答した管理組合等の割合	%	39.20 (20年度)	—	—	—			60	住宅課
105	住環境に満足している区民の割合	%	63.5	67.3	64.6	68.7			70	住宅課
106	歩道伏空地の整備（延長・面積）	m・㎡	—	1,749.10m 7,001.17㎡	920.25m 4,713.3㎡	1,421.19m 4,420.82㎡			—	住宅課

	24年度予算	24年度決算(速報値)	25年度予算	26年度予算
トータルコスト	510,537千円	577,691千円	543,171千円	0千円
事業費	332,922千円	412,339千円	377,075千円	
人件費	177,615千円	165,352千円	166,096千円	

<p>◆住宅ストックの改善・改良 高年齢等の住宅困窮者に対する住宅施策の充実を図るため、江東区居住支援協議会を通じた住宅関連事業者との更なる連携が必要である。また民間賃貸住宅業主の不安を軽減するため、既存の「見守り事業」等の活用促進を図る必要がある。</p> <p>◆民間マンション管理組合等への支援 民間マンション等の良好な維持管理や長寿命化と円滑・円満なる管理組合の運営が図られるよう、管理組合等に対する支援を着実に推進する必要がある。</p> <p>◆快適な住環境の推進 マンション条例やみどりの条例などに基づき、みどり豊かで快適なまちづくりを進めるため、事業者・区民を適切に誘導する必要がある。</p>									
<p>◆多様な居住ニーズに対応した住まいづくり ①居住支援協議会を含め、福祉部門や住宅関連事業者との連携を更に強化し、民間賃貸住宅における高齢者・障害者等の安心居住の確保に向けた仕組みづくりに取り組む。 ②公的賃貸住宅の建て替え等に際し、居住者や地域のニーズに応じた施設整備を求める。</p> <p>◆良質な既存住宅への支援・誘導 ①住宅ストックの長寿命化への取組みを支援・誘導する。 ②既存住宅の適正な維持管理や建て替えを視野に入れた計画策定を支援する。</p> <p>◆良好な住環境の推進 ①マンション建設指導による緑化・公開空地・歩道伏空地の整備などを通じて、良好な住環境づくりを推進する。 ②区民一人ひとりが、江東区に愛着を持ち「自分たちの手でまちをきれいにする」という意識を醸成し、清潔で美しいまちづくりを推進する。</p>									

行政評価(二次評価)結果への取り組み状況

施策 29 住みよい住宅・住環境の形成

主管部長(課) 都市整備部長(住宅課)
関係部長(課) 環境部長(環境保全課、
清掃事務所)

・集合住宅居住率の高さや、公共住宅での高齢化の進展を踏まえ、高齢者等、住宅困窮者に係る住宅施策の充実に関し、福祉部及び住宅関連業者との連携をより一層強化するとともに、既存の住宅ストックの有効活用について方策を検討する。【都市整備部】

・既存住宅の適正な維持管理に関し、民間マンション管理組合等による取り組みを促進させる効果的な方策を検討する。【都市整備部】

・関係部署との連携を更に強化し、良好な住環境を推進する効果的な方策を検討する。【都市整備部】

・区民の高齢化の進展を踏まえ、高齢者等住宅困窮者に係る住宅施策の充実に関し、福祉部との連携や、江東区居住支援協議会を通じた公的・民間住宅団体との連携をより一層強化し、既存の住宅ストックの有効活用について方策を検討する。【都市整備部】

・既存住宅の適正な維持管理に関し、民間マンション管理組合等による取り組みを促進させる効果的な方策を検討する。【都市整備部】

・関係部署との連携を更に強化し、良好な住環境を推進する効果的な方策を検討する。【都市整備部】

・既存住宅の支援にあたっては、長期的視点に立った事業の構築に取り組むとともに、目的・効果を精査した上で既存事業の整理・見直しを検討する。【都市整備部】

① 高齢者等住宅困窮者に対する既存の民間住宅ストックの有効活用策について	
<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年9月江東区居住支援協議会発足(公的・民間賃貸住宅事業者、東京都、江東区) ・平成24年6月より高齢者向け民間賃貸住宅あっせん窓口相談開始 	
高齢者世帯民間賃貸住宅あっせん事業	
② 既存住宅の適正な維持管理に向けたマンション管理組合等への支援について	
<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度より「初めて管理組合の理事となる」区民向けに、マンション基礎セミナーを開始。 ・平成24年度より「分譲マンション建替え・改修アドバイザー」の派遣開始。 	
マンション管理支援事業	
③ 関係部署等との連携について	
<ul style="list-style-type: none"> ・自立した生活が困難になりつつある高齢者住宅入居者への効果的な支援策について福祉部門と協議。 ・江東区居住支援協議会を設置し、関係団体や福祉部門と連携しながら高齢者の民間賃貸住宅における居住支援を推進。 ・マンションセミナー等において、防災・高齢者見守り・地域自治活動をテーマとした講演を所管部署と連携して実施。 	
高齢者世帯民間賃貸住宅あっせん事業	
④ 既存住宅の支援制度の見直しについて	
<ul style="list-style-type: none"> ・住宅修築資金融資制度のこれまでの実績を踏まえ、区民がより利用しやすい制度となるよう、再構築に向けて検討中である。 	
⑤	
⑥	

平成25年度 江東区外部評価委員会による評価

住みよい住宅・住環境の形成	1
<p>・満足度以外に客観的に目標達成状況を把握できる指標が歩道状空地の整備以外にないが、別途提供された事業の実績(アウトプット指標)によれば、マンション共用部分リフォーム支援事業やマンション計画修繕調査支援事業などは概ね堅調に実績があがっている。ただし、住宅修築資金融資あっせん事業のように実績が少ない、または減少している事業も見られる。</p> <p>・多様な生活様式に対応した住まいづくりへの取り組みとして、居住支援協議会による連携も含めた取り組みを行っているとのことであるが、施策実現に関する指標は、いずれも多様な生活様式への対応度合いを測る指標とはなっておらず、施策の成果が適切に測定されていない。施策を実現するための取り組みに対応した指標を選定する必要がある。同様に、安心なまちづくりの成果を評価するための指標も入れるべきである。</p> <p>・マンションの多い本区の特徴を踏まえ、管理組合運営を啓発助成している。老朽化が進んでいるマンションが多くなっており、居住者も高齢化していることから、今後更なる啓発助成支援が必要である。</p>	
<p>・住宅・住環境のニーズに対する区民ニーズは明確であり施策の方向性は適切と考えられる。ただし、具体的な事業のレベルでは、活用実績が少なく、または減少している事業もあり、こうした事業の改善や差し替えなどを機動的に行う必要がある。</p>	
<p>・民間主体による住宅・住環境の質の維持・向上促進策として、マンションの維持管理や修繕などを支援する事業が実施されており、活用実績も堅調に推移しているが、区内に存在する住宅全体から見ればまだ十分な規模とは言いがたい。</p> <p>・高齢住宅困窮者の支援に向けて、居住支援協議会を設置し、民間の住宅事業者、不動産仲介事業者などの連携に取り組んでいる点は評価するが、高齢社会の進展を考え、今後一層ネットワークを強化することが望まれる。</p>	
<p>・施策全体としては概ね適切な方向性で取組がなされていると評価されるが、高齢住宅困窮者の支援や戸建住宅のバリアフリー化、耐震性強化などにつながるリフォームの促進策については活発に活用されていないことから、順調とは言いがたい状況にある。このため施策の方向性は堅持しつつ、取組の具体的な内容や手法については常に改善に取り組むことが求められる。</p>	
<p>・施策としての必要性は高いと考えられる。具体的な目標に応じて適切な指標値を設定し、施策の効果がよく見えるようにしてほしい。</p>	
<p>・住環境の根源である、まち美化に対する区民の意識が希薄化している。区民一人一人が江東区に愛着を持ち、「自分たちの手でまちをきれいにする」という意識を向上させるためにも、斬新なアイデアによる取組を期待する。</p>	
<p>民間による大規模マンション開発によって、敷地周辺に歩道状空地を確保したとしても、「地域と調和のとれた住環境」が実現しているとは必ずしも言えないのではないかと。マンション建設の指導基準を強化しているということであるが、供給戸数について、一定程度コントロールする必要があるのではないかと。</p>	

主 管 部 長 (課) 土木部長(交通対策課)
 関 係 部 長 (課) 地域振興部長(地域振興課)、
 都市整備部長(都市計画課)、
 土木部長(管理課、道路課、
 施設保全課)

利便性の向上とともに安全性・快適性の視点も取り入れられた交通体系が整備されています。

①安全で環境に配慮した道路の整備	橋梁の耐震化、既存住宅地区の無電柱化等を視野に入れた総合的見地からの計画的な橋梁の修繕・道路改修を実施します。さらに、生活道路網の充実を図るとともに、環境負荷低減のため、排水や騒音に配慮した道路整備や緑化を一層推進します。
②通行の安全性と快適性の確保	放置自転車の撤去や自転車駐車場、自転車道などの整備、道路の不正使用の是正を進めることにより、安全かつ快適な通行空間を確保します。また、交通安全教育を実施することにより、自転車利用者等のルール、マナーの継続的な普及・啓発を図っていきます。
③公共交通網の充実	南北交通の利便性を高めるために必要な、地下鉄8・11号線の延伸事業を実施するにあたって、豊洲一住吉間の早期事業化など、区が直面する課題について関係機関での協議を推進します。また、区内交通調査等を実施し、区民の移動実態やニーズを把握した上で、鉄道・バス網ほか新交通システムについても検討します。

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> ・急速に進む橋梁の老朽化と膨大な更新需要が発生 ・江東区無電柱化重点路線制定〔平成21年6月〕 ・都市計画道路「第三次事業化計画」の策定〔平成16年3月〕 ・優先整備路線〔平成27年までに着手する路線〕 ①都施行 環状2号、放射32号、補助144号、補助315号 ②区施行 補助199号、補助115号 ・道路交通法の一部改正 ・臨海部の昼夜人口の増加 ・南部地域の発展 ・大規模集合住宅の建設による人口の増加 ・高齢化 ・東日本大震災により新木場地区で道路の液状化被害が発生 ・東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例制定〔平成25年7月施行〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・管理橋梁のうち、現在建設後50年以上の橋梁は39%であるが、5年後には41%を占める ・歩行環境の悪化や交通渋滞の増加 ・南部地域の発展に伴う駅周辺放置自転車の発生 ・通勤通学者の増加による駅利用者の増加 ・高齢者や障害者の移動範囲が限定される ・旧市街地と臨海部の融和が進まない ・経年に伴い、道路の安全性が確保されない

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> ・未整備の都市計画道路の早期整備、生活道路網や地域間ネットワーク化の充実 ・環境問題意識の高まりによる自転車利用者の増加 ・城東地区の南北交通の充実 ・旧市街地と臨海部を結ぶ交通手段の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・整備が進まなければ、計画の見直しの要望が多くなる ・商店街や大型店舗周辺の環境悪化 ・旧市街地と臨海部の一体感が失われる

110	無電柱化道路延長（区道）	m	14,900 (20年度)	15,830	15,830	16,460			16,620	道路課
111	都市計画道路の整備率	%	87.0 (20年度)	87.0	87.3	87.3			—	都市計画課
112	交通事故発生件数	件	1,785 (20年)	1,631	1,506	1,419			—	交通対策課
113	駅周辺の放置自転車数	台	3,434 (20年度)	2,672	2,315	1,876			2,510	交通対策課
114	区内自転車駐車場の駐車可能台数	台	19,740 (20年度)	20,103	20,187	20,878			21,240	交通対策課
115	電車やバスで便利に移動できると思う区民の割合	%	53.9	58.8	55.9	60.8			66	交通対策課

	24年度予算	24年度決算(速報値)	25年度予算	26年度予算
トータルコスト	5,455,796千円	4,960,847千円	6,365,517千円	0千円
事業費	4,778,985千円	4,231,581千円	5,624,982千円	
人件費	676,811千円	629,266千円	740,535千円	

◆区内の橋梁・道路の老朽化により膨大な更新需要が見込まれるとともに、無電柱化や区施工の都市計画道路の早期整備が求められている。いずれの場合にも、バリアフリー化や耐震化、また遮熱舗装や緑化、ライフサイクルコスト削減等、環境負荷低減を視野に入れた計画的実施が重要となってくる。◆平成24、25年度は公共土木施設災害復旧国庫負担金を活用した東日本大震災による液状化被害の本復旧工事を行うが、道路復旧にはさらに数年を要する。◆交通事故件数は年々減少傾向にあり、放置自転車数は平成23年度には目標を達成している。また、指標114についても目標に向けて数値が向上している。しかしながら、放置自転車や道路の不正使用、交通ルールやマナーを守らない自転車利用者が後を絶たないため、放置自転車の撤去、自転車駐車場の整備などのハード面とともに、自転車の適正利用の啓発やあらゆる世代への継続的な交通安全教育の実施などソフト面でも引き続き対策を強化していく。◆地下鉄8号線については、第一段階とされた豊洲一住古間の整備を促進するため、平成24年度は学識経験者3名、及び関係機関の部長級等で構成する「東京8号線〔豊洲一住古間〕事業化検討委員会」を開催し、技術的課題の検討を深めるとともに、江東区地下鉄8号線建設基金の積立てを継続し、累計15億円とした。早期事業化に向けては、引き続き事業主体間での調整や国・都等関係機関の理解と協力が不可欠である。その他バス網や新交通システムについても区民の移動実態やニーズを把握した上で、検討していく必要がある。

◆老朽橋梁の増大に対し、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、ライフサイクルコストを削減した修繕を行う。◆液状化の影響により被災した道路復旧には、国庫負担金を活用し、本格的な復旧工事を行う。◆無電柱化を推進し、災害に強い快適な歩行空間の確保を図る。◆老朽道路の改修時には、バリアフリー化を推進し、遮熱舗装や緑化の充実により環境対策を図っていく。◆成果指標111については、区施行の未整備の都市計画道路について、早期整備に努める。◆指標112については、交通管理者である警察署及び地域、学校等と連携し、交通安全啓発事業を強化するなど引き続き交通事故の減少を目指していく。◆指標113については、効果的・効率的な撤去体制により、引き続き放置自転車の減少を目指していく。◆指標114については、南部地域の開発等にあわせ、駅周辺の自転車駐車場を整備し、放置自転車が発生しないように努める。また、自転車駐車場の整備にあたっては、多様な整備運営手法を検討していく。◆指標115については、鉄道、バス等の交通事業者と粘り強く協議を重ね、利便性の向上を図っていく。特に地下鉄8号線〔豊洲一住古間〕については、平成24年度東京8号線事業化検討委員会における調査結果を踏まえ、営業主体と想定される東京メトロを始め、関係機関と早期事業化に向け、調整を図っていく。

行政評価(二次評価)結果への取り組み状況

施策 31

便利で快適な道路・交通網の整備

主管部長(課) 土木部長(交通対策課)
関係部長(課) 地域振興部長(地域振興課)、
都市整備部長(都市計画課)、
土木部長(管理課、道路課、
施設保全課)

- ・各種施設の整備・改修について、長期計画に掲げた整備・改修計画の着実な実施を図る。【土木部】
- ・各種施設の整備・改修にあたっては、企画、設計、工事、改修、修繕、維持管理にわたるライフサイクルコストを十分検討し、コストの縮減に取り組む。【土木部】
- ・無電柱化事業については、目指すべき目標を明確にしたうえで整備を進める。【土木部】
- ・地下鉄8号線延伸事業の早期実現に向けて取り組むとともに、区内の公共交通に関する区民の移動実態やニーズを把握し、利便性の向上に向けた関係機関との協議・連携を強化させる。【土木部】
- ・放置自転車対策については、撤去に要する財政負担を踏まえ、適正な撤去手数料についても検討する。【土木部】

- ・各種施設の整備・改修について、長期計画に掲げた整備・改修計画の着実な実施を図るとともに、ライフサイクルコストを十分検討し、コストの縮減に取り組む。【土木部】
- ・無電柱化事業については、目指すべき目標を明確にしたうえで整備を進める。【土木部】
- ・地下鉄8号線延伸事業の早期実現に向けて取り組むとともに、区内の公共交通に関する区民の移動実態やニーズを把握し、利便性の向上に向けた関係機関との協議・連携を強化させる。【土木部】
- ・放置自転車対策については、撤去に要する財政負担を踏まえ、適正な撤去手数料について検討する。【土木部】

①	各種施設の整備・改修について、長期計画に掲げた整備・改修計画の着実な実施を図る。
	老朽化橋梁の増大に対し、平成21年度に作成した江東区橋梁長寿命化修繕計画に基づき、ライフサイクルコストを縮減した修繕を計画的に行っている。
②	無電柱化事業の推進にあたり目指すべき目標の明確化について
	歩行空間を広げバリアフリー化を図るとともに、電線・電柱をなくすことで景観の向上を図ることが、便利で快適な道路を形成し、引いては交通網の整備にもつながる。 また、災害対策の拠点となる病院・小学校等までの輸送道路として利用する緊急道路障害物除去路線を中心に、無電柱化事業を推進していくことが、災害に強いまちづくりに資する。
③	【私道整備助成事業】他区状況も踏まえ、公費負担の見直しを検討
	平成24年度に助成限度額を定める等条例等の改正を行い、制度の見直しを行った。
	私道整備助成事業
④	公共交通網の充実について
	<ul style="list-style-type: none"> ・地下鉄8号線については、学識経験者3名、国、都、東京メトロ等、関係機関の部長級等で構成される「東京8号線(豊洲～住吉間)事業化検討委員会」を開催し、区の整備計画案の深度化を図った。 ・東京メトロに対し、東西線区内駅の混雑緩和策、安全対策の実施を粘り強く求めた結果、平成23年度の南砂町駅改良計画、東陽町駅出入口増設計画に続き、平成24年度には木場駅についても改良計画が示された。 ・バス路線については、区民等から寄せられる陳情等を踏まえ、人口動態やニーズに合わせた柔軟且つ迅速な対応をバス事業者に求めており、一部路線では経路や便数の変更が図られた。今後も引き続きバス事業者との協議を重ね、利用者利便性の向上を求めていく。
⑤	放置自転車対策について
	平成23年度から事業費の削減を行ったうえで(対23年度比では、25年度当初予算で26%減)、平成24年度には条例を改正し、平成25年度以降の撤去手数料を3,000円から4,000円に改定した。
⑥	
	放置自転車対策事業

平成25年度 江東区外部評価委員会による評価

便利で快適な道路・交通網の整備

1

・既に目標を超過している110、113を始め、いずれの指標も良好な水準を示しており、順調に成果があがっていると評価できる。

・マクロな視点から見れば交通網の整備は進んでいるが、整備された道路などが住民にとって使いやすいデザインとなっているか等、ミクロな視点から見た場合には、また整備改善の余地はある。

・全般としては区民の交通利便性、安全性、快適性のニーズに即した取組がなされていると評価される。

・無電柱化について、最大56kmが整備の対象となるとの説明があった。21年からの5年間の整備目標が1.72kmであったことを踏まえると、次期長期計画で整備可能な量も全体から見れば一部に留まることから、整備対象の優先順位について、理由の明確化を図り区民に周知することが必要と考えられる。

・近年、自転車利用者のマナーの悪さや深刻な被害を生じる事故の増加など、自転車の不適切な利用に対する区民の意識が高まっている。自転車の「走行」の利用環境や利用マナーに係る指標がないため、「ソフト面で引き続き対策を強化していく」とされている取組の実績・成果についても、何らかの形で区民に示していくことが望ましい。

・社会状況は、自動車ターゲットとした交通網の整備から、歩行者の安全性を確保しながら自転車利用の促進を図るといような方向に動いていると思われる。江東区でも、特に湾岸部などでは自転車レーンの設置などの取組を進めることができるのではないかと。

・今後は観光や災害復旧の観点から舟運がより見直される方向にあると思われるので、舟運についても交通網のなかに位置付けてほしい。

・地下鉄8・11号線の延伸を始め、区以外の主体の役割が大きい取組も多いが、連携や働きかけについては概ね適切に取り組まれていると評価される。

・自転車をはじめ交通の安全性や快適性の向上には区民の意識と行動の改善が不可欠であり、児童・生徒、高齢者は既に取り組まれているが、課題が多い半面啓発の働きかけが届きにくい高校生以上の若年層への対応の強化の検討が求められる。

・放置自転車対策についてはH25以降手数料を3,000円から4,000円にアップしているが、今後自転車駐車場の確保が困難な状況の中、見回り隊の増員、警察との更なる連携を期待する。

・取組は概ね適切であり成果も順調にあがっていると評価される。

・無電柱化について、必要なすべての路線の整備は超長期的な取組になると考えられることから、整備路線の優先順位について基準の明確化が必要と考えられる。

・近年社会的に意識の高まっている自転車の安全で適正な利用、特に走行について、環境整備や意識啓発について一層の取組強化と、その成果の確認が必要と考えられる。

・交通網の充実と維持管理費用の増大は、相反する関係にある。道路や橋梁が充実している江東区では、維持管理費用を如何に抑えていくかが今後の課題となるだろう。また、環境負荷の低減を視野に入れた交通計画の計画的実施が重要と思われる。

・区民は南北の公共交通の利便性改善に特に関心が高いと考えられる。この点について、地下鉄8・11号線(豊洲-住吉間)の延伸事業について引き続き注力することが求められる。

特になし

地震や火災、洪水などの各種災害に強いまちが実現しています。

①耐震・不燃化の推進	平成27年度までに区立施設の耐震化100%を目指します。また、民間特定建築物及び個人住宅の耐震化を促進するとともに、助成事業の充実を図ります。さらに、細街路の拡幅等を行い、災害時における延焼の防止に努めます。
②水害対策の推進	高潮等による水害を防ぐ態勢を強化するため、堤防施設等の耐震改修や下水道幹線整備の早期実現を目指します。また、集中豪雨対策としての雨水貯留・浸透施設の整備を推進するとともに、荒川洪水被害を最小限にとどめるためのハザードマップの充実や、水門・排水場等の適切な維持管理に努めます。
③災害時における救援態勢の整備	防災倉庫の改修や新設を進めるとともに、物資の輸送ルートを確保するための橋梁の耐震化を早期に完了させます。

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災及び首都直下地震の被害想定の見直し等により、区民の耐震化に対する関心はかつてない高まりを見せている。 細街路拡幅事業の申請件数は住宅等建築着工件数に左右され、整備延長の実績は一定していない。 臨海部を中心に人口が急増している。 地球温暖化等による局地的集中豪雨の増加対策のため、雨水流出抑制を進めるとともに、平成22年度に江東区洪水ハザードマップを作成した。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年度を目標に推進している特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化及び、平成25年改正の耐震改修促進法による民間特定建築物の耐震診断義務化により耐震化促進が見込まれる。 細街路拡幅整備は急速な整備延長の増加は見込めないため、特に木造住宅密集地区における不燃化促進が課題になる。 臨海部の人口増に拍車がかかり、備蓄計画との地区バランスが崩れる。 台風の大型化やヒートアイランド現象が原因と考えられる集中豪雨、及び土地の高度利用化で地下空間の利用が増えたことなどにより浸水被害が増加する。

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 区民の耐震化に対する関心の高まりに伴い、木造戸建住宅簡易診断の申請件数や、分譲マンション等の耐震化アドバイザー利用数は増加しているが、耐震改修工事まで至るものは少数に留まっている。 小中学校の耐震化率は平成21年度で100%を達成した。その他の区立施設についても耐震促進計画に基づいた着実な耐震化率の向上が望まれる。 集中豪雨に対する地域での水防活動が求められる。 区民の津波に対する不安が高まっている。 東日本大震災以降、家庭での備蓄に対する意識が高まるとともに、区の備蓄物資に対する要求も強まっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 民間建築物(木造戸建・マンション等)の耐震助成制度の充実や、耐震改修済みの建物が増加することなどにより、区民の耐震化への関心が更に高まり、耐震改修の促進が見込まれる。 防災上重要な区立施設は、平成27年度までに目標の耐震化率を達成し、公共施設の耐震化は順調に進捗する。 時間50mm以上の集中豪雨があった場合は、下水管からあふれて浸水被害を起こす可能性があり、被害を軽減するために自助共助が必要である。 備蓄物資の種類と量について、区民からの要求への対応が必要となる。

116	区立施設の耐震化率	%	78.3 (2019年度)	90.4	95.2	96.7			96.1	営繕課
117	民間特定建築物耐震化率	%	75 (1987年度)	—	—	82			88	建築調整課
118	細街路拡幅整備延長	m	9,708.07 (2019年度)	11,014.10	11,945.10	12,714.24			14,800	建築調整課 河川公園課
119	浸水被害件数	件	0 (2019年度)	8	6	0			0	河川公園課
120	耐震対策が施されている橋梁の割合	%	61.6 (2019年度)	81.2	88.1	91.6			98.8	道路課

	24年度予算	24年度決算(速報値)	25年度予算	26年度予算
トータルコスト	1,946,675千円	934,017千円	2,087,130千円	0千円
事業費	1,856,579千円	850,420千円	1,980,013千円	
人件費	90,096千円	83,597千円	107,117千円	

◆民間建築物の耐震化については、耐震診断の申請件数は順調な伸びを示しているが、耐震改修工事は、資金不足や分譲マンションの管理組合員の合意形成の難しさから申請が伸び悩んでいる。◆細街路拡幅整備の整備延長は順調に推移しており、耐震改修工事においても細街路拡幅整備をPRしている。◆臨海部を中心とした人口の急増によって地区バランスが大きく変動する中、東日本大震災により明らかになったニーズと東京都の新たな被害想定を考慮に入れ、実態に則した備蓄物資等の配備体制の構築が必要である。◆時間50mmを越える局所的な集中豪雨が多発する中、下水道整備については、江東幹線整備等の再構築事業が開始されたが、約500haと広い流域面積が完了して整備効果が現れるには時間がかかる。また、区と事業者、区民の協力による浸水対策として「江東区雨水流出抑制対策実施要綱」を定め指導を行っている。

◆新たな被害想定を踏まえ、耐震改修の重要性を啓発していく。◆特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を平成27年度までに目標達成させ、また、平成25年改正の耐震改修促進法による民間特定建築物の耐震診断義務化等により耐震化を促進させる。◆細街路拡幅整備事業と併せて未済住宅密集地区における不燃化促進の施策を検討する。◆人口増加による地区バランスの変動や新たな被害想定を考慮しながら、備蓄物資の種類と量を見直した防災倉庫の配備計画を進める。◆下水道整備事業を受託し、再構築事業を促進させる。

行政評価(二次評価)結果への取り組み状況

施策 32

災害に強い都市の形成

主管部長(課) 都市整備部長(建築調整課)
関係部長(課) 総務部長(記録課、防災課)、
土木部長(管理課、道路課、
河川公園課、施設保全課)

- ・東日本大震災の影響による、区民の安全に対する意識の高まりに応えるため、災害リスク等に係る区民への的確な情報提供や既存事業の着実な実施、国・都との役割分担により各種災害への対応を進める。【総務部・土木部】
- ・区立施設の耐震化について、長期計画に掲げた耐震化工事を着実に実施し、平成27年度までに全て完了させる。【総務部】
- ・民間建築物の耐震化の促進に関し、民間建築物耐震促進事業の利用実績件数を上げる効果的な方策を検討する。【都市整備部】
- ・細街路の拡幅整備については、全体像を把握した上で、着実な実施を図る。【都市整備部・土木部】
- ・近年多発している局所的な集中豪雨に関し、費用対効果の観点も踏まえつつ、雨水流出抑制対策の着実な実施を図る。【土木部】

- ・東日本大震災の影響による、区民の安全に対する意識の高まりに応えるため、災害リスク等に係る区民への的確な情報提供や既存事業の着実な実施、国・都との役割分担により各種災害への対応を進める。【総務部・土木部】
- ・区立施設の耐震化について、長期計画に掲げた耐震化工事を着実に実施し、平成27年度までに全て完了させる。【総務部】
- ・民間建築物の耐震化の促進に関し、民間建築物耐震促進事業における既存助成制度の目的・効果を改めて精査した上で、利用実績件数を上げる効果的な方策を検討する。【都市整備部】
- ・近年多発している局所的な集中豪雨に関し、費用対効果の観点も踏まえつつ、雨水流出抑制対策の着実な実施を図る。【土木部】

① 備蓄倉庫の増設について	
<p>避難所に指定されている各文化センター(改修中のため江東区文化センターは除く)に避難者への応急的な救援・救助を行うため、備蓄倉庫を配備した。同様に平成25年度には各スポーツセンターにも実施予定である。</p> <p>また、臨海部の倉庫需要を鑑み、今後、計画的に倉庫整備を促進していく。</p>	
	防災・備蓄倉庫維持管理事業
② ターミナル型拠点防災倉庫の整備について	
<p>災害時の効率的な救援・救助を図るため、災害時における食糧・衣類等の応急物資や災害復旧資機材等を集積する拠点となる防災倉庫を整備する。</p>	
(仮称)江東区中央防災倉庫整備事業	
③ 区立施設の耐震化について	
<p>23年度実施した耐震化施設</p> <p>1、古石場福祉会館 2、深川北子ども家庭支援センター 3、堀崎保育園 4、堀浜住宅 5、猿江一丁目アパート 6、北砂二丁目アパート 7、東砂八丁目住宅 8、大島幼稚園 9、日光高原学園 10、児童会館</p> <p>24年度実施した耐震化施設</p> <p>1、区庁舎 2、城東保育園 3、南砂児童館</p>	
④ 民間建築物の耐震化促進	
<p>平成19年度に策定した耐震改修促進計画について平成25年度中に改定を行い、本区の耐震化率の現状を推計し、平成32年度までの目標を新たに設定する。その中で、更なる耐震化促進を図るため、制度の見直しや取り組みについての修正を行う。また、平成25年度から老朽建築物の除却助成制度を開始した。これは、木造戸建て住宅の耐震改修が進まない原因の中で、老朽すぎて改修ができない、違反建築物で補助支援ができないとの対策として、また、老朽空き家対策についても効果的と考えたものである。</p>	
民間建築物耐震促進事業	
⑤ 雨水流出抑制対策について	
<p>雨水流出抑制対策について、雨水流出抑制対策実施要綱に基づき雨水浸透、貯留施設の設置を推進している。</p>	
⑥ 細街路の拡幅整備の全体像の把握	
<p>細街路拡幅整備の対象となる42条2項道路及び42条1項5号道路の中心線距離を把握した。事業の周知に努め、着実な実施を図っている。</p>	

平成25年度 江東区外部評価委員会による評価

災害に強い都市の形成

1

- ・指標値はいずれも順調に向上しており、取り組みの成果はあがっていると評価される。
 - ・民間建築物耐震化に係る取り組み実績や指標117、118の整備対象総量の把握など、実態把握が多角的になされている点も説明責任という観点から高く評価される。
 - ・民間建築物耐震化に係る取り組みは、実績の伸びは順調だが、膨大な整備対象総量に占める割合として十分ではなく、引き続き取り組みの充実に求められる。
 - ・区報5/21号に掲載された、水害時に都営住宅の共用部分を使用可能とする、都との「緊急避難に関する覚書」締結は、都内初の締結ということであるが、安心安全への方向づけのひとつであり、江東区の危機管理意識の高さを示すものであると評価する。
- ・防災への区民の意識は依然として高く、区民ニーズや社会的要請に合致した取り組みであり、民間建築物耐震化に係る支援・促進型事業の実績の伸びにこのことが表われていると考えられる。
- ・これまで取り組んできた施策に加え、液状化対策、また地下構造物への洪水流入対策など、近年明らかとなった災害リスクについても、区民への公表を含めて、さらに積極的な対応を今後とも行っていくべきである。
 - ・防災船着場については、日常的な利用の促進に取り組み始めており、地域特性が活かされ評価できる。更なるPR及び区民の積極的な利用促進に努めてほしい。
 - ・江東区は約8割が集合住宅で構成されている特殊な区のため、町会、自治会、管理組合等の合意形成が難しいと思うが、「耐震改修の重要性」を啓発する努力に期待している。
- ・施策の目的を達成するためには大部分を占める民間が所有する土地、建物における取組が重要であるが、概ね適切な取組がなされ、その実績も順調に伸びている。ただし、膨大な整備対象に対し、直接的な取組の実績は十分とは言いがたい。
- ・河川護岸や堤防の管理は都の役割とのことであるが、点検や整備など、その安全性の確保への取り組みについては、積極的に区民に知ってもらえるように広報活動を行うことも重要であると考えます。
- ・先導的に整備すべき区立施設や橋梁などの整備は順調に推移しており、今後は民間建築や民間宅地のセットバックによる細街路の解消など、民間の取組の促進・支援が重要である。
- ・実績は順調に伸びているが、膨大な整備対象に対し十分とは言いがたいことから、直接的な取組の実績をより高める工夫はもちろん、直接的な取組の成果を先行事例として広く紹介し、民間の自主的取組を促す啓発事業としても高い効果を生み出すよう工夫するなど、効率的な取組を常に検討することが求められる。
 - ・これまで取り組んできた施策に加え、近年明らかとなった災害リスクについても、積極的な対応を今後行っていくべきである。加えて、船着場の利用、内部河川の護岸沿い遊歩道の整備など、河川への関心を高めることが、ひいては災害に強い都市の形成の一助になると考える。
- ・「2. 施策を実現するための取り組み」において、「細街路の拡幅等を行い延焼の防止に努める」とあるが、細街路の拡幅は延焼防止が期待できるレベルの拡幅ではなく、緊急車両の通行を容易にするレベル(4m)までの拡幅ということであろう。それならば、そのような記述にすべきではないが。
- ・建築基準法が緩和され、一定程度の広さまで地下室が容積率に不算入となったが、江東区の地区特性に鑑みて、こういった緩和を条例で制限するなどの対策も必要であろう(横浜市の地下室マンション対策条例など)。

区民の防災意識の向上と、地域における防災活動や災害時における救助救護体制等の確立により、地域防災力が強化されています。

①防災意識の醸成	「地区別防災マップ」「防災パンフレット」等の作成・配布、総合防災訓練の実施とその周知徹底を通じ、区民の防災に対する意識の高揚を図ります。
②災害時における地域救助・救護体制の整備	継続的な防災訓練等を通じて、区・防災関係機関・災害協力隊の連携を強化します。また、災害協力隊や自主防災訓練への区民参加を促進し、災害時の対応への習熟を図ります。特に臨海部など大規模集合住宅等に重点を置いた、新規災害協力隊の結成に向けた啓発活動の促進を図ります。
③災害時の避難所等における環境整備	ビルの高層化や臨海部開発に伴い、同報無線を効率的・計画的に整備するとともに、より質の高い無線システムの導入を図ります。また、新規避難所の指定に合わせ、防災無線や一斉情報配信システムの受信端末を増設します。加えて、高齢者、乳幼児等、災害時要援護者の幅広いニーズに応えられる質を考慮した食料や生活必需品、資機材の整備充実を図ります。

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 平成24年4月に東京都から新たに「首都直下地震等による東京の被害想定」が公表された。 区南部地域を中心として、大型マンションの建設が増え、人口が急増している。 町会・自治会活動者の高齢化が進んでいる。 平成25年度、避難場所の改定が実施された。 東日本大震災における甚大な被害発生を受けて、平成24年度中央防災会議において防災基本計画の修正が行われた。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年度中に災害対策基本法が改正される。 新しい集合住宅住民の町会・自治会への加入率の低下、町会・自治会活動者の高齢化により、災害協力隊が弱体化する。 過去の災害から得た教訓や法改正等を踏まえて絶えず改善を図らなければ、災害が発生した場合における被害の最小化を図ることができない。

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 世界各地の大規模災害に加えて、首都直下地震や南海トラフ巨大地震の発生リスクも年々高まっているため、行政機関が講じる災害への備えや防災対策の強化を求める区民の要望が多くなっている。 ゲリラ豪雨対策や都市機能の高度化に伴い必要性が生じた超高層ビルの防災対策や放射性物質対策など、新たな問題への対応が求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> 大地震発生リスクは更に高まり、区民の要望がより多岐に及ぶことが見込まれる。 地域コミュニティが希薄化し、自助・共助の活動が損なわれる。

災害対策基本法〔第四十二条〕において、市町村は国の防災基本計画に基づいて地域防災計画を作成し、毎年検討を加えることが定められているが、その場合に都道府県の地域防災計画に抵触してはならず、地域防災計画を作成し、又は修正するときは、速やかに都道府県知事に報告しなければならない。

121	家庭内で防災対策を実施している区民の割合	%	45.0	39.6	57.7	59.1			70	防災課
122	避難場所・避難所を理解している区民の割合	%	73.9	74.6	75.9	79.9			90	防災課
123	自主防災訓練の参加者数	人	28,012 (20年度)	24,829	32,207	33,213			29,000	防災課
124	災害情報の入手方法が充実していると思う区民の割合	%	32.2	32.3	27.7	32.7			55	防災課

	24年度予算	24年度決算(速報値)	25年度予算	26年度予算
トータルコスト	499,593千円	504,868千円	511,714千円	0千円
事業費	357,182千円	372,730千円	351,038千円	
人件費	142,411千円	132,138千円	160,676千円	

東日本大震災の発生以降、防災対策については、国の防災基本計画の修正をはじめ様々な被害想定やマニュアル等の見直しが進められ、平成24年度には東京都も首都直下地震（東京湾北部地震）の被害想定の見直しや東京都地域防災計画の大幅な修正を行った。これに合わせ、本区においても喫緊の課題であった江東区地域防災計画の修正、震災復興関連条例の策定、各種マニュアル類の策定や見直しを行ったところである。また、現在も国会では災害対策基本法の改訂手続きを進めており、自治体をはじめ、各種防災関係機関では、新たな計画下での体制整備を余儀なくされている。

自主防災組織（災害協力隊）の母体となる町会や自治会活動が、高齢化により低下傾向にある中、東日本大震災での教訓から、自助・共助の果たす役割の重要性が改めてクローズアップされており、共助力の源である地域コミュニティの活性化が課題となっている。

また、現在も東日本大震災の影響と思われる余震が頻発しており、その都度、区民の災害への関心は高まりを見せ、減災に向けた行政の取組に対し絶えず改善が求められている。

こうした現状を背景に、本区においては、災害に脆弱な地勢、土地利用状況の変化、人口の増加等の環境の変化も踏まえながら、防災対策の一層の充実を図っていかねばならない。

江東区地域防災計画（平成25年3月修正）に沿って、現行対策の充実を基本に、新たな被害想定で明らかになった防災上の課題解決や、東日本大震災での教訓を踏まえ、一層の防災・減災対策の充実を図る。

その取組は多岐にわたるが、「地域防災力向上」を最重点課題に掲げ、主に、地域連携体制の構築や災害時要援護者対策、避難所運営、備蓄品の確保、災害時協定締結、啓発活動等を着実に進めていく。

また、計画的な備蓄物資の供給を図るための防災倉庫や格納庫等の整備、災害情報伝達手段の整備・充実など、長期計画上の主要な計画にも位置付け、ソフト・ハード両面から様々な取組みを積極的推進していく。

行政評価(二次評価)結果への取り組み状況

施策 38

地域防災力の強化

主管部長(課) 総務部長(防災課)
関係部長(課) 総務部長(危機管理課)、福祉
部長(福祉課)

- ・東日本大震災の災害対応について総括を行い、今後の防災対策への取り組みの強化を図る。【総務部】
- ・町会・自治会への加入率の低下及び高齢化が進む中、災害時における地域救助、援護体制をどのように確保するか、その方策を検討する。【総務部】
- ・新規集合住宅への啓発活動・防災対策の整備について、地域特性を踏まえた有効な方策を検討する。【総務部】
- ・災害時における高齢者、障害者、乳幼児、外国人等への具体的対応策を検討する。【総務部】
- ・民間団体や企業等の防災対策の実施状況を把握し、役割分担や協働体制を促進し、区全体で地域防災力を高める。【総務部】

- ・東日本大震災における災害対応を教訓として、今後の防災対策への取り組みの強化を図る。【総務部】
- ・町会・自治会への加入率の低下及び高齢化が進む中、災害時における地域救助、援護体制をどのように確保するか、その方策を検討する。【総務部】
- ・新規集合住宅への啓発活動・防災対策の整備について、地域特性を踏まえた有効な方策を検討する。【総務部】
- ・災害時における高齢者、障害者、乳幼児、外国人等への具体的対応策を検討する。【総務部】
- ・民間団体や企業等の防災対策の実施状況を把握し、役割分担や協働体制を促進し、区全体で地域防災力を高める。【総務部】

① 江東区地域防災計画の平成24年度修正について	
平成25年3月に、東日本大震災発生後初めてとなる江東区地域防災計画の修正を行った。東京都地域防災計画の修正に合わせて、整合性を図りつつ、構成を大幅に変更した。修正に当たって、パブリックコメントを実施の上、被害想定の見直しのほか、津波等対策及び放射性物質対策の新設、医療救護体制の整理、地域防災力の向上など東日本大震災の教訓を踏まえた内容とした。	
② 江東区事業継続計画(震災編)の策定及び事業継続管理体制の発足について	
首都直下地震等の発生により行政機能が低下する中でも区の責務を果たすため、「優先すべき業務」や「事前対策」等を定めた「江東区事業継続計画(震災編)」を平成24年3月に策定した。また、平成24年7月に「江東区事業継続管理委員会」を設置し、当計画の継続的な改善を通じた区災害対応力の向上を目的とする取組みの進行管理を行っている。	
職員危機管理態勢確立事業	
③ 水害時における区立学校への緊急避難進入路について	
緊急的に津波等の水害から避難する必要がある場合は、区民は公共施設や堅牢な建物の3階以上に避難するなどの避難計画となっている。区民の水害への不安を払拭し、万が一水害が発生した場合の対応策として、水害時一時避難施設としての役割を果たす区立学校の校舎に緊急時の進入路の確保を行っている。	
危機管理啓発事業	
④ スマートフォン対応防災アプリケーションの導入について	
災害時などにインターネット接続ができなくても、避難所・避難場所・救護所などの地図情報に加え、防災・減災情報を容易に確認できるよう、スマートフォン対応の防災アプリケーションを導入している。既存の防災マップなどの情報を事前にダウンロードし、災害時の電話回線などの乱れや通信状態に関係なく、区民などが最寄りの避難所・避難場所・救護所などを確認できるようにすることを目的としている。	
危機管理啓発事業	
⑤ 「住民への災害情報伝達手段の多様化」実証実験について	
平成24年度に総務省消防庁の「住民への災害情報伝達手段の多様化」実証実験に取り組み、多重無線装置を活用したIPネットワークの構築及びエリアワンセグや高性能スピーカーの活用実証実験を行い、平成25年2月実験結果を総務省へ報告した。実験で得た成果を今後の整備に役立てていく。	
災害情報通信設備整備事業(危機管理課)	
⑥ 地域防災力向上プロジェクトの推進について	
減災を図るため、学校避難所を中心とした地域連携体制を強化し、災害協力隊の指定避難所の再編、学校避難所運営協力本部連絡会の開催、そして個別避難支援プラン(江東区モデル)の導入などによる共助力の更なる向上を目指している。	
民間防災組織育成事業	
⑦ 自主防災組織(災害協力隊)結成の促進について	
24年度末現在、区内で304隊の災害協力隊が活動しており、人口増加が続く南部地域を中心に、隊結成の促進に取り組んでいる。また、各地域の特性や事情を考慮した、災害協力隊同士の交流促進、中長期的な活動支援を行っていくことで、より確実な地域防災力向上の一助につなげていく。	
	民間防災組織育成事業

⑧ スタンドパイプセットの供給について	
<p>火災危険度の高い地域に属する災害協力隊等に対し、防火水槽などの水源を必要とする可搬式消防ポンプに加え、消火栓から直結するスタンドパイプを配備することにより消火活動の充実を図っている。</p>	
民間防災組織育成事業	
⑨ 高層住宅震災対応マニュアル作成の手引きについて	
<p>長周期地震動など超高層マンション特有の現象への対策や、新規集合住宅における自主防災組織の設置等について対策を推進し、地域防災力をより一層強固なものにするために、個々の建物の特性に合わせた対策や対応例を掲載した震災対応マニュアルの作成を促進するため、24年度中に「高層住宅震災対応マニュアル作成の手引き」を作成している。高層集合住宅での率先した自助行動や、共助意識と地域防災力の向上を図るため、更なる取組みを推進する。</p>	
危機管理啓発事業	
⑩ 災害時要援護者の避難支援について	
<p>災害発生時における災害時要援護者の避難支援を適切かつ円滑に実施することを目的として江東区災害時要援護者避難支援プランの策定作業に着手している。要援護者の避難支援に係る全体計画や要援護者の対象範囲、要援護者情報の収集方法および共有方法等、個別避難支援プラン(江東区モデル)の構築を図っていく。</p>	
	民間防災組織育成事業ほか
⑪ 自動ラップ式トイレの供給について	
<p>災害発生時のトイレ対策において、自動ラップ式トイレの資機材を各拠点避難所・二次避難所等に補充している。移動負担の軽減が必要な高齢者等の要援護者に対し、室内にトイレ環境を設けることを想定している。なお、バッテリーによる電源確保により、断水・給排水管の破損等の下水処理機能低下が生じた場合にも使用でき、排泄物に直接触れることがないため、衛生的にも考慮された資機材となっている。</p>	
災害対策資機材整備事業	
⑫ 江東区震災復興事業の推進に関する条例の制定について	
<p>大規模な震災発生時に区民、事業者及び区が協働して、震災復興事業を総合的かつ計画的に推進することにより、震災に強い活力のある市街地を形成し、区民生活の安定と回復を図ることを目的として「江東区震災復興事業の推進に関する条例」及び「同条例施行規則」を平成25年3月に制定した。なお、同条例を具体化し、区の行うべき行動や事業を整理し、手順を示した「江東区震災復興マニュアル」を同時に策定している。</p>	
⑬ 各団体等との災害時協力協定・覚書の締結について	
<p>平成25年5月に締結した東京都都市整備局との覚書により、大規模な水害時に都営住宅に緊急避難できることを確認した。また、水害時における一時避難施設や帰宅困難者への物資供給施設の提供、食糧や飲料水、生活必需品の優先供給に関する協定等、民間企業計15社と協力協定を締結した。引き続き各団体との協働体制を促進するため、協定の締結に向けて取り組んでいる。</p>	
⑭ ヘリサインの整備について	
<p>ヘリサイン整備の重要性を鑑み、主要事業に位置づけた上で、平成27年度までに小学校全校へのヘリサイン設置の計画を立てた。今後については、中学校へもヘリサイン整備計画を実施予定である。</p>	
	ヘリサイン設置事業

平成25年度 江東区外部評価委員会による評価

地域防災力の強化

1

・指標値について、目標値とはまだ差があるものもあるが、全般に順調に向上していると評価される。特に、指標値のうち唯一客観的指標であり区民の実際の行動の変化を示す指標である指標123(自主防災訓練の参加者数)が既に目標値を超過する水準となっている点は、震災の影響により区民の意識が高まっていることが背景にあるものの、震災が発生した年だけで無く、翌年も向上している点も含め、区民の意識の高まりを著実に施策の成果に結び付けているものとして高く評価してよいと思われる。

・職員危機管理体制確立事業には大いに期待するが、部署ごとに年に一度でも職員の行動訓練をすべくである。いざというとき、区職員は区民の水先案内人となるので職員のカーフ一つが大切である。

・防災への区民の意識は依然として高く、区民ニーズや社会的要請に合致した取組であると評価される。平成23年度の評価以降、見直しを行った事業や新たな取組を行った事業も多岐にわたっており区民ニーズの高まりを踏まえて取り組みの充実がなされているものと評価される。

・江東区の災害協力隊の中でも、独自の工夫をし、結集を強化している隊もあるので、紹介スポット記事を区報に掲載するなどにより区民への意識向上や啓発を行ってほしい。一部には活動していない隊もあるようなので、行政として活性化のためのリード策を考えてほしい。

・区民及び企業の取組の誘導・促進・支援が本施策の多くを占めるため、企業との協定等の連携や自治会における災害協力隊の組織化と取組促進など民の役割分担は適切に取り組まれていると評価できる。

・新住民の流入が活発な南部地域における自主防災への組織的な備えが課題と考えられるが、危機管理啓発事業の中で高層集合住宅に特化した対応策も実施されておりこうした取組の充実が期待される。

・被災後の生活再建には、法律家やまちづくりコンサルタントといった専門家との連携が考えられるが、異なる領域の専門家同士が災害発生前からチームを組んで問題解決にあたる動きを支援できると、災害発生後の復興プロセスにおいて、事前のつながりが有効に働くのではないかと考える。

・災害時の対応の習熟について、特に若者の積極的な参加策を模索してほしい。

・概ね適切に施策・事業が進められていると評価される。

・南部地域の高層住宅における自主防災組織での取組の促進・支援と、帰宅困難者対策や区民への支援に係る企業との連携強化が特に重要な課題であり既に適切に取り組がなされているが、今後一層の取組強化が期待される。

帰宅困難者対策については、周辺の会社や東京メトロなど、地域内の他機関における準備態勢等を把握することにより、困難者の困難度が減少できるよう、自治体ならではの取組をしてほしい。

計画の実現
に向けて

2

スリムで区民ニーズに的確に対応した行財政運営

主官部長(課) 政策経営部長(企画課)
 関係部長(課) 政策経営部長(広報広聴課、情報システム課)、総務部長(総務課、職員課、管理課、賞給課)、地域振興部長(地域振興課)、区民部長(区民課)、都市整備部長(住宅課、建築課、建築調整課)、土木部長(管理課)、教育委員会事務局次長(学校施設課)、監査事務局長(監査事務局)

江東区を取り巻く環境が急激に変化する中でも、不断の改善により効率的な行財政運営が行われています。

<p>① 施策・事業の効率性の向上と行政資源の有効活用</p>	<p>アウトソーシングの進捗状況についての検証を定期的に行うとともに、民間活力の積極的な活用により職員定数の適正化を図ります。また、第三者による行政評価システムの導入、指定管理者制度の検証と活用、PFI等の民間開放手法の検討などを進めます。さらに、新公会計制度の活用など、多様な経営管理手法の検討と活用を図るとともに、庁舎等の適切な改修等を行います。</p>
<p>② 状況変化に柔軟かつ迅速に対応する組織体制の確立</p>	<p>さまざまな行政需要に対応できるよう、常に組織体制の改善を図るとともに、横断的な連携・協力体制が図れる組織を確立します。</p>
<p>③ 政策形成能力を備えた職員の育成</p>	<p>職員による自主的な調査・研究の促進や、職員の国及び他団体への長期派遣、大学や民間企業等への派遣を実施します。また、プレゼンテーション能力やマネジメント能力に資する研修を充実させます。</p>

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<p>◆長期基本計画及びアウトソーシング基本方針にもとづく定員管理・民間委託の推進等についての取り組みを、国の集中改革プランに対応するものとして進めてきた〔平成17年度～平成21年度〕。◆平成18年4月より公共施設の管理運営手法として指定管理者制度を本格的に導入した。◆平成23年10月に定員適正化計画を含む「江東区行財政改革計画」を策定した。◆平成22年度に、外部評価を取り入れた行政評価システムを導入した。</p>	<p>◆定員適正化、民間活力の活用等の、より一層の推進が求められる。◆指定管理者制度導入施設の更新にあたり、優良な指定管理者を選定するための選定方法の確立が必要になってくる。</p>

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<p>◆南部地域を中心とする急激な人口増加を受けて、区民ニーズは多種多様なものとなっている。</p>	<p>◆南部地域を中心とする人口の流入傾向は継続すると予測され、多様化する区民ニーズに適切に応えるため、効率的な行政運営や職員の資質向上が求められる。</p>

◆職員公務災害補償事業は、地方公務員災害補償法・地方公務員災害補償基金等に基づき実施するため区の権限が限定的である。◆住民記録事業、公的個人認証サービス事業、住民基本台帳ネットワーク事業は、住民基本台帳法に基づき実施するため区の権限が限定的である。◆印鑑登録事業は、印鑑登録に関する自治省通知に基づく自治事務であり、実質的に区の権限が限定的である。◆戸籍管理事業は、戸籍法・戸籍法施行規則等に基づき実施するため区の権限が限定的である。◆基幹統計調査事業は、統計法に基づき各種統計調査を実施するものであるため、区の権限が限定的である。◆公共建設統計調査事業は、統計法・建設工事統計調査規則等に基づき実施するため、区の権限が限定的である。◆建築確認・指導等実施事業は、建築基準法・郡建築安全条例等に基づき建築確認事務等を実施するものであるため、区の権限が限定的である。

131	外部評価によって改善に取り組んだ事業数(累計)		—	23	38	65			—	企画課
132	指定管理者制度導入施設数	施設	98	116	116	117			—	企画課
133	職員数	人	2,952	2,899	2,847	2,814			—	企画課
134	職員の対応が悪いと思う区民の割合	%	13.4	12.6	13.1	14.0			0	企画課

	24年度予算	24年度決算(速報値)	25年度予算	26年度予算
トータルコスト	9,896,661千円	10,012,355千円	8,602,254千円	
事業費	6,322,705千円	6,680,601千円	5,042,498千円	
人件費	3,573,956千円	3,331,754千円	3,559,756千円	

◆平成22年度に導入した外部評価を取り入れた行政評価により、25年度までに全ての施策が2回ずつ外部評価を受けることとなる。◆職員の定員数は、平成20年度2,956人から平成25年度2,780人と、176人の減となった。◆指定管理者制度は導入から7年が経過し、制度の安定運用が求められている。◆区民ニーズに的確に応える、実行力のある区政運営を目指し、平成23年10月に「江東区行財政改革計画」を策定した。◆区南部地域の拠点となり、地域住民の利便性を高める施設として〔仮称〕シビックセンターの整備を進めており、昨年度、市街地再開発事業の施行認可を受け、工事に着手した。〔仮称〕シビックセンターで実施する手続き、サービス等について、庁内で調整を進めている。◆区庁舎は、平成21年度に実施した耐震診断の結果、耐震強度が不足しており、地震等の発災時に大きな損傷を受け公共施設としての機能を有しなくなる恐れがあることが判明した。これを受け、地震等の発災時に行政拠点としての機能を担保するため、平成23年度に免震工法による耐震改修工事に着手し、平成25年3月に竣工した。◆人材育成基本方針に基づき、職場における人材育成の活発化を図るためOJTを推進している。

◆26年度は外部評価委員会を休止し、外部評価を含む行政評価システムについて検証し、必要な見直しを図る。27年度から始まる長期計画〔後期〕期間において、検証結果を踏まえ行政評価を実施し、引き続き既存の取り組みについての改善、整理、見直しを図る。◆職員の定員数について、今後も、新たな行政需要に対応しつつ、定数の適正化に努める。◆指定管理者制度について、引き続き制度の円滑な運用に努める。◆「江東区行財政改革計画」に掲げた民間委託の推進、定員の適正化や歳入の確保のほか、業務改善によるサービス向上の着実な推進に取り組み、計画の着実な実行に努める。◆〔仮称〕シビックセンターは、市街地再開発事業を活用している。今後、同事業内で消防署及び事務所・商業ビルの建設が始まるので、これらの工事と調整を図りながら整備を進めていく。南部地域の人口増に対応し、住民サービスの向上を図るよう、庁内で連携しながらよりよい施設を目指す。◆基幹系システムの再構築が完了したため、全庁的なシステムの安定運用を推進する。

行政評価(二次評価)結果への取り組み状況

計画の実現に向けて	2	スリムで区民ニーズに的確に対応した行財政運営	主官部長(課) 政策経営部長(全国課) 関係部長(課) 政策経営部長(店舗店舗課、情報システム課)、総務部長(総務課、職員課、総務課、官務課)、地域振興部長(地域振興課)、区民部長(区民課)、都市整備部長(住宅課、建設課、建設調整課)、土木部長(管理課)、教育委員会事務局次長(学校施設課)、監査事務局次長(監査事務局)
-----------	---	------------------------	---

- ・職員定数適正化をさらに推進するとともに、業務の効率化・アウトソーシングを進め、スリムな行政組織を目指す。【政策経営部】
- ・指定管理者制度の活用や民間委託をさらに推進するとともに、外部への透明性を確保するしくみを検討・実施する。【政策経営部】
- ・(仮称)シビックセンターの整備については、平成27年4月のオープンに向け、引き続き関係機関等と緊密に連携しながら事業を進める。【政策経営部】
- ・震災の経験を踏まえ、現状の危機管理体制についての検証・見直しを行う。【総務部】
- ・人材育成基本方針に基づく取り組みを着実に実施するとともに、組織において横断的な連携・協力を確保するための体制づくりと職員の資質向上を図る。【総務部】

- ・職員定数適正化を着実に推進するとともに、業務の効率化・アウトソーシングを進め、スリムな行政組織を目指す。【政策経営部】
- ・指定管理者制度の活用や民間委託をさらに推進するとともに、外部への透明性を確保するしくみを検討・実施する。【政策経営部】
- ・(仮称)シビックセンターの整備については、平成27年4月のオープンに向け、引き続き関係機関等と緊密に連携しながら事業を進める。【政策経営部】
- ・震災の経験等を踏まえ、引き続きあらゆる危機事象に対する危機管理体制の検証・強化を図る。【総務部】
- ・人材育成基本方針に基づく取り組みを着実に実施するとともに、組織において横断的な連携・協力を確保するための体制づくりと職員の資質向上を図る。【総務部】

① 職員定数適正化の推進と、スリムな行政組織の実現について		
取 り 組 み	<p>長期計画に基づき技能系職員退職不補充、アウトソーシング基本方針に基づき児童指導職員を退職不補充とした。平成23年度策定の定員適正化計画はこれらを継承し、技能系職員と児童指導職員の定年退職者数を補充しないことによる定員の適正化を図った。平成23年度は前年比52人、平成24年度は前年比33人の削減を行っている。</p> <p>組織については社会情勢の変化に対応し、組織運営の円滑化と効率化を図るため、継続的に見直しを行っている。</p>	
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
② 指定管理者制度の活用や民間委託の推進と、外部への透明性を確保するしくみの検討・実施について		
取 り 組 み	<p>指定管理者制度は平成18年度より本格導入し、平成25年4月1日現在118施設について指定管理を行っている。</p> <p>内訳は、福祉施設(児童館・保育園・障害者施設・高齢者施設等)35施設、文化・産業施設(文化センター・産業会館等)14施設、交通施設(自転車駐輪場)49施設、健康・スポーツ施設(スポーツ会館など)18施設、公園施設(若洲公園キャンプ場等)2施設、となっている。</p> <p>指定管理者制度運用マニュアルに基づく効率的な選定を行い、募集要項や選定結果のHPでの公表、指定管理者運営施設の評価を毎年度行い、透明性の高い制度運営に取り組んでいる。</p> <p>そして、「江東区行財政改革計画」に基づき、保育園の調理業務、小中学校の給食調理・用務・警備の各業務、図書館窓口業務、介護保険の要介護認定調査業務等、民間委託の推進を行っている。</p>	
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
③ (仮称)シビックセンターの整備について、平成27年4月のオープンに向けた関係機関等と連携した事業進行		
取 り 組 み	<p>平成24年8月、豊洲二丁目駅前地区市街地再開発事業の施行認可を受け、三井不動産(株)が代表施行者、江東区が共同施行者となった。このほか、(株)IH及び東京消防庁を権利者として、互いに連携しながら一体的なまちづくりを進めている。また(仮称)シビックセンターは平成25年2月に工事着手したが、様々な施設が入る複合施設となることから、庁内において、その機能や設備等について調整しながら、地域住民や利用者のサービス向上に資するよう、整備を進めている。</p>	
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
④ 震災の経験等を踏まえた危機管理体制の検証・強化について		
取 り 組 み	<p>24年度から江東区事業継続計画震災編に基づき、継続的に計画の改善を図るため事業継続管理(BCM)を開始した。危機事象における態勢の確立を図るため、組織のあり方も含め、今後検討していく。</p>	
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
職員危機管理態勢確立事業		
⑤ 人材育成基本方針に基づく取り組みの実施と、職員の資質向上について		
取 り 組 み	<p>人材育成基本方針に基づき、職場における人材育成の活発化を図るためOJTを推進している。また、人材育成基本方針に示した職員像の実現と能力開発を図るため、適宜カリキュラムの修正を行っている。組織については社会情勢の変化に対応し、運営の円滑化と効率化を図るよう、継続的に見直しを行っている。</p>	
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】

平成25年度 江東区外部評価委員会による評価

区民の参画・協働と開かれた区政の実現	評価経験者 委員
<p>・行財政改革計画などによって、肥大化する行政需要に伴う支出の増加を抑制するための方策を講じ、経常収支比率の上昇を防いでいることは評価できるが、本項目に対応する指標として実質的に有効な指標は131、133しかなく、成果を客観的に把握できない。また、指定管理者制度については、適切な業者を選択するために多大なコストがかかる上に、事業遂行中も監視コストが相当にかかるため、本当に効率化につながっているのかは判断困難である。この点は、外部の専門家による評価を求める必要がある。</p>	
<p>・本項目に直接対応する取組みは南部地域の人口増に対応した(仮称)シビックセンターでの手続き、サービス提供、震災に対応した危機管理体制の強化のみであり、この限りでは、計画を実現するための取組みがなされていることになる。しかし、例えば少子高齢化といった社会状況の大きな変化がある場合、これに「柔軟かつ迅速」に対応できる組織が確立できるものなのか、非常に難しい。この取組みの具体的な意義を再定義することが必要なのではないだろうか。</p>	
<p>・人材育成の基本方針を確立し、計画的に人材育成に取り組んでいる点は評価できるが、ヒアリングの中で、すべての職員が政策形成能力を備えていなければならないというわけではないとの回答があり、その一方で、全体としてはその能力を備えておきたいという回答があった。このことを踏まえると、どのような能力を、どのような水準で有する人材を、どのような量または比率で育成・確保するかといった具体的な目標がなく、育成の進捗管理がしっかりなされているか疑問がある。</p>	
<p>・取組の内容は概ね妥当と思われるが、長期計画の指標以外に、個別計画や方針の成果を現す客観的な指標が把握されていないため、計画的な取組みの進捗管理や成果の評価が困難な状況にある。今後は、取組の継続とともに、このような情報(例:行財政改革計画の成果により歳出がどれくらいの規模で削減されたか)を整備し、公表していくことが必要である。</p> <p>・行政にとってアウトソーシングを進めるというのはそれなりに覚悟を伴う大改革である。その方針は揺るぎないものであるべきだが、あくまでも職員の現状を前提として進めるという部分を残している点はダブルスタンダードの状態にあると批判せざるをえない。</p> <p>・各種方策によって支出の肥大化を抑制していることは高く評価できる。今後は、行政が対応すべき領域と役割をさらに限定していく方向での抜本的議論(元来の「事業仕分け」)が必要である。その議論があってはじめて、必要とされる人材のあり方も見えてくるはずである。</p>	
	特になし

主幹部長(課) 政策経営部長(企画課)
関係部長(課) 政策経営部長(財政課)、総務部
長(総務課、人権推進課)、区民
部長(課税課、納税課)、会計管
理室長(会計管理室)、選挙管理
委員会事務局(選挙管理委員
会事務局)、区議会事務局(区
議会事務局)

都区制度の見直しや道州制の導入といった一連の自治制度の変化に柔軟に対応しつつも、確固たる財政基盤を基にして、自律した区政運営が展開されています。

①自律的な区政基盤の強化	都区の役割分担の明確化を進め、権限や財源の移譲を進めます。また、自律に向けた江東区独自の取り組みを推進します。
②安定的な区政運営が可能な財政基盤の確立	徹底した歳出削減を推進するとともに、特別区民税等の収納の向上を目指し、新たな財源等の確保策の実施を進めます。

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<p>◆平成19年から、都区のあり方検討委員会で、都区の事務配分、特別区の区域のあり方、都区の税財政制度等について都区間で検討が行われている。平成21年には、東京の自治のあり方研究会が設置され、将来の都制度等について調査研究が行われている。◆平成23・25年に地方分権に関する一括法(第1次～第3次)が成立し、基礎自治体への権限移譲、義務付け・枠付けの見直しが図られた。◆区内居住者人口の増加があるものの、長引く景気低迷の影響により、税収・収納率とも減少傾向にあったが、景気回復の兆しが見え始める中で、税収・収納率ともやや回復傾向が見られる。◆地方公会計制度改革の方針により、企業会計的手法に基づく財務諸表の作成・公表が要請されている。</p>	<p>◆都区のあり方検討委員会等で都区の事務配分、特別区の区域のあり方等についての検討が進む。◆国においては地方からの具体的な提案に基づく基礎自治体への権限移譲等が進むとともに、道州制の導入が検討され、区の対応が求められる。◆今後の景気の動向は依然として不透明であり、安定的に税収を確保するためにも収納率の向上に向けたより効果的な取り組みが求められる。◆地方分権の推進や都区のあり方検討による役割分担の見直しにより、国・都補助金等の見直しや消費税率引上げ等の税財政制度改革など、区財政を取巻く環境が大きく変化することが見込まれる。◆区政への区民参画に伴い、住民に対する財政状況の更なる透明化や、よりわかりやすい情報の公表が要求される。◆特別区税や特別区交付金は、景気動向に大きく左右されることから、歳入環境に見合った財政運営が求められる。</p>

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<p>◆区税の収納方法について、口座振替による収納件数は近年横ばい状態が続いている。また、平成17年度より開始したコンビニ収納については、区民への周知が進み収納方法の一つとして浸透しているが、収納件数はこちらもここ数年は横ばいとなっている。◆マンション建設に伴う急激な人口増により、特に教育施設や保育所整備などを中心に早急な公共施設整備が求められている。◆公共施設の老朽化への対応や耐震性を確保するため、改築・大規模改修工事が求められている。</p>	<p>◆区税の口座振替およびコンビニ収納については今後も大幅な増加は期待できない。◆社会環境の変化及び区民ニーズの増大に伴い、モバイルレジ収納やペイジー収納などの新たな収納方法の導入が望まれる。◆いかなる区財政の状況にあっても、安定的、継続的に区民サービスを提供するため、基金及び起債を有効かつ計画的に活用することが求められる。◆人口増加に対する公共施設整備の財源として起債を活用するが、後年度負担を踏まえ発行額の抑制が必要となる。◆区民ニーズの変化にスピード感を持って対応するため、効率的・効果的な財政運営の推進とともに、新たな財源確保策を積極的に取り組むなど、財政基盤の強化が求められる。</p>

135	経常収支比率	%	75.1 (2019)	83.4	84.4	83.9			80	財政課
136	公債費比率	%	3.7 (2019)	2.4	2.5	3.0			5.0	財政課
137	基金残高と起債残高との差し引き額	百万円	44,251 (2019)	43,261	41,445	41,004			0	財政課
138	特別区民税の収納率（現年分）	%	96.9 (2019)	97.30	97.35	98.06			97.75	納税課
	特別区民税の収納率（滞納繰越分）		26.19 (2019)	23.09	22.37	30.93			27	納税課
	特別区民税の収納率（全体）		92.76 (2019)	91.80	91.64	93.10			93.08	納税課

※成果指標の平成24年度数値は速報値です。

	24年度予算	24年度決算(速報値)	25年度予算	26年度予算
トータルコスト	5,075,409千円	14,719,474千円	5,500,330千円	
事業費	3,703,257千円	13,445,397千円	4,120,342千円	
人件費	1,372,152千円	1,274,077千円	1,379,989千円	

◆地方分権改革による「基礎自治体への権限移譲」及び「義務付け・枠付けの見直し」に対応した区の体制づくりが必要である。◆区の歳入の6割を占める特別区税及び特別区交付金については景気変動に左右されるため、弾力的な財政運営に努める必要がある。◆公共施設の整備に対し、基金・起債の計画的かつ有効な活用が必要である。◆人口増など多様化した区民ニーズの増加や扶助費等の伸びが著しいが、指標にある経常収支比率の目標値達成に向けた取組みが必要である。

◆自主的かつ総合的な行政をより確実に実施していくため、区の対応策を検討し、都区間での協議を進める。◆中長期的に安定した財政運営を行うため、計画的な基金の積み立てとともに行財政改革計画の着実な実施により、財政の健全化を図っていく。◆長期計画の後期期間となる平成27年度から平成31年度までの具体的な取り組みの方向性等について、検討を進める。◆特別区民税の収納率を向上させるため、滞納処分の強化及び徴収事務の効率化を引き続き実施するとともに、多様なニーズに応じていくため、モバイルレジ収納やペイジー収納などの新たな収納方法を導入する。

行政評価(二次評価)結果への取り組み状況

計画の実現 に向けて	3	自律的な区政基盤の確立	主管課長(課) 政策経営部長(企画課) 関係課長(課) 政策経営部長(財政課)、総務部 長(総務課、人材推進課)、区民 部長(課税課、納税課)、会計管 理室長(会計管理室)、選挙管理 委員会事務局長(選挙管理委員 会事務局)、区議会事務局長(区 議会事務局)
---------------	---	-------------	--

- ・国の地方分権改革や、都区のあり方検討委員会における検討結果に対する区の対応策を検討する。【政策経営部】
- ・中長期的に安定した財政運営を行うため、計画的に基金・起債を活用するとともに、引き続き不断の行財政改革を推進することにより、健全な財政を維持する。【政策経営部】
- ・特別区民税等の収納率向上に向けた新たな取り組みを検討・実施する。【区民部】

- ・国の地方分権改革や、都区のあり方検討委員会における検討結果に対する区の対応策を検討する。【政策経営部】
- ・中長期的に安定した財政運営を行うため、計画的に基金・起債を活用するとともに、引き続き不断の行財政改革を推進することにより、健全な財政を維持する。【政策経営部】
- ・特別区民税等の収納率向上に向けた新たな取り組みを実施する。【区民部】

① 国の地方分権改革や、都区のあり方検討委員会における検討結果に対する区の対応策の検討について		
取 り 組 み	地方分権改革による「基礎自治体への権限移譲」や「義務付け・枠付けの見直し」に円滑に対応するため、条例等規定の整備を行うとともに、組織体制の整備を図った。	
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
② 中長期的に安定した財政運営を行うため、計画的に基金・起債を活用するとともに、引き続き不断の行財政改革を推進することによる健全な財政維持について		
取 り 組 み	江東区行財政改革計画(25年度改訂版)に「新たな歳入確保策」を掲げ、自主財源確保に取り組んでいく。また、特別区民税・特別区交付金の増収見込みから、起債発行額の抑制(24・25年度)を図った。	
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
③ 特別区民税等の収納率向上に向けた新たな取り組みの実施について		
取 り 組 み	捜索・タイヤロックの積極的な実施や督促状・催告書の効果的発送のため封筒色及び文言の変更等を実施した。 また、滞納整理についてのノウハウやスキルの習得のため、東京都主税局への職員の派遣及び主税局からの職員の派遣受入れをおこなった。	
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
	徴収事業	

平成25年度 江東区外部評価委員会による評価

自律的な区政基盤の確立	評価経験者 委員
<p>・情勢のフォロー、その分析を詳細に実施し、必要な交渉にもあたっていることは妥当であるが、本区のみでは如何ともし難い問題が多く、またどのように決着したところでさして実利があるとも、区民サービスに直結するとも思われない。</p>	
<p>・江東区の財政は、現時点では特別区の平均像から見れば特に問題のある状況ではないものの、指標135が目標達成に近づいておらず、指標137の数値もH24の水準からH26には大幅に悪化すると見込まれるなど、中長期的な見通しは決して楽観できる状況にはない。行政需要と財源のバランスを維持するために、併せて『計画の実現に向けて②』の取り組みを通じて歳出の抑制に取り組むことが必要である。</p> <p>・収納率はきわめて高い水準であり、そのための努力が奏功しているであろうと推察される。特別区民税の収納は、もともと景気に影響されるところが大い上に、これ以上の収納率の改善を目指しても限界費用が増加していくばかりで実利が伴わないと予想される。</p> <p>この点から言えば、コンビニ収納に続く、モバイルレジ収納、ペイジー収納は、収納率を高める効果が希薄でありながら手数料がかかる収納手法であることを承知で導入を考えていることは不合理としか言いようがない。今後深刻化する財政状況を見据えれば、こうした手法を導入することについては相当に慎重であるべきであり、さらに言えば「納税者の利便性」を考える余裕すらないという危機感をもつべきであると考えられる。</p> <p>また、新たな収益源の開拓についても、その努力は多とするが、収入の額自体は多くを期待できるものではなく、区の姿勢を示すものとして位置づけられるべきであろう。</p>	
<p>・いまだゆとりのある財政状況にありながら、将来に備えて十分な方策を講じておこうとし、それを実施していることは評価できる。ただし、財政についていえば、高福祉・高負担と低福祉・低負担とのいずれを住民が選択するかによって将来像が決まることである。足許ではある程度の余裕を残した財政状態であるといえ、基金の残高も漸減し始めている現在、そろそろ住民に決意を迫る時期が到来したと思われる。区役所の効率化努力だけで行政サービス需要の拡大に対応できるかのような幻想を住民に与えることは、かえって不親切である。</p>	
特になし	

IV 資料

江東区外部評価委員会設置要綱

平成22年4月23日

22江政企第416号

（設置）

第1条 江東区長期計画における施策の行政評価の実施に当たり、区民の視点に立った評価を行うため、江東区外部評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、江東区長期計画の分野別計画に定める施策の行政評価に関する事項その他委員長が必要と認める事項について所掌する。

（組織）

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する委員13人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者 7人以内
- (2) 区民 6人以内

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱した日から当該年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（運営）

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聞くことができる。

（小委員会）

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に諮り小委員会を置くことができる。

- 2 小委員会は、委員会から付託された事項について、調査研究する。
- 3 小委員会の委員は、委員会の委員のうちから委員長が指名する。
- 4 小委員会の委員長は、委員が互選する。
- 5 小委員会は、小委員会の委員長が招集する。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、政策経営部企画課において処理する。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

平成25年度外部評価委員会 日程

全委員		第1回	6月28日(金) 19:00	江東区役所7階 第72会議室	ガイダンス	
1 階	大塚 敬 委員 桑田 仁 委員 吉田 正子 委員 清田 清典 委員	第2回	7月5日(金) 19:00	江東区役所7階 第71会議室	第20 第21	土木部長、管理課長 環境清掃部長、環境化対策課長
		第3回	7月10日(水) 19:00	江東区防災 センター4階 第44会議室	第20 第21	都市整備部長、住宅課長 土木部長、交通対策課長
		第4回	7月15日(月) 10:00	江東区役所7階 第71会議室	第22	都市整備部長、建築調整課長
					第23	総務部長、防災課長
2 階	藤枝 聡 委員 牧瀬 裕 委員 坂井 優子 委員 田中 真司 委員	第2回	7月9日(火) 19:00	江東区役所7階 第71会議室	第7 第10	こども未来部長、子育て支援課長 教育委員全事務司次長、学技支援課長
		第3回	7月27日(土) 10:00	江東区防災 センター2階 第21会議室	第15	地域振興部長、経済課長
					第16	地域振興部長、経済課長
		第4回	7月27日(土) 13:30	江東区防災 センター2階 第21会議室	第17	地域振興部長、地域振興課長
第20	地域振興部長、文化観光課長					
3 階	木村 乃 委員 山本 かの子 委員 梅村 小百合 委員 渋谷 勝彦 委員	第2回	7月3日(水) 19:00	江東区役所7階 第73会議室	第12	教育委員全事務司次長、放課後支援課長
					第13	地域振興部長、青少年課長
		第3回	7月12日(金) 19:00	江東区役所7階 第71会議室	第22	健康部長、健康推進課長
					第23	健康部長、保健予防課長
第4回	7月24日(水) 19:00	江東区役所7階 第71会議室	第25	福祉部長、福祉課長		
評議 聴取 者	安念 潤司 委員 木村 乃 委員 藤枝 聡 委員 大塚 敬 委員	第5回	7月25日(木) 19:00	江東区役所7階 第71会議室	計国の 実現に 向け②	政策経営部長、企画課長
					計国の 実現に 向け③	政策経営部長、企画課長
全委員		第6回	8月16日(金) 19:00	江東区防災 センター2階 第21会議室	まとめ	

